

令和7年度 厚生労働省
障害者地域生活支援体制整備事業

「全国ブロック会議」研修資料

＜北陸・甲信越ブロック＞

令和7年11月26日

目 次

1. 「全国ブロック会議」について	1
2. ブロック会議プログラム	2
3. 研修講師	3
4. 研修資料	4
・ 行政説明（厚生労働省）	5
・ 事例の報告	
・ 事例の報告（解説）	46
・ 事例の報告（新潟県）	51
・ 事例の概要	62
・ 演習（グループワーク）	78
・ 都道府県の取組状況等　＜北陸・甲信越ブロック＞	87
・ 新潟県 ・ 富山県 ・ 石川県 ・ 福井県	

当日配布資料一覧

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 「全国ブロック会議」研修資料・ 座席表・グループ名簿・ 演習シート1～5（演習で使用）・ アンケート用紙（ブロック会議終了後、提出してください）・ （参考）オンライン研修「チェックリスト」について |
|--|

参考資料（都道府県ごとに配布）

- ・ 市町村の基幹・拠点・協議会の設置状況一覧
- ・ オンライン研修 参加状況
- ・ オンライン研修「チェックリスト」回答一覧
- ・ オンライン研修「研修後アンケート」回答一覧

【厚生労働省担当部局】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

【研修事務局】

一般社団法人北海道総合研究調査会（H I T）

1. 「全国ブロック会議」について

(1) 目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところです。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれ、今後、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営や、これらの市町村に対する都道府県による支援など、各自治体が相談支援体制の強化に向けて取り組むことが必要となっています。

そこで、厚生労働省では、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営の促進を図るため、令和6年度から、各都道府県の担当職員・アドバイザー事業に従事する者等を対象にした「全国ブロック会議」を実施しております。2年目となる今年度は、昨年度検討した「目標」と「取組」の進捗の振り返りとともに、自都道府県内の市町村の課題等を共有したうえで、市町村支援を実践するためにより具体的な取組を検討いただく機会とて実施いたします。

(2) 対象者

都道府県の相談支援体制整備に関わる担当職員・アドバイザー事業に従事する者等

(3) 開催日程

全国を6ブロックに分け、各1回ずつ開催

	ブロック	開催地	開催日程	会場	住所
第1回	関東	東京都	令和7年11月14日(金) 10:00～16:30(受付9:40～)	ビジョンセンター新橋 17F 1702	東京都千代田区内幸町 1-5-2 内幸町平和ビル 17F
第2回	北陸・ 甲信越	金沢市	令和7年11月26日(水) 10:00～16:30(受付9:40～)	TKP ガーデンシティ PREMIUM 金沢駅西 口 2F ホール 2C	石川県金沢市広岡 2-13- 33 JR金沢駅西第三NKビ ル 2F
第3回	東海・ 近畿	名古屋市	令和7年11月28日(金) 10:00～16:30(受付9:40～)	プライムセントラルタ ワー名古屋駅前店 13F 第1+2会議室	愛知県名古屋市西区名駅 2-27-8 名古屋プライム セントラルタワー 13F
第4回	北海道・ 東北	仙台市	令和7年12月5日(金) 10:00～16:30(受付9:40～)	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 8F ホール 8A	宮城県 仙台市青葉区花 京院 1-2-15 ソラプラザ 8F
第5回	中国・ 四国	岡山市	令和7年12月17日(水) 10:00～16:30(受付9:40～)	ターミナルスクエア 12F スクエアホール	岡山市北区駅元町1番4 号ターミナルスクエア 12F
第6回	九州・ 沖縄	福岡市	令和7年12月19日(金) 10:00～16:30(受付9:40～)	リファレンス駅東ビ ル 5F 会議室 V-1	福岡市博多区博多駅東1 丁目16-14 リファレンス 駅東ビル 5F

2. ブロック会議プログラム

時間	内容	担当
10 : 00	開会	事務局
10 : 00～10 : 05	挨拶（本ブロック会議の目的等）	厚生労働省
10 : 05～10 : 10	資料確認・本日の流れの説明	事務局
10 : 10～10 : 55（45 分）	【1】行政説明 ・厚生労働省における直近の取組、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の方向性について説明	厚生労働省
10 : 55～11 : 25（30 分）	【2】都道府県からの状況報告 ・事前提出「都道府県の取組状況等」について参加都道府県から報告（1 都道府県 2～3 分程度）	都道府県
11 : 25～11 : 30（5 分）	休憩	
11 : 30～12 : 20（50 分）	【3】事例の報告 ①事例の報告（解説） ・都道府県による市町村支援の「事例の報告（5 事例）」の概要について解説	講師
	②事例の報告 ・都道府県による市町村支援の取組を報告	各都道府県
12 : 20～12 : 30（10 分）	【4】意見交換 ・事例の取組を聞いて、各都道府県内の状況とどんな違いがあるか等、意見交換	事務局
12 : 30～13 : 30（60 分）	休憩	
13 : 30～16 : 05	【5】演習（グループワーク） 自己紹介 グループワーク 1 の進め方の説明 グループワーク 1：他都道府県との意見交換 ①都道府県の現状や課題を発表（15 分） ②課題解決に向けての取組等の意見交換（45 分）	講師
14 : 45～14 : 55（10 分）	席替え・休憩	
14 : 55～15 : 00（5 分） 15 : 00～16 : 05（65 分）	グループワーク 2 の進め方の説明 グループワーク 2：自都道府県での意見交換 ①取組の振り返りと課題の共有（15 分） ②次年度に向けた取組について（50 分）	
16 : 05～16 : 25（20 分）	【6】総括 ・グループ発表・講師による総括	
16 : 25～16 : 30	閉会（挨拶） アンケート・演習シートの提出	厚生労働省 事務局

3. 研修講師

ブロック		氏名	所属	役職等
関東	講義	岡部 正文	社会福祉法人 ソラティオ	理事長
	演習	日野原 雄二	社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会	主幹
北陸・甲信越	講義	島 優子	社会福祉法人 愛恵会 相談支援事業所 こだま (松阪市障がい児・者総合相談センター マーベル)	管理者
	演習	村上 美恵子	特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと	管理者
東海・近畿	講義	小島 一郎	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市リハビリテーションセンター	相談支援部長
	演習	濱口 直哉	社会福祉法人あかりの家 地域支援センターあいあむ	センター長
北海道・東北	講義	長谷川 さとみ	社会福祉法人 藤聖母園 相談支援事業所 藤	管理者
	演習	齋藤 栄樹	サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センター	センター長
中国・四国	講義	永田 拓	社会福祉法人リンク 倉敷地域基幹相談支援センター	施設長
	演習	川島 成太	社会福祉法人有誠福祉会 名西郡障がい者基幹相談支援センター	管理者
九州・沖縄	講義	山下 浩司	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	事務局次長
	演習	山口 麻衣子	社会福祉法人清樹会 地域生活支援センターすみよし	管理者

(敬称略)

4. 研修資料

・ 行政説明（厚生労働省）	5
・ 事例の報告	
・ 事例の報告（解説）	46
・ 事例の報告（新潟県）	51
・ 事例の概要	62
・ 演習（グループワーク）	78
・ 都道府県の取組状況等	87

「障害者等の地域生活支援体制の充実に向けて」

令和7年度 障害者地域生活支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日特にお伝えしたい事項

今年度の行政説明で特にお伝えしたい事項（ホットトピックス）

厚生労働省における直近の取組

- ☑ 令和6年度障害者地域生活支援体制整備事業
（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）
- ☑ 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について など

次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の方向性

- ☑ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組
- ☑ 地域生活支援体制の整備についてのアドバイザーの取組
- ☑ 地域生活支援拠点等の機能の更なる強化・充実 など

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・（自立支援）協議会の目指すべき方向性、令和6年度報酬改定及び障害福祉計画の概要といった押さえておくべき基本事項については、昨年度の行政説明資料に盛り込んでいるので、必要に応じてご参照ください。

【掲載先】[障害者地域生活支援体制整備事業 | 厚生労働省](#)

障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

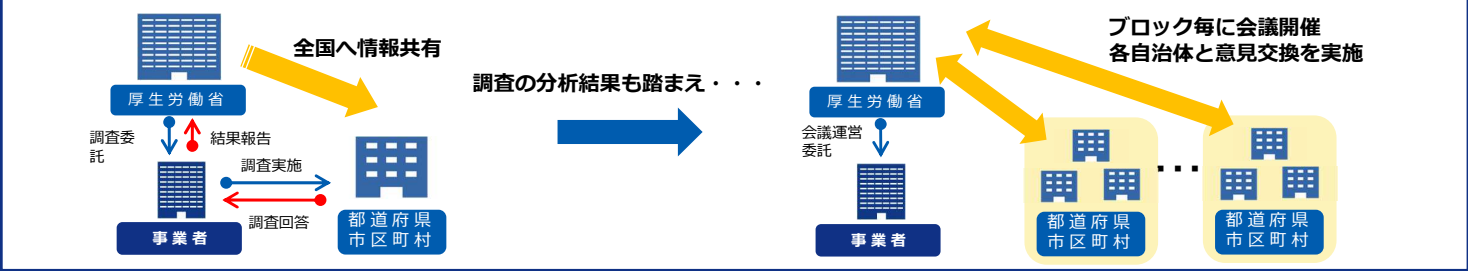
令和7年度当初予算 11百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
 - 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、**国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。**
- ※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

令和6年度	きっかけづくり - 基幹・拠点・協議会の目指すべき方向性、令和6年度報酬改定や障害福祉計画の概要などを確認。 - 全国の好事例を通じた基幹・拠点・協議会の連携の重要性や、機能させるための方法を学ぶ。 - グループワークにより (都道府県) 「1年後の目標」と「具体的な取組」の議論し、担当者・関係者で共有。 (市町村) 他自治体の課題や現状を共有し、各自治体の取組のヒントを得る。 ○ 各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。 ○ 都道府県に対しては管内の市町村向けの伝達研修等を依頼していたところ、これまでに複数の都道府県において管内市町村向け研修が開催されている状況。機運醸成や取組のきっかけづくりの一助となり、大きな成果となった。
令和7年度	振り返りと実践 - 地域生活支援体制整備に取り組むためのツール（チェックリスト等）や参考情報を提供。 - 積極的に取り組んでいる自治体からの事例を紹介（実践者の目線からのリアルな声の提供） - グループワークにより (都道府県) 令和6年度に検討した「目標」と「取組」の進捗状況と現在抱える課題の共有や検討。 (市町村) チェックリストで把握した現在の取組状況と課題について、他自治体と意見交換。 都道府県への要望の取りまとめ。 ※チェックリストの結果と要望事項は、都道府県に共有。 アンケート結果等を踏まえて、今年度の事業について評価し、見えてきた課題等は次年度の取組の参考とする
令和8年度	取組の継続・定着 令和6年度、7年度事業の参加者からのアンケート結果及び有識者や自治体等で構成される検討会での議論を踏まえ検討

障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

令和6年度実績

○ 厚生労働省から全国で統一した資料と行政説明を行うとともに、日本相談支援専門員協会に講師として協力いただき、地域の好事例の紹介、グループワークを実施（計 1,500 名程度参加）。※都道府県：対面（6ブロック）、市町村：オンライン（全4回）
詳細は以下のとおり。

都道府県ブロック会議の参加状況

- ・ 47 都道府県から参加申し込みがあったが、46 都道府県が参加。（当日の悪天候の影響により欠席となった秋田県を除く）
- ・ 参加人数は、計 135 名（都道府県職員 75 名、相談支援体制整備事業のアドバイザー等 56 名、その他 4 名）

		参加人数	内 訳		
			都道府県職員	相談支援体制整備事業のアドバイザー等	その他
1	北海道	4	2	2	0
2	青森県	3	3	0	0
3	岩手県	1	1	0	0
4	宮城県	1	1	0	0
5	秋田県	0	0	0	0
6	山形県	3	1	2	0
7	福島県	3	1	2	0
8	茨城県	4	2	2	0
9	栃木県	3	2	1	0
10	群馬県	4	2	2	0
11	埼玉県	3	2	1	0
12	千葉県	4	1	1	2
13	東京都	4	4	0	0
14	神奈川県	4	2	2	0
15	新潟県	4	2	2	0
16	富山県	3	1	2	0
17	石川県	3	1	2	0
18	福井県	2	1	1	0
19	山梨県	2	1	1	0
20	長野県	3	1	2	0
21	岐阜県	1	1	0	0
22	静岡県	2	1	0	1
23	愛知県	3	1	2	0
24	三重県	3	3	0	0

		参加人数	内 訳		
			都道府県職員	相談支援体制整備事業のアドバイザー等	その他
25	滋賀県	2	1	1	0
26	京都府	1	1	0	0
27	大阪府	4	4	0	0
28	兵庫県	3	2	1	0
29	奈良県	3	2	1	0
30	和歌山県	3	1	2	0
31	鳥取県	1	1	0	0
32	島根県	3	3	0	0
33	岡山県	4	1	3	0
34	広島県	3	1	2	0
35	山口県	2	2	0	0
36	徳島県	3	3	0	0
37	香川県	4	1	2	1
38	愛媛県	3	1	2	0
39	高知県	2	2	0	0
40	福岡県	3	2	1	0
41	佐賀県	4	1	3	0
42	長崎県	3	1	2	0
43	熊本県	3	1	2	0
44	大分県	4	3	1	0
45	宮崎県	4	1	3	0
46	鹿児島県	2	2	0	0
47	沖縄県	4	1	3	0
計		135	75	56	4

市町村オンライン研修の参加状況

- ・ 各自治体の整備状況別に、4 日に分けて研修を開催。
- ・ オンライン研修の参加者数は 1,164 アカウント。（参加申し込み総数は、1,282 アカウント。）

	参加市町村数（圏域・地域含む）	参加人数	自治体担当職員	相談支援・（自立支援）協議会等に関する関係者
1	北海道	39	66	33
2	青森県	14	15	13
3	岩手県	8	8	7
4	宮城県	13	36	12
5	秋田県	8	19	9
6	山形県	9	11	10
7	福島県	8	9	8
8	茨城県	13	35	17
9	栃木県	8	13	5
10	群馬県	9	15	9
11	埼玉県	37	82	41
12	千葉県	24	40	17
13	東京都	30	87	28
14	神奈川県	5	13	2
15	新潟県	17	22	15
16	富山県	9	14	10
17	石川県	10	15	9
18	福井県	12	19	13
19	山梨県	9	9	7
20	長野県	13	16	14
21	岐阜県	11	16	10
22	静岡県	18	45	22
23	愛知県	30	56	26
24	三重県	9	26	8

	参加市町村数（圏域・地域含む）	参加人数	自治体担当職員	相談支援・（自立支援）協議会等に関する関係者
25	滋賀県	12	19	9
26	京都府	9	12	9
27	大阪府	18	29	13
28	兵庫県	15	47	15
29	奈良県	6	20	10
30	和歌山県	1	1	1
31	鳥取県	5	9	4
32	島根県	8	11	7
33	岡山県	4	17	5
34	広島県	13	41	14
35	山口県	5	6	5
36	徳島県	13	24	14
37	香川県	9	12	6
38	愛媛県	11	15	10
39	高知県	8	9	7
40	福岡県	14	42	16
41	佐賀県	5	6	4
42	長崎県	11	14	11
43	熊本県	23	34	14
44	大分県	10	35	10
45	宮崎県	15	22	9
46	鹿児島県	14	21	10
47	沖縄県	13	31	14
計		605	1,164	562

令和7年度 市町村オンライン研修の実績

	市町村名	市町村数	申込 市町村数	%	申込数(アカウント数)			当日参加数(アカウント数)			参加者数(複数人参加含む)		
						市町村	関係者		市町村	関係者		市町村	関係者
計		1,741	669	38.4%	1,075	606	469	950	523	427	2,127	940	1,187
1	北海道	179	47	26.3%	60	44	16	55	40	15	87	55	32
2	青森県	40	9	22.5%	10	9	1	9	8	1	29	20	9
3	岩手県	33	10	30.3%	15	9	6	13	8	5	22	10	12
4	宮城県	35	17	48.6%	20	13	7	19	13	6	49	24	25
5	秋田県	25	16	64.0%	21	15	6	18	12	6	45	20	25
6	山形県	35	9	25.7%	9	7	2	8	6	2	14	9	5
7	福島県	59	14	23.7%	19	10	9	16	8	8	36	12	24
8	茨城県	44	23	52.3%	36	25	11	32	21	11	68	40	28
9	栃木県	25	13	52.0%	15	13	2	13	11	2	37	16	21
10	群馬県	35	6	17.1%	6	4	2	5	4	1	13	4	9
11	埼玉県	63	36	57.1%	64	33	31	59	30	29	138	57	81
12	千葉県	54	21	38.9%	40	17	23	36	15	21	70	28	42
13	東京都	62	27	43.5%	62	22	40	48	15	33	98	34	64
14	神奈川県	33	18	54.5%	44	15	29	39	13	26	64	25	39
15	新潟県	30	12	40.0%	31	13	18	27	12	15	60	25	35
16	富山県	15	6	40.0%	10	4	6	9	3	6	13	4	9
17	石川県	19	4	21.1%	5	4	1	5	4	1	8	6	2
18	福井県	17	11	64.7%	14	12	2	14	12	2	29	20	9
19	山梨県	27	9	33.3%	9	6	3	9	6	3	26	9	17
20	長野県	77	15	19.5%	19	11	8	16	8	8	41	16	25
21	岐阜県	42	10	23.8%	21	10	11	20	9	11	38	14	24
22	静岡県	35	14	40.0%	33	13	20	30	12	18	85	29	56
23	愛知県	54	29	53.7%	41	21	20	39	19	20	98	32	66

	市町村名	市町村数	申込 市町村数	%	申込数(アカウント数)			当日参加数(アカウント)			参加者数(複数人参加含む)		
					市町村	関係者		市町村	関係者		市町村	関係者	
24	三重県	29	5	17.2%	5	5	0	5	5	0	7	7	0
25	滋賀県	19	5	26.3%	7	3	4	6	3	3	16	9	7
26	京都府	26	9	34.6%	18	11	7	15	9	6	21	15	6
27	大阪府	43	15	34.9%	18	11	7	14	7	7	29	18	11
28	兵庫県	41	16	39.0%	41	14	27	36	12	24	58	20	38
29	奈良県	39	12	30.8%	12	12	0	9	9	0	20	16	4
30	和歌山県	30	10	33.3%	19	10	9	16	8	8	25	14	11
31	鳥取県	19	7	36.8%	7	6	1	5	4	1	5	4	1
32	島根県	19	7	36.8%	10	6	4	9	6	3	23	9	14
33	岡山県	27	24	88.9%	34	24	10	31	23	8	52	32	20
34	広島県	23	19	82.6%	52	24	28	49	21	28	98	32	66
35	山口県	19	10	52.6%	11	9	2	11	9	2	38	17	21
36	徳島県	24	6	25.0%	7	6	1	7	6	1	18	11	7
37	香川県	17	7	41.2%	8	7	1	8	7	1	18	11	7
38	愛媛県	20	12	60.0%	15	11	4	15	11	4	51	25	26
39	高知県	34	7	20.6%	10	7	3	9	7	2	21	13	8
40	福岡県	60	28	46.7%	48	27	21	40	19	21	59	25	34
41	佐賀県	20	6	30.0%	6	4	2	4	2	2	9	3	6
42	長崎県	21	11	52.4%	15	10	5	12	10	2	41	27	14
43	熊本県	45	13	28.9%	15	10	5	12	7	5	41	16	25
44	大分県	18	13	72.2%	37	14	23	34	13	21	58	22	36
45	宮崎県	26	15	57.7%	21	11	10	20	11	9	116	35	81
46	鹿児島県	43	18	41.9%	26	18	8	23	15	8	58	27	31
47	沖縄県	41	18	43.9%	29	16	13	21	10	11	77	23	54

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目)
厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業

※一部集計結果

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
Ⅰ. 相談支援体制構築のための基礎理解								
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1	相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533	24	4	1	562
				94.8%	4.3%	0.7%	0.2%	100.0%
		2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539	18	4	1	562
				95.9%	3.2%	0.7%	0.2%	100.0%
Ⅱ. 相談支援体制の構築に必要な理解と実践								
1	行政の担当部署	3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501	23	8	30	562
			89.1%	4.1%	1.4%	5.3%	100.0%	
		4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431	84	17	30	562
				76.7%	14.9%	3.0%	5.3%	100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508	21	3	30	562
				90.4%	3.7%	0.5%	5.3%	100.0%
2	行政内における連携	6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430	86	17	29	562
			76.5%	15.3%	3.0%	5.2%	100.0%	
		7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466	52	15	29	562
				82.9%	9.3%	2.7%	5.2%	100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410	93	30	29	562
				73.0%	16.5%	5.3%	5.2%	100.0%
3	行政と委託相談等との連携	9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498	25	16	23	562
			88.6%	4.4%	2.8%	4.1%	100.0%	
		10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306	148	80	28	562
				54.4%	26.3%	14.2%	5.0%	100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4	基幹相談支 援センター	11	計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
		12	計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	202 35.9%	173 30.8%	143 25.4%	44 7.8%	562 100.0%
		13	複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実にに向けた取組を計画的に促進している。	145 25.8%	144 25.6%	230 40.9%	43 7.7%	562 100.0%
		14	のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213 37.9%	143 25.4%	162 28.8%	44 7.8%	562 100.0%
		15	委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができて	328 58.4%	93 16.5%	96 17.1%	45 8.0%	562 100.0%
		16	相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	315 56.0%	127 22.6%	77 13.7%	43 7.7%	562 100.0%
		17	基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	388 69.0%	51 9.1%	79 14.1%	44 7.8%	562 100.0%
		18	市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	156 27.8%	104 18.5%	258 45.9%	44 7.8%	562 100.0%
5	地域生活拠 点等	19	基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	433 77.0%	78 13.9%	33 5.9%	18 3.2%	562 100.0%
		20	拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	176 31.3%	67 11.9%	297 52.8%	22 3.9%	562 100.0%
		21	拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	84 14.9%	84 14.9%	371 66.0%	23 4.1%	562 100.0%
		22	拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している(あるいは検討している)。	178 31.7%	101 18.0%	261 46.4%	22 3.9%	562 100.0%

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
	地域生活拠 点等	23	拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	267 47.5%	127 22.6%	149 26.5%	19 3.4%	562 100.0%
		24	行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	140 24.9%	127 22.6%	272 48.4%	23 4.1%	562 100.0%
6	(自立支援) 協議会	25	協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	485 86.3%	40 7.1%	34 6.0%	3 0.5%	562 100.0%
		26	協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	272 48.4%	187 33.3%	99 17.6%	4 0.7%	562 100.0%
		27	協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	475 84.5%	64 11.4%	19 3.4%	4 0.7%	562 100.0%
		28	協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	414 73.7%	82 14.6%	60 10.7%	6 1.1%	562 100.0%
		29	個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	159 28.3%	141 25.1%	252 44.8%	10 1.8%	562 100.0%
		30	都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	155 27.6%	159 28.3%	239 42.5%	9 1.6%	562 100.0%
		31	都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用している。	227 40.4%	95 16.9%	230 40.9%	10 1.8%	562 100.0%

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略(速報値)

令和7年度 市町村オンライン研修アンケート結果（概要）

- ◆ オンライン研修（全4回開催）の参加者数は2,127名（市町村：940名 関係者：1,187名）
- ◆ 基幹相談支援センターの設置ならびに地域生活支援拠点等の整備状況に応じて参加日程を分け、かつ自治体の人口規模別に演習グループを設定して開催し、各日程とも研修で見た課題や都道府県に期待すること等についてアンケートを実施。

基幹等の設置状況	事前学習の効果	自治体の課題	今後取り組みたいこと	都道府県との連携・期待
未設置・未整備	・制度的理解が深まった ・（基幹・拠点・協議会）の目的の再確認に繋がった ・設置プロセスの理解が出来た ・都道府県との連携が重要 ・ADV活用（特に大分県の例） ・高知県の地域アクセスが良い	・人材不足・社会資源不足 ・財源不足・ノウハウ不足 ・（自立支援）協議会の形骸化 ・各種情報の不足 ・担当者が他部署に説明できない ・官民協働が不足している ・広域設置の方法が分からない	・近隣自治体に広域設置の依頼 ・ADVの活用を検討する ・官民協働の促進（抱え込まず巻きこむ・小規模自治体の強みを活かす） ・協議会の運営を見直す ・設置要項の作成に着手する	・制度説明等の機会の確保 ・県内設置整備情報の共有 ・ADV活用方法の情報提供 ・県職員と一緒に考えたい ・振興局までしか見えない ・町に足を運んで欲しい ・広域設置へのサポート
いずれか設置・整備済	・制度理解が深まった ・同規模自治体の実践が役立つ ・広域的な支援方法を学べた ・チェックリストの活用 ・ADVの活用（おせっかい） ・各県の実践（県との連携） ・平時からの備えの重要性 ・基礎自治体の報告が少ない	・情報が不足・社会資源不足 ・相談支援事業所がバンク状態 ・人材育成（不足を育成で補う） ・（自立支援）協議会が形骸化 ・関係機関相互の役割分担と連携 ・緊急時の受入体制が無い ・官民協働の機会が無い ・チェックリストで課題が明確化	・基幹C設置のためのWGの設置 ・拠点整備の部会を設置してみる ・広域設置の検討 ・先ず出来ることから始める ・先進的な自治体に連絡してみる ・県の担当部署を調べる ・県の協議会の状況を調べる ・地域の課題に強いADVの活用	・市町村のバックアップ ・ADVの活用方法の情報提供 ・県内情報共有の場 ・都道府県担当との意見交換 ・振興局の支援（市町村訪問） ・都道府県協議会の状況周知 ・都道府県協議会への報告
いずれも設置・整備済	・基幹の巡回相談は良い ・官民協働が重要 ・チェックリストの活用 ・ADVの積極的な活用 ・設置整備後の連携強化 ・加算Ⅰを目指す必要性	・セルフプラン率の高さ（児） ・拠点コーディネーターの未配置 ・（拠点）事前登録制でない ・一人事業所のフォロー不足 ・医ケア児や強行等の対応不足 ・異動に伴う行政の理解不足 ・次世代の育成（継続性の担保）	・機能強化加算取得への取組 ・主任相談支援専門員の活用 ・改めて現状の再点検を行う ・日中支援型GHの部会への報告 ・県協議会への意見出し ・行政としての予算確保	・市町村職員対象の勉強会 ・広域設置の仲介・調整 ・専門人材育成の研修 ・ADVの活用方法の情報提供 ・協議会への県職員の参加 ・施設の空き状況の情報提供 ・都道府県担当との意見交換

11

本日お話しする内容

目次

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

1. 現状の再確認

2. (自立支援)協議会の活性化

3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）

4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

5. アドバイザーの活動に関する取組

6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

ひと、くらし、みらいのために



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする（ほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う）。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当たする必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び2②の一部は令和5年10月1日）

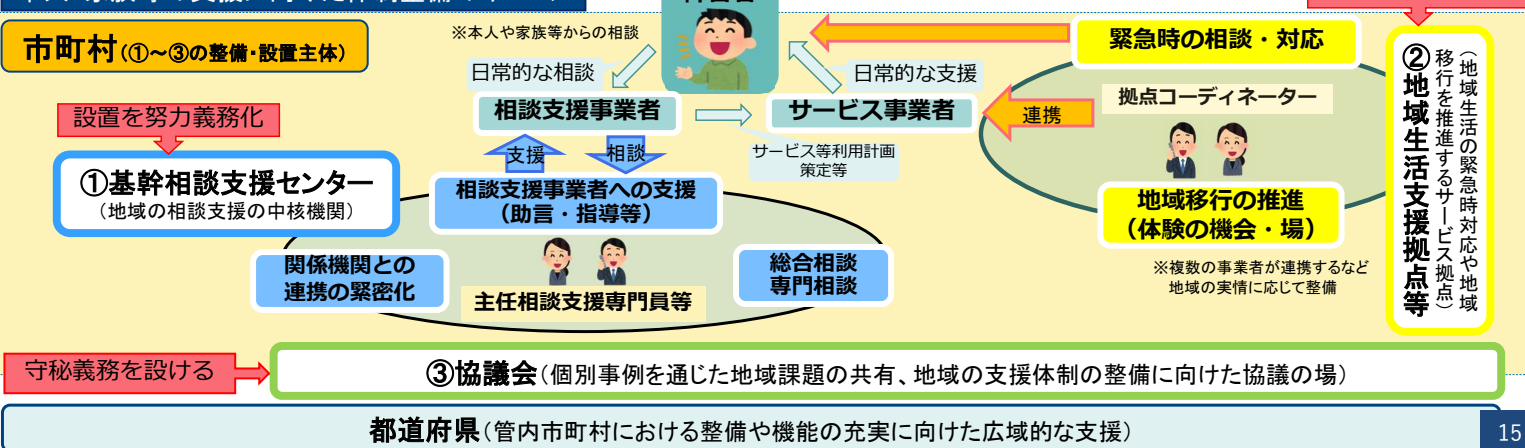
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は6割程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約7割の市町村での整備にとどまっている。※令和6年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:1,270市町村(73%),基幹相談支援センター:1,045市町村(60%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・ 障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 地域における相談支援体制の充実強化
- ・ 障害福祉サービスの質の確保
- ・ その他(地方分権提案に対する対応)

3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
 - ・ 施設入所者数: R4年度末の5%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
 - ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
 - ・ 退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・ 市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
 - ・ 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
 - ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・ 都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・ 就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・ 都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・ 都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2

1. 現状の再確認

2. (自立支援)協議会の活性化

3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）

4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化

5. アドバイザーの活動に関する取組

6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

ひと、くらし、みらいのために



(自立支援)協議会の概要

経緯

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。**（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R7.4月時点）

市町村	：1,693自治体(設置率約97%)
都道府県	：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

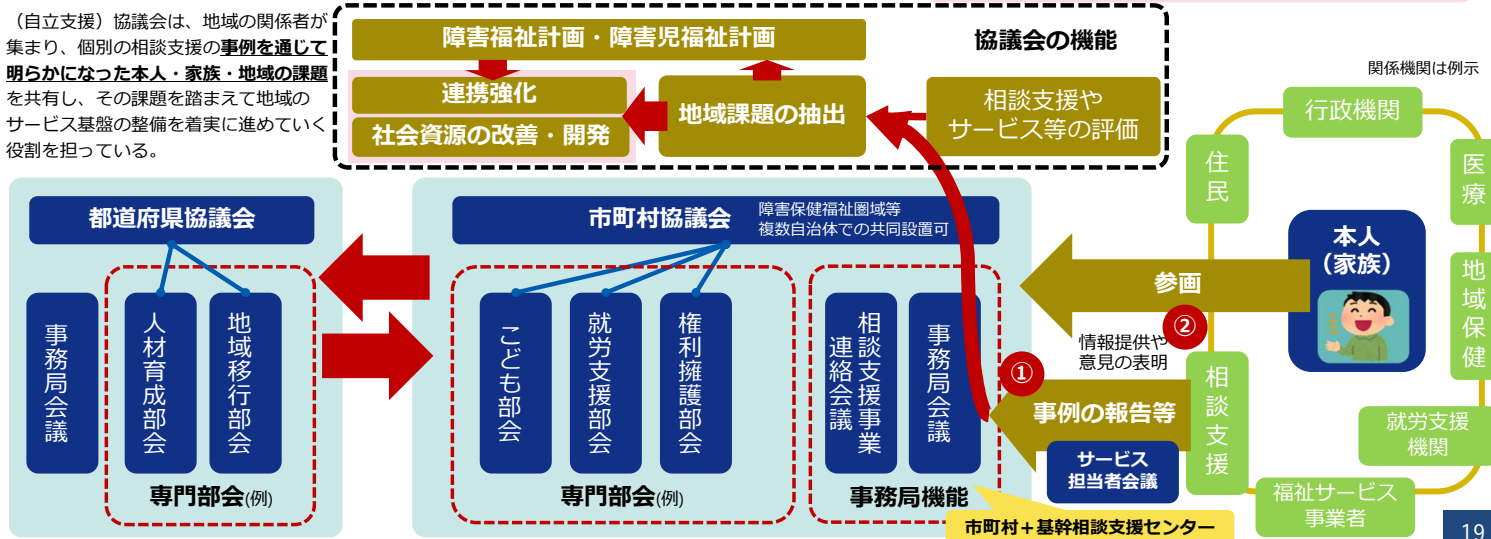
（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。**（第2項改正）
「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。**（第3項、第4項新設）
- 新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。**（第5項新設）
* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

令和7年5月に（自立支援）協議会の設置・運営ガイドラインを改定し、個人情報の取扱いを整理の上、お示し。



市町村協議会の主な機能と留意点

参考資料

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

主な機能と留意点

主な機能

- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ・ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ・ 地域における関係機関の連携強化
- ・ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ・ 都道府県協議会との連携

等

留意点

- 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
 - ・ 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
 - ・ 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。
 - ・ 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
- 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
 - ・ 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
 - ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
 - ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
 - ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
 - ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」（令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号）

（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン

（令和7年5月改定）

- （自立支援）協議会については、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているものの、地域差や形骸化が指摘されており、一定の標準的な手法の提示や活性化が求められているが、その実態の把握や形骸化の要因分析は行われていなかった。
- こうした状況を踏まえ、障害者総合推進事業において、（自立支援）協議会の実態調査を行ったうえで、設置運営に関する標準的な方法や検討方法について取りまとめた「設置・運営ガイドライン」を作成。（令和6年3月に初版を発出）

掲載先（厚労省HP）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/kyougikai.html

（自立支援）協議会の役割と機能

- 「支援体制整備と地域づくりの視点」が協議会の目的として明確に定義されているか
- 協議会の6つの機能（情報共有・調整・社会資源の開発・人材育成・権利擁護・評価）が整理・実行されているか
- 協議会メンバーに守秘義務を課す仕組みや個人情報の取扱いが導入されているか（※）

市町村（地域）と都道府県の効果的な連携

- 都道府県体制整備事業のアドバイザーを活用して、市町村（圏域）に必要なバックアップを行っているか
- 地域課題を市町村から都道府県協議会へ定期的に報告しているか
- 都道府県の機能である「人材の確保・養成・育成支援」に関して、地域の実態把握に基づいた人材育成体制を確保しているか

（※）個人情報の取扱い

協議会における検討を活性化させるため、障害者総合支援法の改正（法第89条の3第3項・4項・5項）により、

- ・協議会は関係者に協力を求めることができ、関係者はこれに応じることに努力義務化、
- ・あわせて守秘義務を課した。

市町村（自立支援）協議会の進め方

- 行政と基幹相談支援センターをパートナーとする「事務局体制」となっているか
- 地域課題を「個別支援事例」から収集し、協議に活かすプロセスが確立しているか
- 多様な関係者（相談支援、福祉、医療、保健、教育、当事者等）が構成員として適切に参画しているか

都道府県（自立支援）協議会の進め方

- 都道府県協議会において、市町村の課題やニーズが網羅的に共有・分析されているか
- 研修体制（相談支援従事者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者など）が体系的に構築されているか
- 「めざす姿（ビジョン）」を都道府県として明確化し、地域づくりに資する体制整備が行われているか

個人情報の取扱いは本人の同意が原則。
ただし、一定の要件を満たした場合、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外（法令に基づく場合）等に該当し、本人の同意を得ずに第三者に情報提供可能。令和7年5月にガイドラインを改定し、この取扱いについて明記。

(別紙)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく(自立支援)協議会における情報提供(第89条の3第3項)について、個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外(法令に基づく場合)等に該当することとする整理

障害者総合支援法上、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」(障害者総合支援法第1条の2)とあり、支援を行う上で、「障害者の意思の尊重」は重要であり、そうした観点からも、法第89条の3に規定する(自立支援)協議会(以下「協議会」という。)において個人データを共有する場合は、当事者の同意を得ることが原則である。一方で、当事者の同意が得られない場合であっても、以下の①から③までの全ての要件に当てはまる場合は、障害者総合支援法上の「地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ために必要があると認めるときに当たる(当事者の尊厳を損なうことにはならない)と考えられることから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報法」という。)における個人データの第三者提供制限の例外として、個人情報法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

① 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合

例えば、本人に認知機能に支障があることがうかがわれる場合や、精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できないことから本要件に該当し得ると考えられる。

② 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、こうした状態が続くことで、本人又は家族、近隣住民等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常の判断能力をもってすれば判断可能である場合には、本要件に該当し得る。

③ 協議会の関係機関等間で情報共有する必要がある場合

例えば、当事者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命、身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合には、本要件に該当し得る。

<要保護性>

上記個人データのうち、要配慮個人情報に当たるもしくは当たる可能性があるものとしては、以下が考えられる。

・ 障害の状況 ・ 精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状

これらの情報は、上記個人データの中でも特に要保護性が高いと考えられるところ、支援を図るための目的以外に利用された場合には、不当な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、必要最小限の共有にとどめたいと、情報漏えいしないよう留意する必要がある。

なお、障害者総合支援法第89条の3第3項において提供が予定されている範囲と当該提供先で予定されている取扱いとは以下の通り。

○ 提供が予定されている範囲： 協議会の関係機関等

○ 当該提供先で予定されている取扱い：

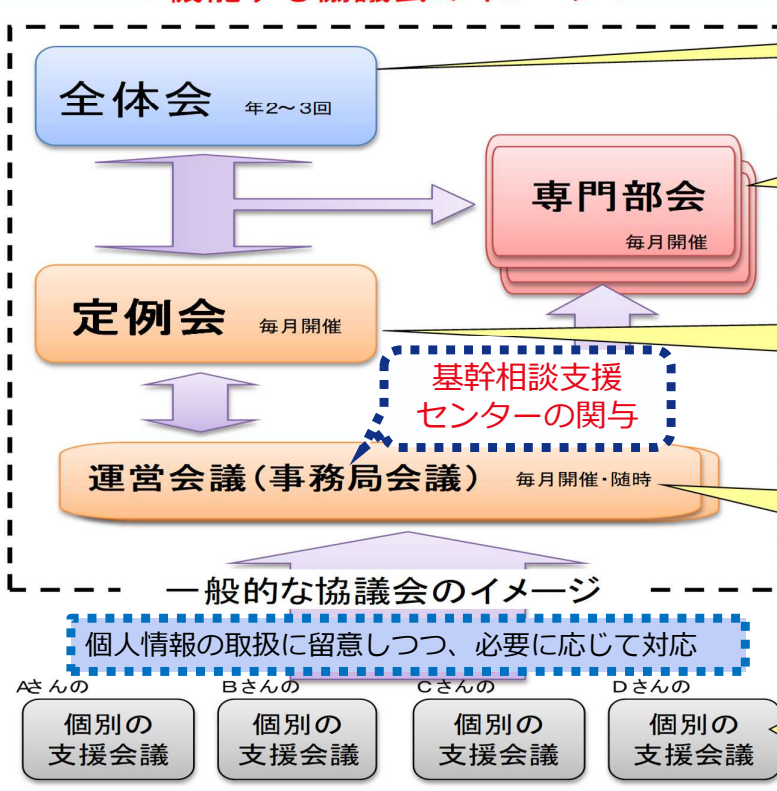
個人データの取扱主体は、協議会を構成する個々の関係機関等に限られる。また、当該者が取得した個人データの利用については、当事者に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限りて使用する。

(自立支援) 協議会の活性化に向けて

出典：自立支援協議会の運営マニュアル(財団法人 日本障害者リハビリテーション協会(平成20年3月発行))

地域自立支援協議会はプロセス(個別課題の普遍化)

機能する協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

3

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

ひと、くらし、みらいのために



障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

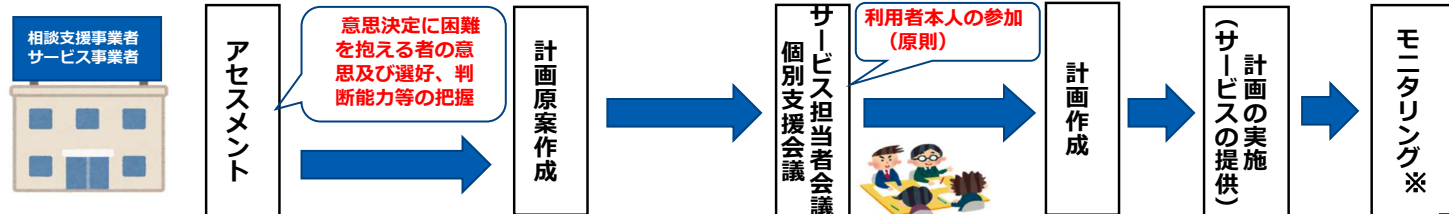
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 出典：障害者相談支援事業の実施状況等について
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	- 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) - 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 - 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化 ※権利擁護・虐待防止 (虐待防止センターの受託)	■1,741市町村中 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60% 1,147市町村 (R7.4) 66% ※箇所数は1,462カ所 (R7.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) - 社会生活力を高めるための支援 - ピアカウンセリング - 権利擁護のために必要な援助 - 専門機関の紹介 等	■全部又は一部を委託 1,554市町村 (89%) ■単独市町村で実施 1,050市町村 (60%) ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	- 基本相談支援 - 計画相談支援等 - サービス利用支援、継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■10,563カ所 (R2.4) 23,729人 11,050カ所 (R3.4) 25,067人 11,472カ所 (R4.4) 26,028人 11,846カ所 (R5.4) 27,028人 12,324カ所 (R6.4) 28,661人 12,795カ所 (R7.4) 29,610人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,191カ所 (17%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	- 基本相談支援 - 地域相談支援等 - 地域移行支援 - 地域定着支援	■3,551カ所 (R2.4) 3,543カ所 (R3.4) 3,671カ所 (R4.4) 3,861カ所 (R5.4) 3,837カ所 (R6.4) 3,787カ所 (R7.4)

※本資料に掲載されている数値(R7.4)は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

27

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

令和6年度改定

①基本報酬等の充実(算定要件の見直しと単位数の引き上げ)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
 ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化(Ⅰ)	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化(Ⅳ)	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
 「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
 地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議	通院同行	情報提供
・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議	・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施	・関係機関に対して文書により情報提供を実施

加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算	—	—
精神障害者支援体制加算	—	—
(新) 高次脳機能障害支援体制加算	—	—

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

18

28

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能とする。

【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

- ① 以下1. 2.のいずれかを満たす事業所間で（※）
 1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所
 2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所
(ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。
令和9年3月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有)
- ② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

(※) 離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。



【体制を協働により確保可能なこと】 ※機能強化型基本報酬の算定に際し

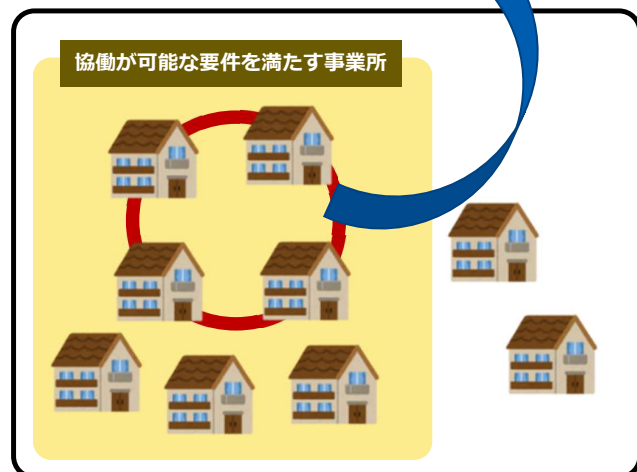
- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）

＜日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等＞

- NSK版モデル協定書
<https://nsk2009.org/?p=604>
- 相談支援事業の複数事業による協働モデル
<https://nsk2009.org/?p=968>
- 複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証
<https://nsk2009.org/?p=1244>

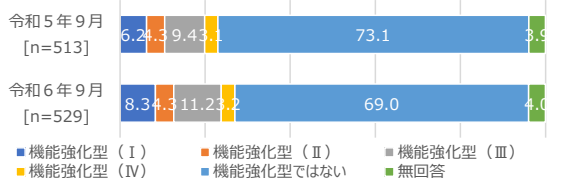


29

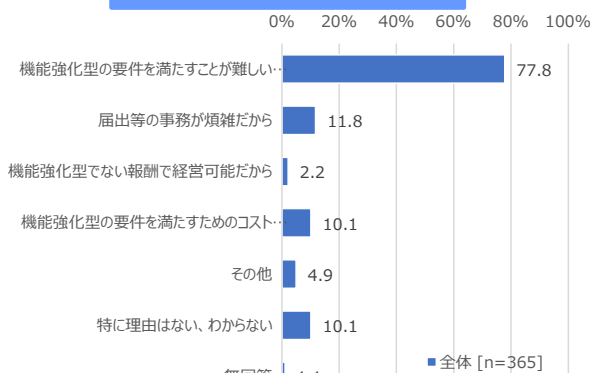
基本報酬、協働体制の状況

- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用支援費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。

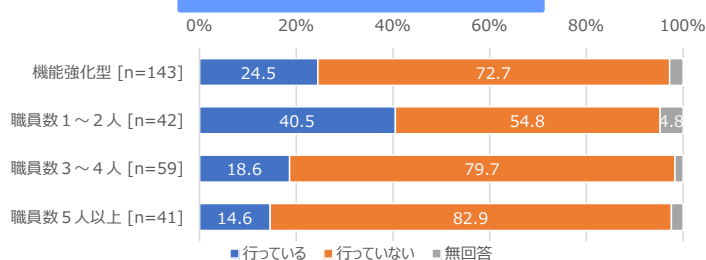
基本報酬の届出状況



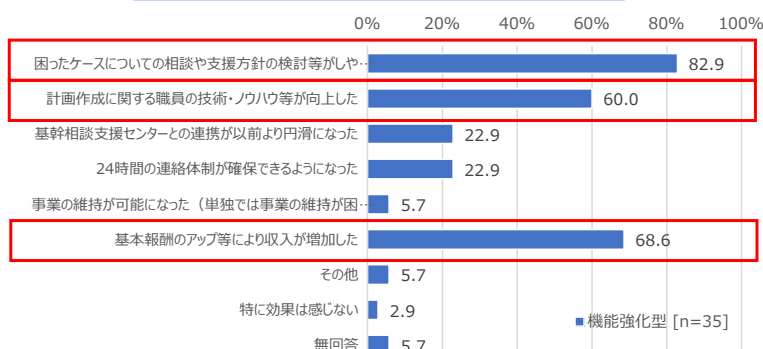
機能強化型の届出をしていない理由



複数事業所の協働による体制の確保



協働運営を行っている事業所で効果のあったこと



本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。

本調査研究の概要

1) 相談支援事業所調査・相談支援員調査

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所で、かつ主任相談支援専門員を配置している事業所、および当該事業所で従事している相談支援員を対象にWebアンケートを実施
【回答】事業所：119か所、相談支援員：30人

2) ヒアリング調査

すでに相談支援員を配置している相談支援事業所を対象にオンラインによるヒアリング調査を実施（プレヒアリング：2カ所、上記アンケート調査から抽出：4カ所）

3) 社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関に関する調査

社会福祉士・精神保健福祉士の両方の資格取得が可能な4年制大学で、障害福祉に関わる授業を担当している教員、および学生（3年生）を対象にWebアンケートを実施
【回答】教員：57人、学生：259人

4) 周知のためのリーフレットの作成

上記調査結果および検討委員会での検討結果を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関、資格取得を目指している学生や社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者、また、相談支援事業所等に対して「相談支援員」の周知を図るためのツール（リーフレット「障害福祉分野の相談支援員を知っていますか」）を作成

調査結果の概要

【相談支援事業所調査】

・相談支援員を配置済み事業所は21事業所
・配置のメリットとして、実践を通じた育成、対応ケース数の増加等。一方課題として、育成体制の整備、業務範囲が限定的、主任の業務負担等

【相談支援員調査】

・主任等の同行により業務の流れを理解しやすい、相談支援専門員の資格取得後にすぐに業務に移行しやすい

【ヒアリング調査】

・〔事業所〕人材不足を補い、相談支援専門員の業務をサポートできる等即戦力となる一方で、法人・事業所における人材育成の強化が必要
・〔相談支援員本人〕担当できる業務が増え、経験を積むことができる

【養成機関に関する調査】

・〔教員〕学生が障害福祉分野に興味を持つには、現場体験、魅力・やりがいの発信等が必要
・〔学生〕相談支援専門員の認知度は88.4%。84.6%が「相談支援員」に関心がある

「相談支援員」の周知用リーフレット



(令和7年4月28日付事務連絡により周知)
URL : [001510898.pdf](https://www.houkou.or.jp/001510898.pdf)

参考：令和6年度障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置のための調査研究報告書」（令和7年3月、一般社団法人北海道総合研究調査会）

施策名：障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

令和6年度補正予算 5.9億円

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者（または児童発達支援管理責任者）の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

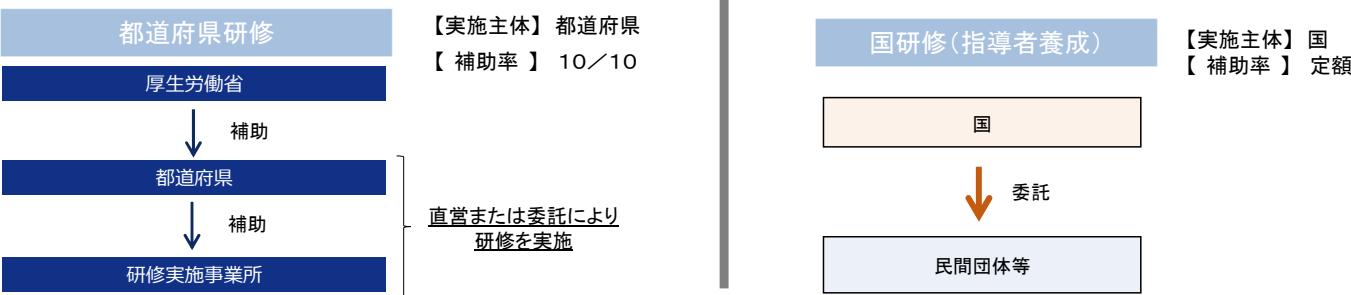
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

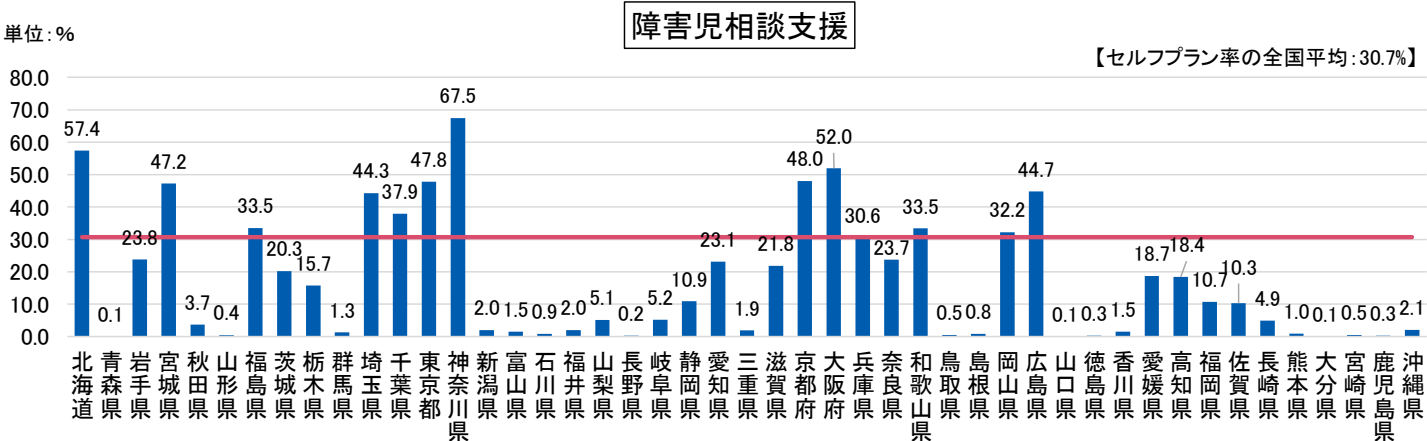
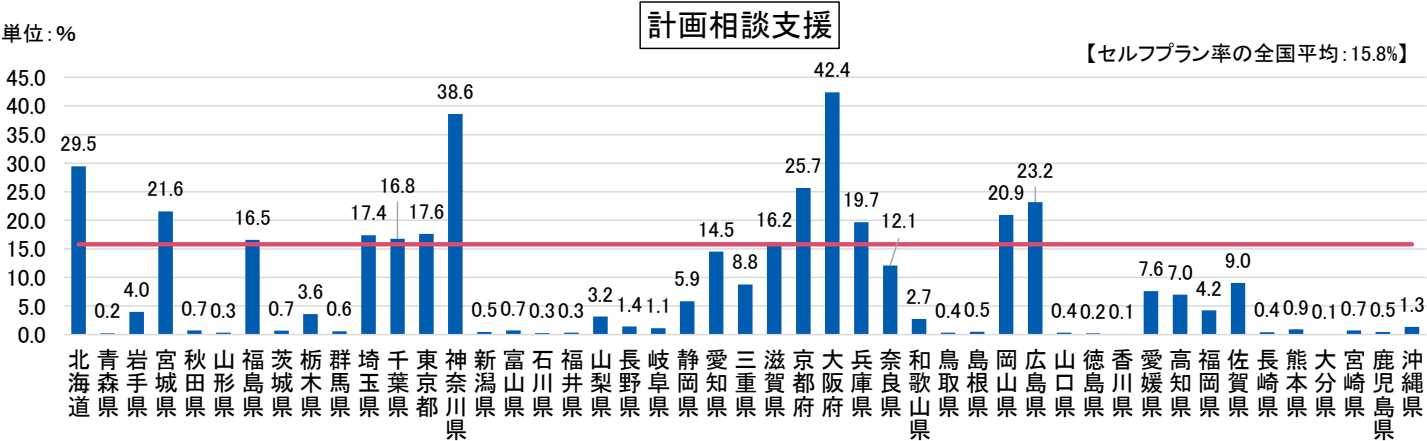
都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修（都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象）の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者（またはその家族）の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、**のぞまないセルフプラン**の解消に資するものである。



○ セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いしているところ。 ※モニタリングの設定実施期間も同様に見える化

（厚生労働省）：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44635.html

（こども家庭庁）：https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free9

以下の区分で全市町村を掲載

- ・政令指定都市
- ・特別区
- ・中核市
- ・一般市（人口20万人以上）
- ・一般市（人口10万～20万人未満）
- ・一般市（人口5万から10万人未満）
- ・一般市（人口5万人未満）
- ・町村（人口2万人以上）
- ・町村（人口1万～2万人未満）
- ・町村（人口5千～1万人未満）
- ・町村（人口3千～5千人未満）
- ・町村（人口3千人未満）

	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分 (令和6年3月末時点)		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)	
				障害福祉サービス等受給者数	セルフプラン率	障害児通所支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%

セルフプランの取扱い等について

取扱い等

- 特定相談支援事業事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成するいわゆる「セルフプラン」については、障害者総合支援法施行規則において、
 - ・ 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合、
 - ・ 障害者又は障害児の保護者がセルフプランの提出を希望する場合に利用が可能。
- セルフプランの取扱い等については、これまで通知等により、自治体及び関係団体等に周知している。

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（通知）（抄）

（6）セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1）セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2）計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3）セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3）のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3）の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づき生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

35

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現 状

※社会保障審議会障害者部会（第152回）資料

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところであるが、基幹相談支援センターの設置率は約6割にとどまるとともに、（自立支援）協議会については、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は様々であり、形骸化を指摘する声もある。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、令和6年4月1日時点で12,324箇所、従事する相談支援専門員は28,661人となっており増加傾向にある一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっている。（令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率：計画相談15.8%、障害児相談30.7%）
- こうした状況を踏まえ、以下の取組等を実施。
 - ・ 都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催（令和6年度～令和8年度の実施を予定）
 - ・ アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施（〃）
 - ・ 市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図る

成果目標(案)

- 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を確保することが期待される。また、（自立支援）協議会においては、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題の解決に向けて取り組むことが重要である。
- セルフプランは障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。
- 上記の観点から以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和十一年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備した上で連携した体制が整備されていること。
- 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
- 都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実強化等を図ることにより、令和十一年度末までに、のぞまないセルフプラン（身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に作成されるセルフプランをいう。）の件数をゼロにすることを基本とする。（新規）

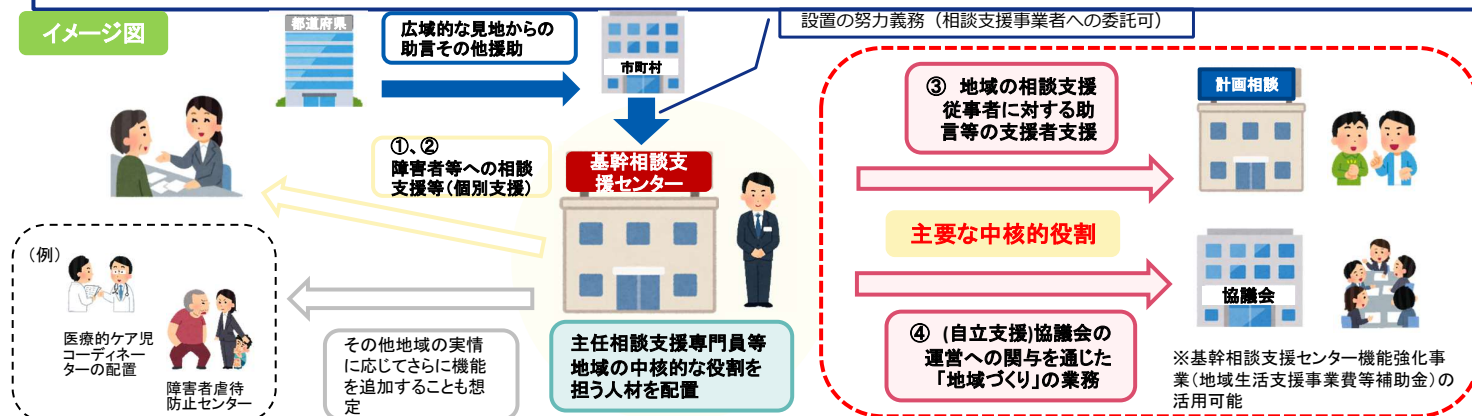
令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等（障害者総合支援法第77条の2）

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。（法第77条の2第2項）
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第3項））
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。（法第77条の2第1項）※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業（77条1項3号）・成年後見制度利用支援事業（77条1項4号）
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）
 - ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）
 - ④ **（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
（法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務）
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。（法第77条の2第7項）

イメージ図



③地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

支援者支援の目的は、地域の相談支援従事者の人材育成と質の向上を図ること。

- 各地域において「相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組」を行う。
- 具体的には、相談支援体制の強化を目的とし、日常的な支援方針等を検討する場の確保、相談支援従事者が困難事例等に対応できるような後方支援を提供する。事業所の訪問、業務への同行、事例検討などを含む。
- さらに、協議会運営への関与を行い、地域のネットワーク構築・関係機関との連携を支える役割を持つ。協議会の事務局を担い、相談支援事業者との連携を含めた地域における相談支援体制の強化への取組も含まれる。

【目的】



地域の相談支援従事者の人材育成
支援の質の向上

【主な支援内容】



- ・ 支援者への日常的な相談・助言・指導
- ・ 困難事例への後方支援
- ・ モニタリングやセルフプランの検討・検証
- ・ 相談支援事業所の訪問等

【ネットワーク作り】



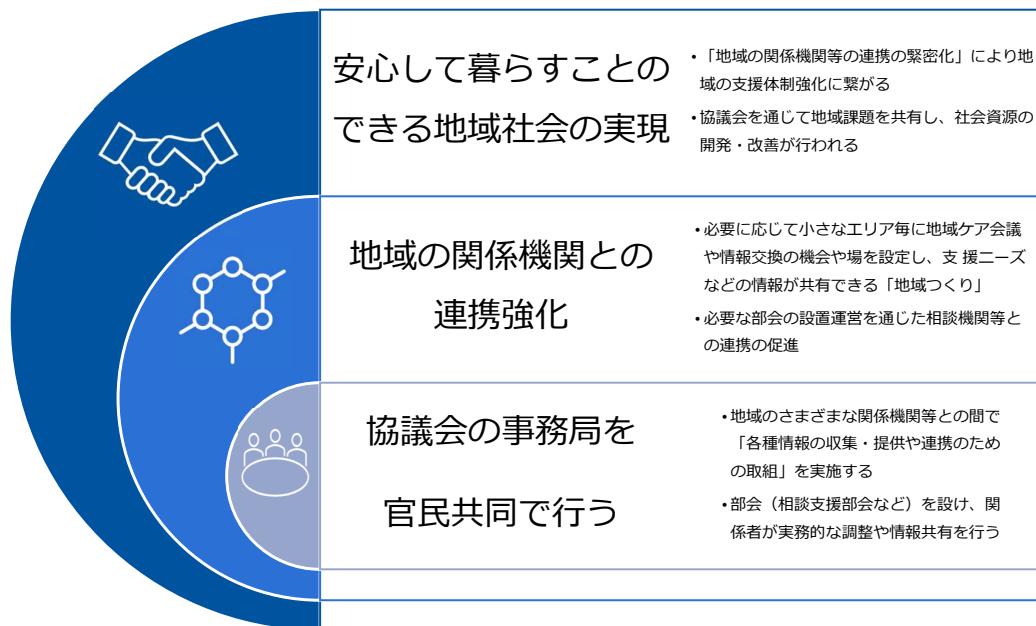
- ・ 相談支援従事者研修の実習受入
- ・ （自立支援）協議会の運営への関与（相談部会等）
- ・ 地域の社会資源の把握と共有

【参考】基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き（公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）

研修と実地教育（OJT）が有機的に連動した相談支援専門員養成体制の構築手法の確立のための研究（令和5年度厚生労働科学研究：相馬大祐（長野大学））

④（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

- 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同し協議会の事務局を担当する等、関係機関との緊密化を図る。
- 地域の相談機関との連携強化の取組（各種の相談機関等との連携会議の開催等）を行う。
- 他の地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行う。



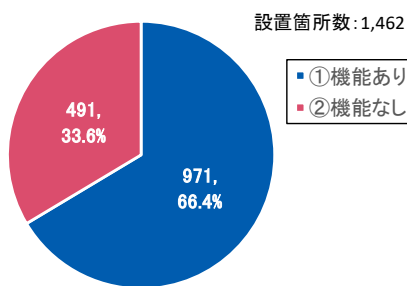
基幹相談支援センター (地域の相談支援の中核機関)	地域生活支援拠点等 (地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)
協議会 (個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)【市町村】【都道府県】	

39

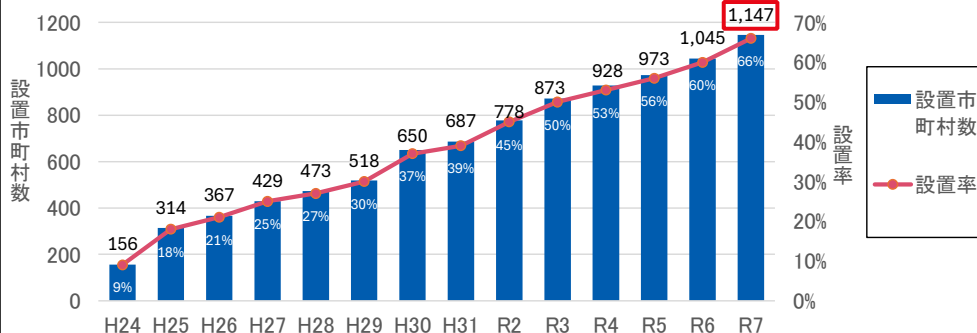
基幹相談支援センターについて（令和7年4月1日時点）

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について

地域生活支援拠点等としての機能を有する基幹相談支援センター



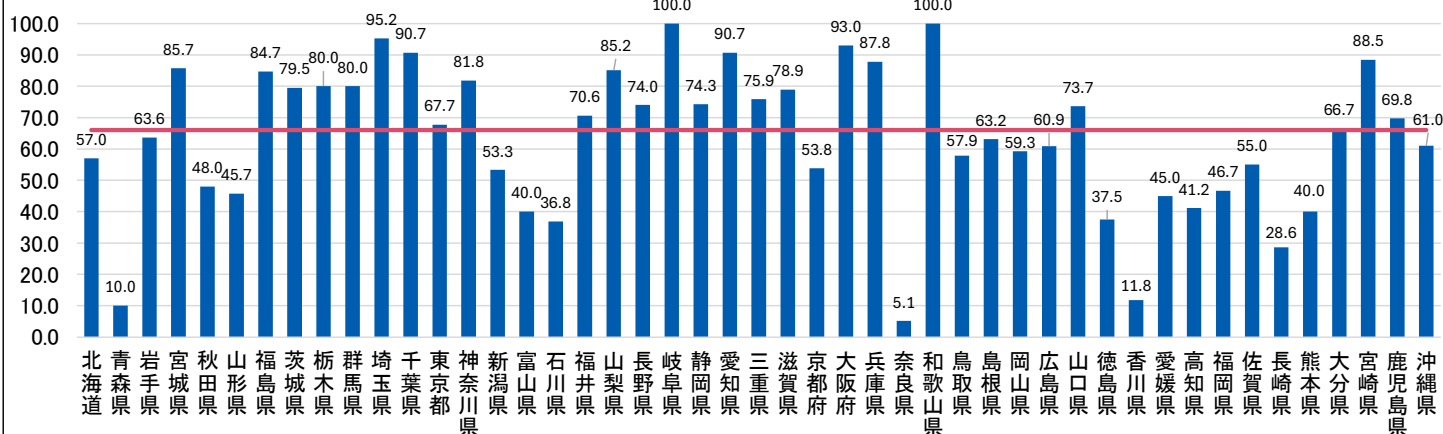
基幹相談支援センターの設置状況(経年比較)



単位: %

基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）

【設置率の全国平均: 66%】



※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

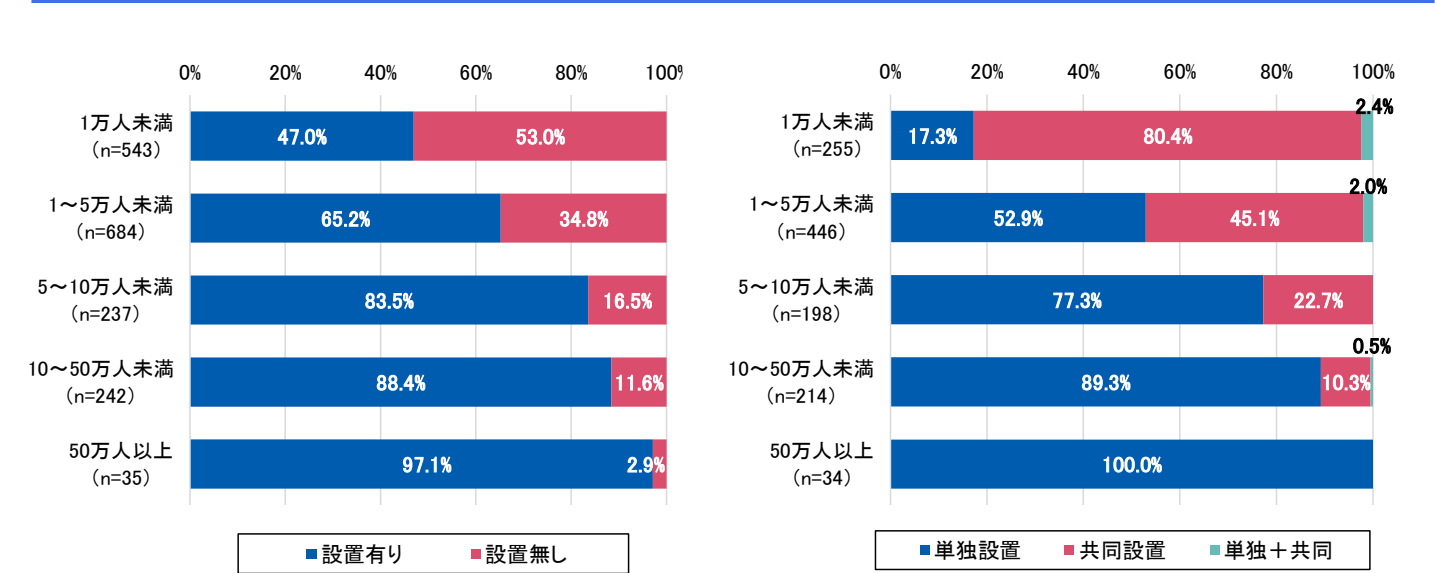
基幹相談支援センターの設置状況等（人口規模別）

出典：「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和7年調査）

- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- 小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）
（市町村数＝1,741）

基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）
（実施市町村数＝1,147）



※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援事業費等補助金 502億の内数（501億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

令和5年度以前	令和6年度以降（令和6年度は経過措置あり）
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営費（基礎部分）に係る取組の推進について

概要

- 障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税について、**近年の障害者相談支援事業の相談支援件数の増加や、基幹相談支援センターの市町村の設置の努力義務化による相談支援体制の機能強化に伴い、今後一層の設置数及び相談支援件数の増加が見込まれることから、令和7年度において、市町村障害者生活支援事業費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり20,758千円が計上されている。（令和6年度より5,863千円増額）**
- 各市町村におかれては、こうした直近の状況を十分に踏まえながら、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、地域における相談支援体制の充実強化に向けた動きを一層加速していただくよう、お願いしたい。

「市町村障害者生活支援事業費」について

令和6年度	令和7年度
14,895,000円	20,758,000円（対前年比 +5,863,000円（+約39%））

- ※1 標準団体の行政規模は、「人口」100,000人と想定。
- ※2 障害者相談支援事業と基幹相談支援センター運営費（基礎部分）は、「市町村障害者生活支援事業費」に計上。
- ※3 基幹相談支援センター運営費（機能強化部分）は、本事業費ではなく「基幹相談支援センター機能強化補助金」の対象。

【参考】相談支援事業所における従事者の賃金（令和6年9月）

◇主任相談支援専門員：435,140円（月額）×12月＝**5,221,680円**

◇相談支援専門員：364,950円（月額）×12月＝**4,379,400円**

出典：令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（第140表）

43

1. 現状の再確認
2. （自立支援）協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

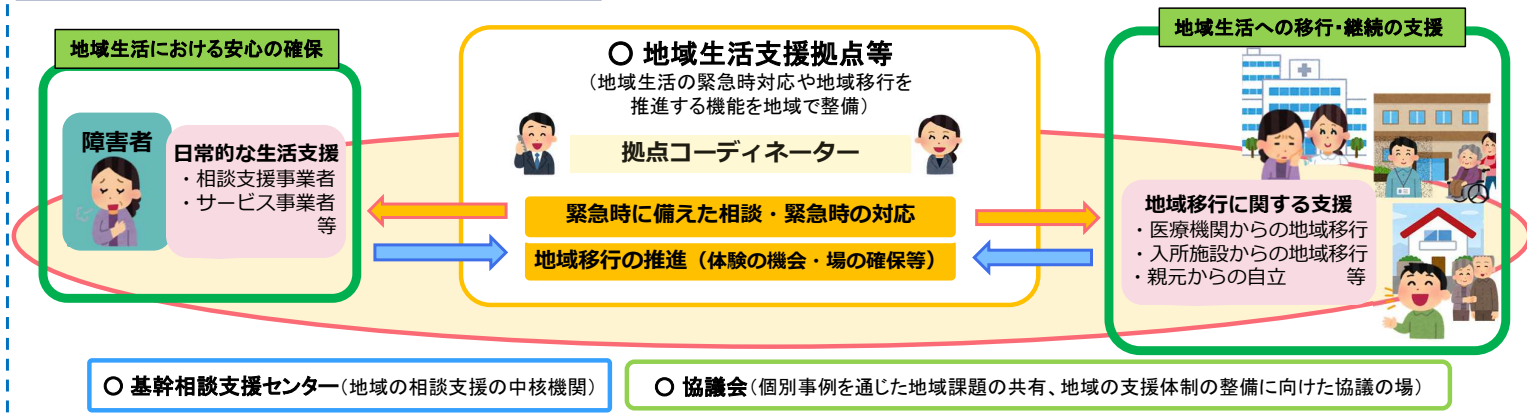
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

45

成果目標⑤-1 地域生活支援の充実にに関する目標について

現 状

※社会保障審議会障害者部会(第152回)資料

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等の整備を推進するため、令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から、地域生活支援拠点等について、市町村における整備を努力義務化し、また、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記された。
- 第7期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,587市区町村(複数の市町村による共同整備含む。)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。
- 各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としているが、第6期障害福祉計画期間中の実施は769市町村(拠点等を整備している自治体の64.4%)にとどまっている状況がある。

成果目標(案)

- 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備をさらに進めることが必要。また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。
 - これらを進めるため、以下の成果目標を設定してはどうか。
- 【成果目標(案)】
- 令和十一年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等(複数市町村による共同整備を含む。)を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。
 - また、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成 その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

47

「地域生活支援拠点等の整備促進について」 (平成29年7月7日 障障発0707第1号)	総合支援法等の一部改正 (令和4年法律第104号) 令和6年4月1日施行 第77条の3	「地域生活支援拠点等の整備の推進 及び機能強化について」 (令和6年3月29日 障障発第0329第1号)
相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業	相談 ・ 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能		緊急時の受け入れ・対応 ・ 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業	体験の機会・場 ・ 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 ・ 地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備
専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業	専門的人材の確保・養成等 ・ 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成
地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能		・ その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

（２）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（３）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（**都道府県で実施する研修等の活用も含む**）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

49

地域生活支援拠点等機能強化加算について

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

- ① 「計画相談支援及び障害児相談支援（**機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。**）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談
支援

障害児
相談支援

地域移行
支援

地域定着
支援

自立生活
援助

・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の、生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保するため。

* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「**拠点機能強化サービス**」とする。

- ② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化
サービス



拠点コーディネーターが
常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等
として位置づけている

- * 上記3点の要件を満たしている事業所を「**拠点機能強化事業所**」と称する。
* 拠点機能強化事業所は、「**地域生活支援拠点等機能強化加算**」を算定することができる。

- ③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」
「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置

… 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。



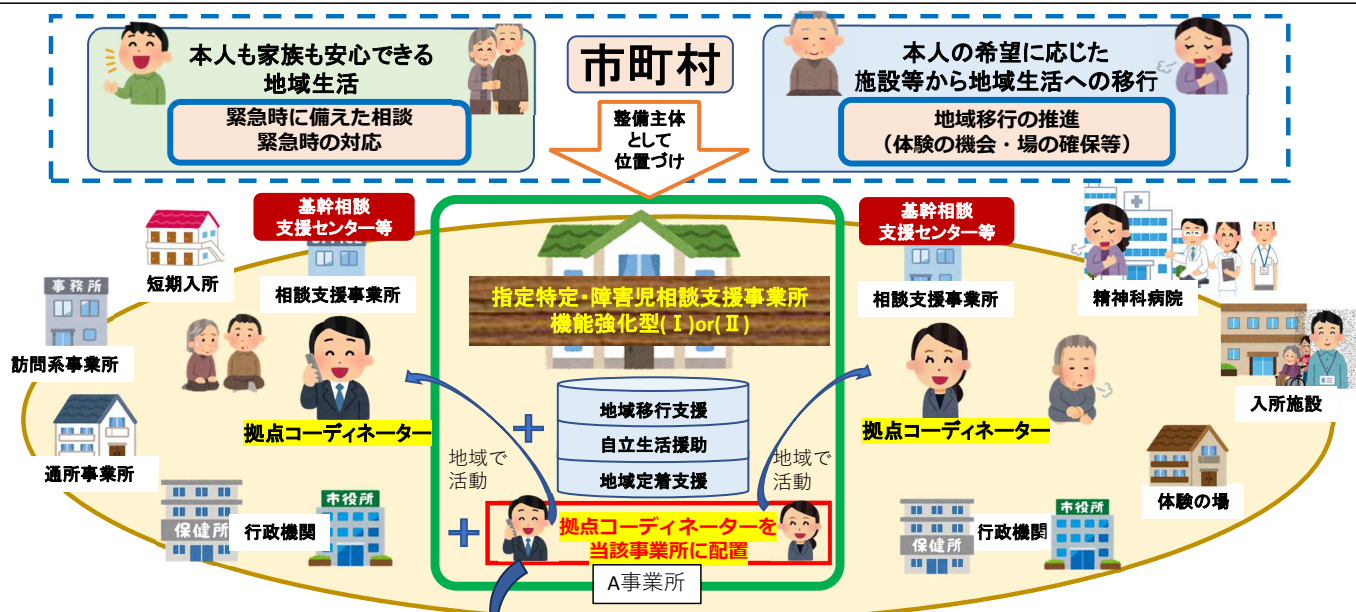
拠点コーディネーターを2名配置

… 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

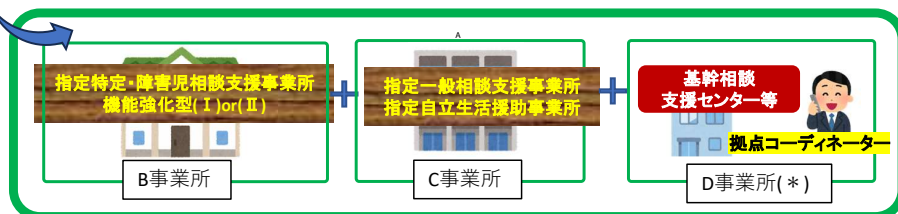
- * 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネーター機能にも活用できる。

拠点コーディネーターの配置（イメージ）

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

51

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号）

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先と一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（１）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

53

「平時」及び「緊急時」について

地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究
（令和6-7年度 厚生労働科学研究 研究代表者 曽根 直樹 日本社会事業大学専門職大学院）

* 令和6年度総括研究報告書より一部抜粋し、曽根先生に確認して一部文言を加筆修正しています。

「平時」の定義

○ 平時の基本的な考え方

「平時」とは、緊急事態が発生していない通常の状態を指し、支援の準備や予防的な取り組みを行う重要な期間。緊急時に備え、支援体制や関係性を整えることが主な目的となる期間。

平時は「つながりをつくる」「支援力を育てる」「備える」ための重要な時間であり、緊急時の支援を支える土台となる。

「緊急時」の定義

○ 緊急時の基本的な定義

行政として明確な定義は設けていないが、「一人で家で過ごせない状態」が緊急と判断される基準。日常生活が維持できない、または生命・安全に関わる状況が該当。

○ 対応体制と準備

地域定着支援の対象者をリスト化する等し、アセスメント情報を台帳で管理。緊急ショートステイの空床確保や、24時間相談体制の整備。緊急事態（災害時）の個別支援計画の策定と、相談支援専門員による事前準備の促進。

「緊急時」は単なる突発的な出来事だけでなく、支援の欠如や生活基盤の崩壊が予見される状態も含まれる。

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

（1）拠点コーディネーターの配置 ～拠点コーディネーターの具体的な業務例について～

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関（以下「拠点関係機関」という。）と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関（市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む）等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急時に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急時には、行政機関等と連携して対応する（行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。）。

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする（相談支援専門員が備える緊急時対応へのサポート等）。
- ・ 緊急時の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

55

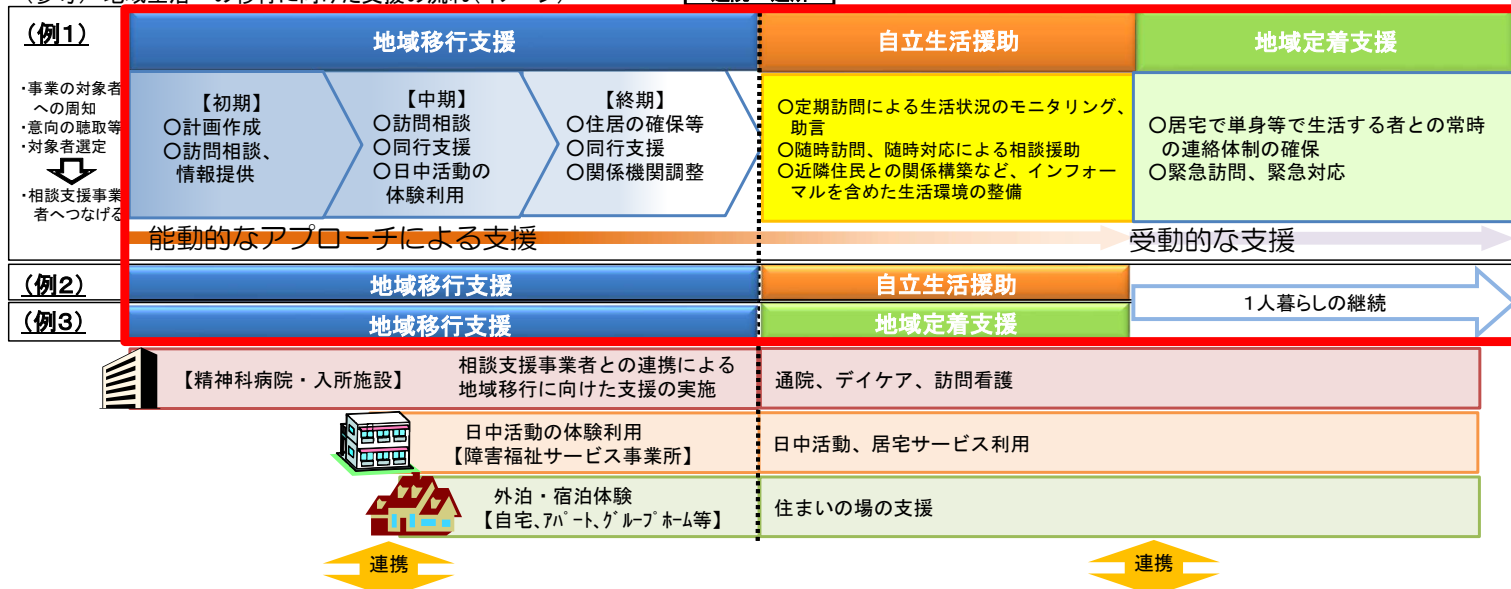
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

退院・退所



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

56

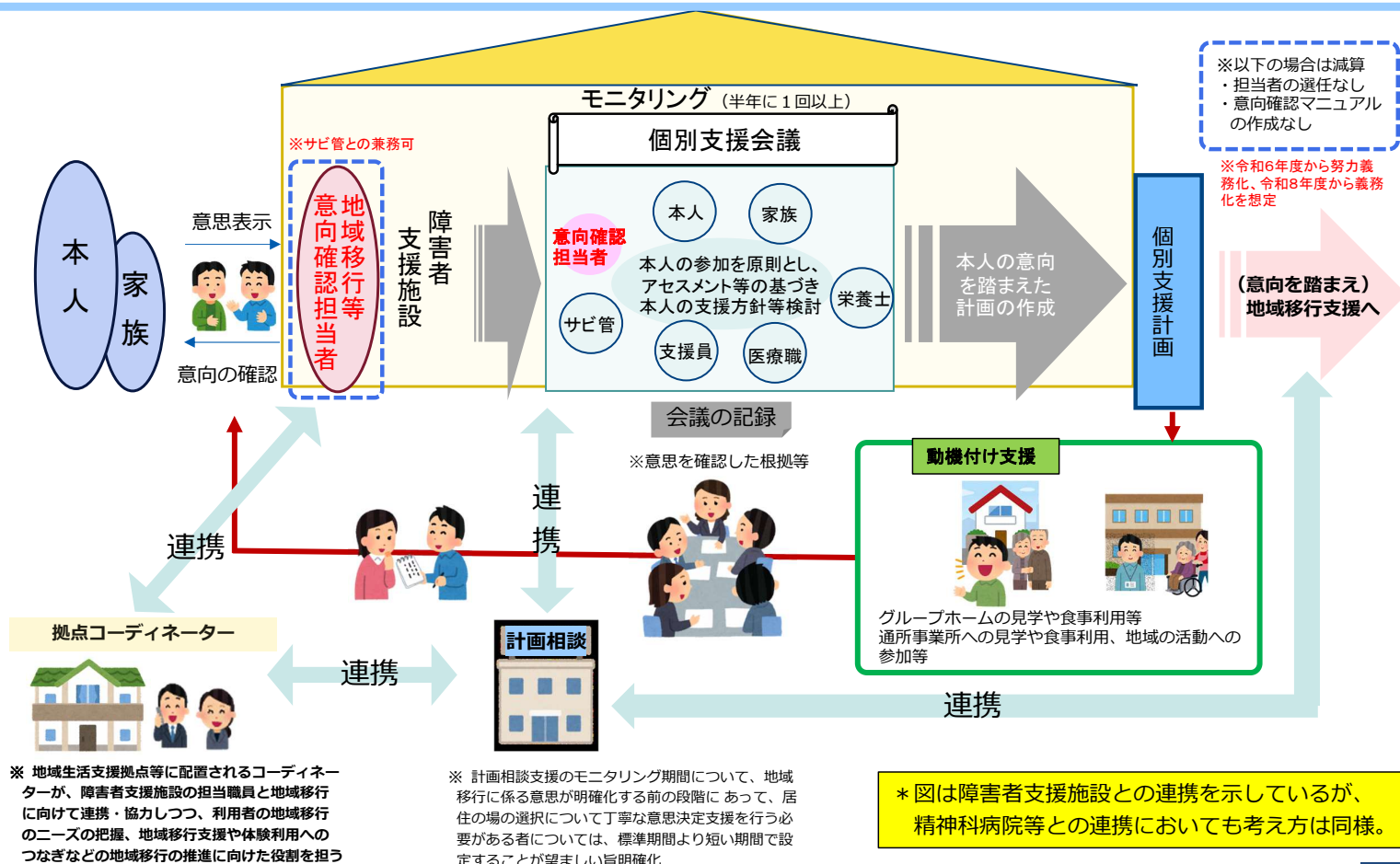
地域移行に係る拠点コーディネーターの役割(例)

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



57

障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供（イメージ図）



58

実際の拠点コーディネーターの業務例等について

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。
- 地域生活支援拠点等の整備はこれから、地域生活支援拠点等は整備したが拠点コーディネーターは配置なし、という自治体の方々は、コーディネーターが実際にどのような業務を行っているのか、また自治体と事業所でどのようなことを実際に話し合ったのか、といったことについてイメージする一助に。
- 地域生活支援拠点等は整備済み、コーディネーターは配置しているが地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置はこれから、という自治体の方々は、自治体と事業者でどのような話し合いをしたり、拠点コーディネーターがどのような役割を担っているかイメージし、これからの検討の一助に。
- 地域生活支援拠点等は整備済み、拠点コーディネーターも配置済みの自治体の方々は、この先の拠点コーディネーターの配置人数や他自治体の拠点コーディネーターの業務を参考にする一助に。

といったことに活用いただけたらと思います。

59

拠点コーディネーターの実例とポイント①

- 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体（3市、1圏域）の事業所の方々への聞き取りから抜き出したポイント。

市町村と事業所との協議内容や手順例

- ・ 拠点コーディネーターの役割の重要性の共有と予算確保から、地域生活支援拠点等機能強化加算の活用について協議。
- ・ 地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターとの役割の違いを整理。
(相談支援体制整備は行政と基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業の体制整備は行政と拠点コーディネーター)
- ・ 具体的な手順例
 - ① わが街の地域生活支援拠点の現状について共有し、共通認識を作る。
 - ② 制度の共通理解を深める。
 - ③ 拠点コーディネーターの役割、配置場所、予算等について協議する。

拠点コーディネーターの配置場所や複数名の場合の役割分担の例

- ・ 拠点コーディネーターは基幹相談支援センターに配置。
(基幹相談支援センターの業務と親和性が高いため)
- ・ 拠点コーディネーターを2名配置している場合は、
 - ① 地域移行支援・定着支援を中心に担う者と地域生活の安心の確保を中心に担う者をそれぞれ配置
 - ② 対象者で明確に分ける、ということはずらずに配置と地域の実情でそれぞれの場合があるので協議して方針を決めている。

拠点コーディネーターの実例とポイント②

- 地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体（3市、1圏域）の事業所の方々への聞き取りから抜き出したポイント。

拠点コーディネーター業務例

- ・ 市内の障害福祉サービス事業所を回り、事業への協力（連絡担当者の設置など）依頼や事業所のアセスメントを実施。それぞれの事業所の考えていることや困っていることを把握し、協議会で共有し検討。（＊グループホームやショートステイの事業所と緊急時の受け入れや事前準備についての意見交換等）
- ・ 市役所や委託相談支援事業所、相談支援事業所、サービス提供事業所、親の会等への働きかけを行い、サービスにつながっていない方やサービスにつながっていても親の支援なき後の生活に不安を抱える事例の把握と緊急時に備えた支援体制の構築。
- ・ 委託相談支援事業所や協議会等と連動して入所施設や病院へアプローチ。対象者への意思表示支援、指定一般相談支援事業の紹介等。
- ・ 基幹相談支援センターと連動して、緊急時の対応をした支援者へのフォローアップ。

市町村と連動した取組例

- ・ 市内の施設連絡会や自立支援協議会等で制度の説明及び拠点コーディネーターの紹介（関係性の構築）
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る行政・医療機関等との会議に参加（関係性の構築）
- ・ 施設入所からグループホームへの移行、グループホームから単身生活への移行等の事例を収集（支援者のイメージ作り等）
- ・ 市内の緊急対応（地域定着の緊急対応も含む）を集約して傾向の分析と対策（支援者のイメージ作り、フォローアップ等）

61

地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置について、自治体と事業所の協議内容例①

参考資料

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【A市：（これまで）地域生活支援拠点等・整備済み、コーディネーター・配置なし】

- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定検討段階において地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置することを協議し、令和8年度に配置する計画を立案していた。令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において拠点コーディネーターが配置できるようになったことを受けて、2名配置することを市役所と協議した。
- コーディネーターを2名配置することになった背景としては、地域移行支援・定着支援を中心に担う者と地域生活の安心の確保を中心に担う者をそれぞれ配置する必要性があったため。
- 拠点コーディネーターは基幹相談支援センターの業務と親和性が高いこと及び地域の専門職としての活動が期待されていたことから、市役所と協議して障害者基幹相談支援センターの執務室内に席を設けてもらった。

＜実際に行った自治体との協議内容等の手順＞

1. A市における地域生活支援拠点の現状について共有（令和3年の推進事業の評価シートを活用）
2. 障発第0329第1号（令和6年3月29日発出）及び障発0329第8号（令和6年3月29日発出）を行政と一緒に読み合わせを実施
3. 配置するコーディネーターの役割と力量に関する意見のすり合わせ
4. 配置する場所の協議（地域のために活動してもらうことから所属先の事業所から離れて基幹に席を設けることの有効性等を協議）
5. 他の自治体の取組み例の共有

＊ 現状の共通認識 ➡ 制度の共通理解 ➡ ヒト・モノ・カネの協議（この際に他自治体の例があると説得力が増す）について擦り合わせる事が大事だと思い協議した。

地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターの配置について、自治体と事業所の協議内容例②

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【B市：（これまで）地域生活支援拠点等・整備済み、コーディネーター・基幹相談支援センターの業務として実施】

- これまで基幹相談支援センターの業務の一環として地域生活支援拠点等に係る業務も行ってきたが、業務も多岐に渡る中、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定による地域生活支援拠点等機能強化加算もあり、改めて地域生活支援拠点等の機能と拠点コーディネーターの役割を明確にするために市と協議。

＜自治体と基幹相談支援センターとで協議した内容＞

- ・ 基幹相談支援センターは相談支援体制と協議会の運営という重要な役割がある。
- ・ 相談支援体制整備は行政と基幹相談支援センターで、障害福祉サービス事業の体制整備は行政と拠点コーディネーターと整理。
- ・ 相談支援の人材育成は、基幹相談支援センターの設置等により以前から取り組みが進んできていた。一方で、障害福祉サービス事業の人材育成や質の向上は各事業所にお任せしている状況だった。これまでは必要に応じて、基幹相談支援センターが本格的とは言えないまでもやっていたが、これからは拠点コーディネーターが人材育成や質の向上に関して取り組んでいく役割を担うこととした。
- ・ 拠点コーディネーターの積み上げた活動と必要性を行政とも確認し、来年度はもう一人追加予定。

拠点コーディネーターの業務例①

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【A市：拠点コーディネーター2名】

- 地域移行支援・定着支援を中心に担う担当者
委託相談支援事業所と協力して精神科病院や入所施設等への働きかけ。
- 地域生活の安心の確保を中心に担う担当者
市役所や委託相談支援事業所、相談支援事業所、サービス提供事業所、親の会等への働きかけを行い、サービスにつながっていない方やサービスにつながっていても親の支援なき後の生活に不安を抱える事例の把握と緊急時に備えた支援体制の構築。
- 両名が協力して行う業務として、相談支援、専門人材の育成、地域の体制づくりと整理した。

【C市：拠点コーディネーター1名】

- 拠点コーディネーターの業務と役割
 - ① 地域の連携体制の構築に係る業務
 - ② 障害福祉サービス等を利用していない対象者（児）への支援に係る業務
 - ③ 障害福祉サービス等の利用者（児）への個別支援に係る業務
 - ④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者（児）への支援に係る業務
- 市と連動した取組
 - ・ 緊急一時保護に関する基幹相談支援センターと連携した受入対応（加算切替前に引き続き）
 - ・ 障害者支援施設の地域生活移行等意向確認担当者との連携をスムーズにするため、市知的障害施設連絡協議会や自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、制度の説明及び拠点コーディネーターの紹介を実施
 - ・ 障害者支援施設の地域連携推進会議に「福祉に知見のある人（選定任意）」として参加可能であることをメールにて案内
 - ・ 障害者支援施設等に地域生活移行のイメージを持ってもらえるように、施設入所からグループホームへの移行、グループホームから単身生活への移行等の事例を収集
 - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る行政・医療機関等との会議に参加

拠点コーディネーターの業務例② - 1

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【B市：拠点コーディネーター1名】

○ 緊急時に備えた相談・緊急時の対応

【予防】

- ・ 連絡担当者の人材育成 → 事業所連絡会
- ・ 連絡担当者との連携の仕組み → 事業所連絡会
- ・ 相談支援事業所との連携の仕組み → モニタリング結果の検証等で基幹相談支援センターとの協働
- ・ 緊急時災害時支援計画の促進（緊急の備えを考える） → 基幹相談支援センターとの協働

【対応】

- ・ 緊急時対応の相談員へのフォローアップ → 基幹相談支援センターとの協働

【分析】

- ・ 市内の緊急対応（地域定着の緊急対応も含む）の報告を集約して傾向の分析と対策

○ 地域移行の推進

【体験の機会・場の確保】

- ・ 宿泊体験の事業所と利用数を拡充→事業所・当事者家族への啓発
- ・ 地域移行・定着→病院・施設への啓発（アンケート等）
 - 地域移行検討会と協働→対象者に対する意思表示支援・情報保障（訪問）
 - 地域移行検討会との共催→指定一般事業所への紹介等
 - 地域移行検討会との共催

* これまで基幹相談支援センターの委託が2名、地域生活支援拠点等の委託が0名だったが、基幹2名、拠点1名となり、地域移行に係る業務や障害福祉サービス事業所へのアプローチを拠点コーディネーターが行うことで、基幹相談支援センターは相談支援事業所への支援者支援やモニタリング検証といった業務について、これまで以上に注力できるようになった。

65

拠点コーディネーターの業務例② - 2

- 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りさせていただきました。

【B市：拠点コーディネーター1名】

○ 拠点コーディネーターとしての活動の効果

- ・ 市内の障害福祉サービス事業所を一軒一軒回って、事業への協力（連絡担当者の設置など）のお願いと事業所のアセスメントを実施。それぞれの事業所の考えていることや困っていることを把握し、協議会で共有して検討できるようになった（今後も継続的に実施予定）。
- ・ 特にグループホームやショートステイの事業所とは緊急時の受け入れや事前準備についての理解や意見交換が出来たことは大きな収穫だった。
- ・ 緊急時の対応については、障害福祉サービスを利用している方は、担当の相談支援専門員との連携が欠かせないので、相談支援専門員が緊急対応したケースの報告を毎月してもらい、今後の対策の検討に活用している。

→ これらの拠点コーディネーターの積み上げた活動と必要性を市とも確認し、来年度はもう一人追加予定。

○ 2名に増員後の拠点コーディネーターの業務・役割等について

拠点コーディネーター2名は、明確に対象者でわけることとはせず、これまでの大人の支援と地域移行支援を得意分野としているコーディネーターに、こどもの分野を得意としてネットワークもある職員を追加予定。互いの得意分野に頼れることも強みになると考えている。

地域生活支援拠点等機能強化加算の活用による人件費について

○ 3市、1圏域でそれぞれ地域生活支援拠点等機能強化加算を活用して拠点コーディネーターを配置している自治体の事業所の方々に聞き取りより

地域生活支援拠点等機能強化加算の活用前		地域生活支援拠点等機能強化加算の活用後		
A市	コーディネーター人数	0名	コーディネーター人数	2名
	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額（地域生活支援事業等の活用）	0万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年	約300万円 見込み
	内、コーディネーター人件費相当分	－	内、拠点コーディネーター人件費相当分	
B市	コーディネーター人数	0名	コーディネーター人数	1名
	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額（地域生活支援事業等の活用）	0万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年	約150万円 見込み
	内、コーディネーター人件費相当分	－	内、拠点コーディネーター人件費相当分	
C市	コーディネーター人数	1名	コーディネーター人数	1名
	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額（地域生活支援事業等の活用）	約1,500万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年 + 地域生活支援事業予算額	約1,080万円
	内、コーディネーター人件費相当分	約500万円	内、拠点コーディネーター人件費相当分	約150万円 見込み
D圏域 5市町・ 複数法人 で共同整備	コーディネーター人数	1名	コーディネーター人数	2名
	自治体の地域生活支援拠点等に係る 予算額（地域生活支援事業等の活用）	約1,000万円	自治体の地域生活支援拠点等機能強化加算 の負担額/年 + 地域生活支援事業予算額	約430万円
	内、コーディネーター人件費相当分	約650万円	内、拠点コーディネーター人件費相当分	約300万円 見込み

* 地域生活支援拠点等機能強化加算が活用した拠点コーディネーター1名につき、事業所に600万円/年の給付費が入る見込みで計算。
拠点コーディネーターが2名の場合は600万円×2＝1,200万円/年の給付費が入る見込みで計算。
* 自治体の給付費の負担額は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4により、600万円×1/4＝150万円で算出。地域区分は計算に入れていない。
* 地域生活支援事業・・・「地域移行のための安心生活支援（～R5）」もしくは、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業（R6～）」
地域生活支援拠点等機能強化加算を活用後は、拠点コーディネーターの人件費には活用できないので、それ以外の事業の予算額を示している。

地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況 ＜指定事業所(実数)と算定事業所(実数)＞

地域移行支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,434	647	14.59%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。
内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

地域定着支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,283	636	14.85%

* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。
内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

自立生活援助			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	570	352	61.75%

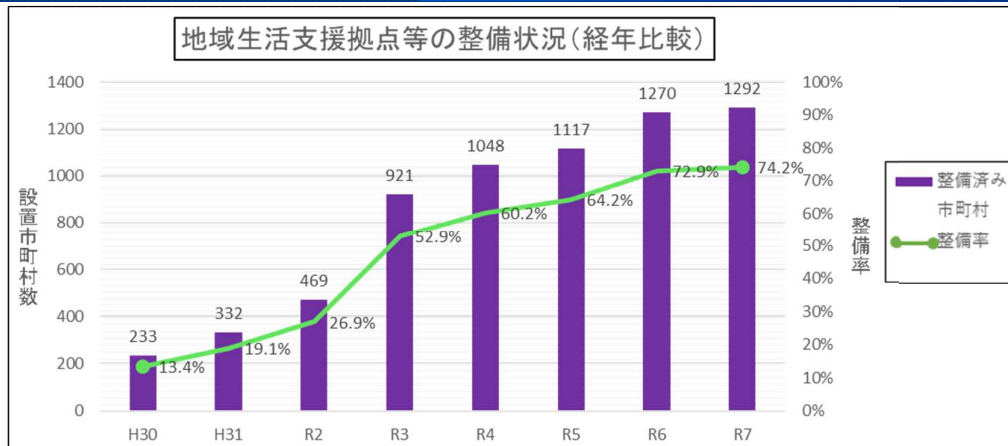
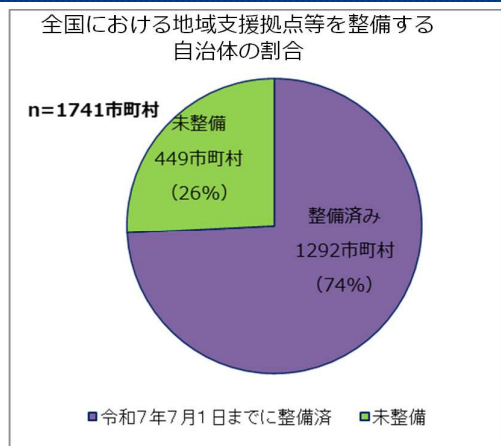
* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。
内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

	地域移行支援				地域定着支援				自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合		実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合		実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
合計	4,434	647	14.59%		4,283	636	14.85%		570	352	61.75%
北海道	257	24	9.34%		255	29	11.37%		31	19	61.29%
青森県	79	12	15.19%		79	8	10.13%		3	2	66.67%
岩手県	54	4	7.41%		54	2	3.70%		11	10	90.91%
宮城県	61	4	6.56%		63	6	9.52%		4	2	50.00%
秋田県	59	1	1.69%		59	7	11.86%		2	1	50.00%
山形県	43	5	11.63%		39	7	17.95%		2	2	100.00%
福島県	48	3	6.25%		43	3	6.98%		5	4	80.00%
茨城県	58	3	5.17%		56	4	7.14%		4	3	75.00%
栃木県	67	6	8.96%		67	5	7.46%		5	0	0.00%
群馬県	50	3	6.00%		47	6	12.77%		6	2	33.33%
埼玉県	124	24	19.35%		120	20	16.67%		30	17	56.67%
千葉県	167	35	20.96%		161	25	15.53%		34	19	55.88%
東京都	241	71	29.46%		211	50	23.70%		85	57	67.06%
神奈川県	220	26	11.82%		179	14	7.82%		59	33	55.93%
新潟県	80	13	16.25%		80	17	21.25%		11	7	63.64%
富山県	42	5	11.90%		40	11	27.50%		3	2	66.67%
石川県	72	14	19.44%		72	16	22.22%		11	4	36.36%
福井県	26	1	3.85%		23	4	17.39%		1	1	100.00%
山梨県	31	8	25.81%		29	7	24.14%		10	7	70.00%
長野県	80	18	22.50%		81	24	29.63%		18	13	72.22%
岐阜県	35	3	8.57%		35	1	2.86%		1	1	100.00%
静岡県	73	16	21.92%		67	17	25.37%		10	6	60.00%
愛知県	293	92	31.40%		293	32	10.92%		17	14	82.35%
三重県	25	6	24.00%		22	3	13.64%		3	1	33.33%

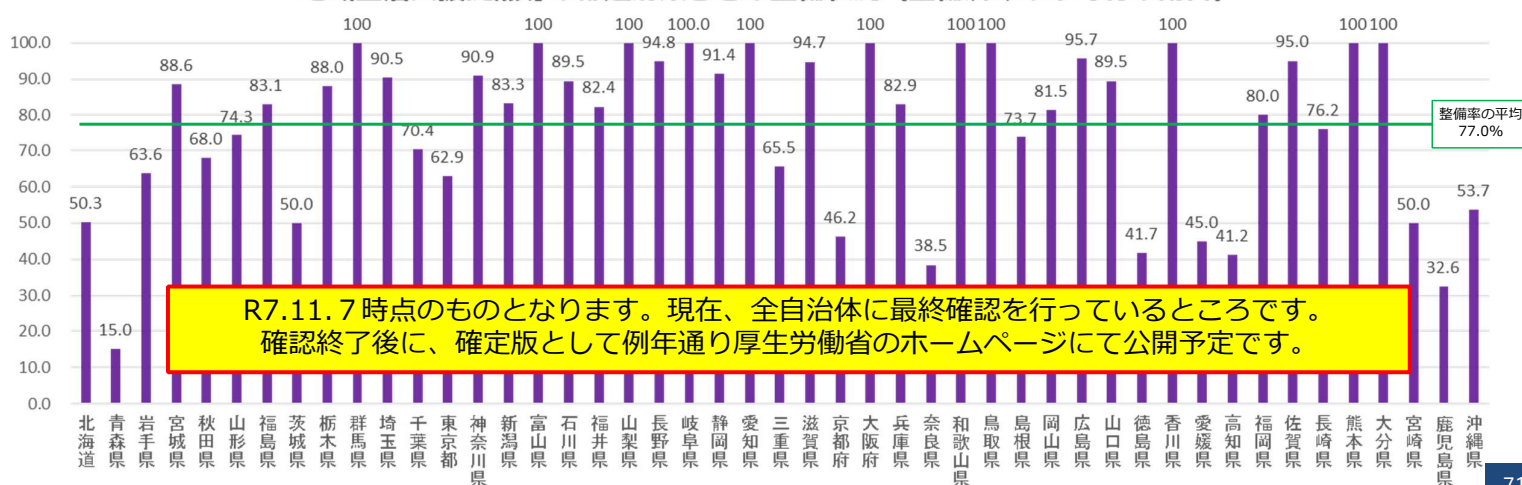
参考資料

	地域移行支援				地域定着支援				自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合		実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合		実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
滋賀県	25	5	20.00%		25	3	12.00%		8	3	37.50%
京都府	101	7	6.93%		102	10	9.80%		4	3	75.00%
大阪府	591	46	7.78%		586	113	19.28%		38	19	50.00%
兵庫県	180	38	21.11%		173	30	17.34%		26	18	69.23%
奈良県	106	4	3.77%		101	1	0.99%		2	2	100.00%
和歌山県	52	11	21.15%		52	11	21.15%		7	5	71.43%
鳥取県	18	6	33.33%		17	2	11.76%		5	5	100.00%
島根県	62	6	9.68%		60	24	40.00%		8	4	50.00%
岡山県	90	19	21.11%		90	31	34.44%		10	7	70.00%
広島県	119	4	3.36%		116	14	12.07%		4	4	100.00%
山口県	48	2	4.17%		45	4	8.89%		3	2	66.67%
徳島県	33	5	15.15%		32	3	9.38%		4	2	50.00%
香川県	33	2	6.06%		33	0	0.00%		2	0	0.00%
愛媛県	58	11	18.97%		58	9	15.52%		4	3	75.00%
高知県	44	4	9.09%		44	2	4.55%		2	2	100.00%
福岡県	178	24	13.48%		171	16	9.36%		23	13	56.52%
佐賀県	16	6	37.50%		16	2	12.50%		3	2	66.67%
長崎県	58	6	10.34%		55	7	12.73%		6	3	50.00%
熊本県	67	9	13.43%		65	3	4.62%		6	3	50.00%
大分県	67	10	14.93%		67	13	19.40%		13	8	61.54%
宮崎県	78	9	11.54%		78	13	16.67%		10	7	70.00%
鹿児島県	68	12	17.65%		67	7	10.45%		9	7	77.78%
沖縄県	57	4	7.02%		55	0	0.00%		7	3	42.86%

参考資料

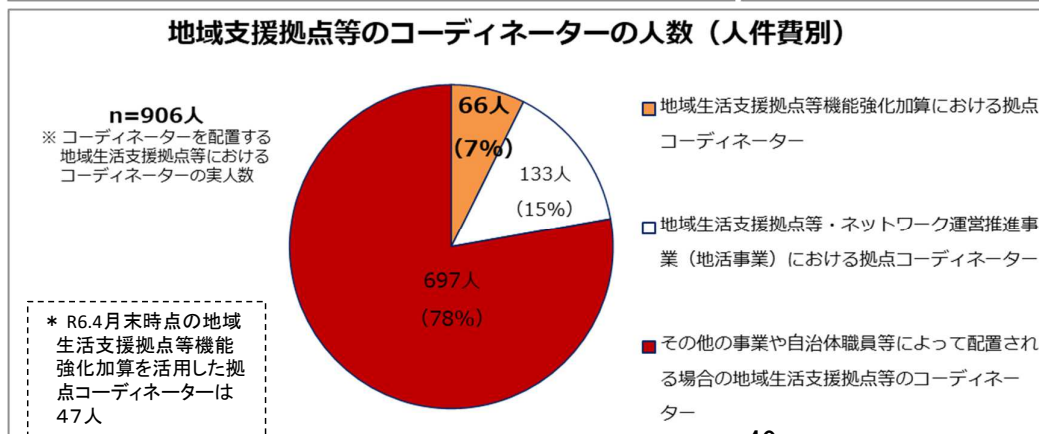
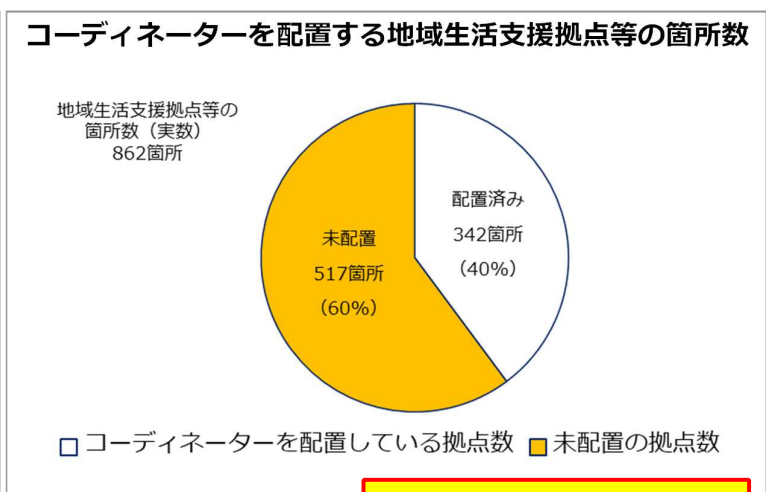
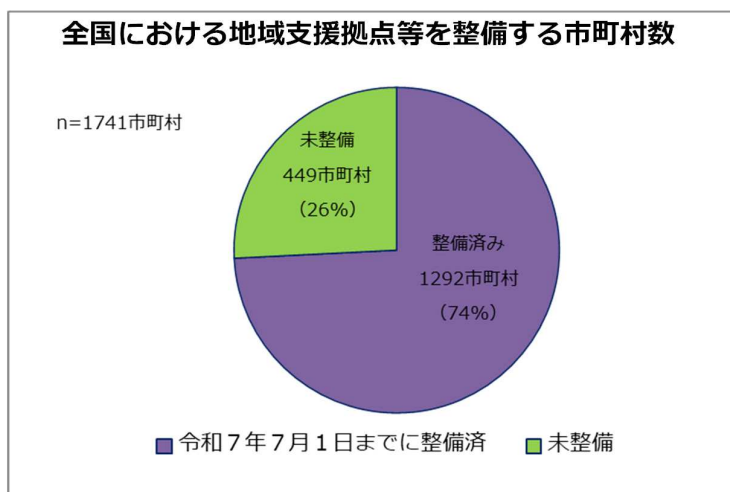


地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況(整備済みの市町村の割合)



地域生活支援拠点等の整備状況(その他、円グラフ)

(調査時点：令和7年7月1日 集計：令和7年11月7日速報値)



R7.11.7時点のものとなります。現在、全自治体に最終確認を行っているところです。確認終了後に、確定版として例年通り厚生労働省のホームページにて公開予定です。

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県相談支援体制整備事業

地域生活支援事業

目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

業務内容

都道府県



アドバイザー

- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

- (ア) 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導
- (ウ) 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等
(地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む)
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等
(基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む)
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- (カ) 都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施
(例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務)

広域・複数
圏域にまた
がる体制整
備等基幹相談支援
センター

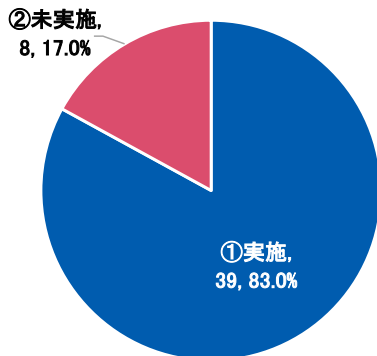
留意事項

- (ア) 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- (イ) 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

【都道府県相談支援体制整備事業】

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

（都道府県数＝47）



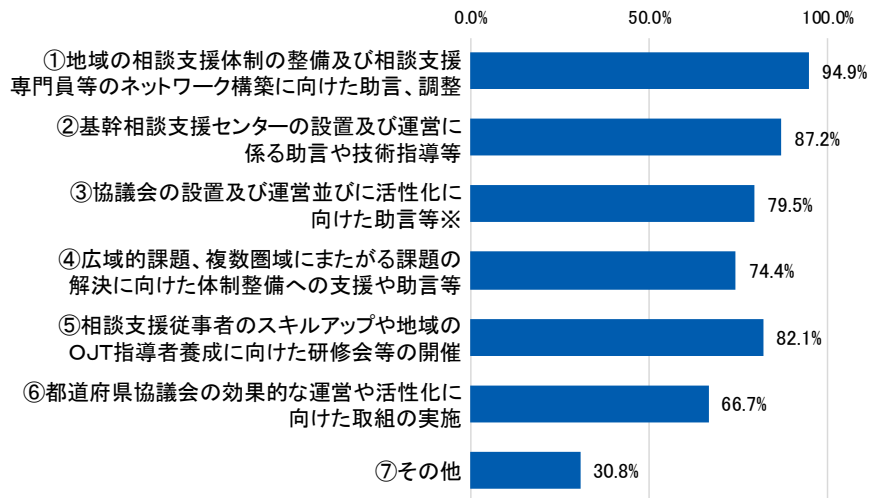
○上図のとおり、39の都道府県において実施している

○右図のとおり、相談支援体制の整備等に向けた助言、調整や基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術指導等を実施している

○留意事項：都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

都道府県相談支援体制整備事業の具体的な業務内容

（実施都道府県数＝39、複数回答）



※地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和7年調査）

※本資料に掲載されている数値（R7.4）は速報値であり、最終的な確定値とは異なる可能性があります。

75

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
（アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業）

地域生活支援事業（促進事業）

令和7年度当初予算 地域生活支援費等事業費補助金（地域生活支援促進事業）32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

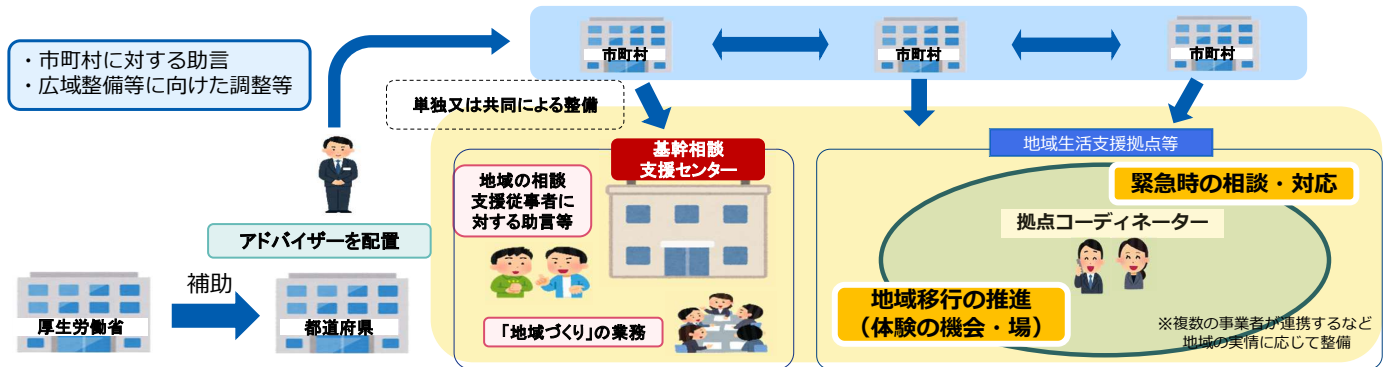
※令和7年度は、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、高知県、熊本県、沖縄県が本事業を活用予定

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は6割程度にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定（各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度）



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業) (令和6年度の取組)

事業の進め方

国と都道府県及び都道府県担当者間の情報共有の場として、9月と翌年2月の計2回意見交換会を開催。
また、12月時点の各都道府県の取組状況について中間報告書や最終報告書を提出いただき、他の都道府県の参考となるよう、それらをHPに掲載し横展開した。掲載先(厚労省HP): [001480215.pdf](#) ※P159以降

基幹相談支援センター

地域生活支援拠点等

東京都

- ・区市町村の状況調査(設置状況など)の実施
- ・アドバイザー派遣及び研修会等を開催
- ➡令和6年度中に新たに3市で設置

- ・区市町村の状況調査(運営状況など)の実施
- ・地域生活支援拠点等の整備に向けた都補助事業の実施
- ➡令和6年度中に新たに1箇所設置見込み

新潟県

- ・市町村等担当者会議の開催
- ・相談支援拠点事業・専門アドバイザー派遣事業の実施
(専門アドバイザーを派遣し、地域で対応困難な事例への助言や地域ネットワーク構築に向けた調整等)
- ・圏域相談支援体制整備事業の実施
(市町村域を超えた広域的な連携を図るため、地域振興局において連絡調整会議を開催し、圏域単位での関係機関での連携の確保)

福井県

- ・「基幹・委託・行政等連絡協議会」の開催
- ・未設置自治体へのアドバイザー派遣
- ➡設置に向けた具体的な協議の開始

- ・面的整備に向けたアドバイザー派遣
- ➡多機能拠点型により設置している市において多機能型と面的整備のハイブリッド型への移行に関する協議の開始

※本事業における最終報告書に基づいた記載

77

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業) (令和6年度の取組)

基幹相談支援センター

地域生活支援拠点等

高知県

- ・未設置市町村に対し意向調査の実施
- ・市町村との意見交換会を実施し、県の自立支援協議会の専門部会で今後の支援についての協議
- ・協議会ガイドラインを活用し、市町村自立支援協議会の進め方(ひな形)や「セルフチェックシート」を作成し、市町村に提供
- ➡一定規模の市町村において、設置に向けた具体的な協議の開始

大分県

- ・市町村への実態調査(設置・整備状況調査)の実施
- ・市町村自立支援協議会担当者会議において情報共有やグループワークの実施
- ・アドバイザーの派遣
- ➡基幹相談支援センター: 令和6年度末までに新たに7市町で設置見込み
※地域生活支援拠点等の整備状況は精査中

沖縄県

- ・協議会ワーキングやアドバイザー連絡会議の場での課題整理
- ・市町村への実態調査
- ・市町村向けの連絡会を開催し、調査結果等の共有(予定)
- ➡令和7年4月1日時点で新たに14市町村が設置見込み

- ・協議会ワーキングで研修会(自治体及び関係者向け)の内容の検討
- ・研修会を実施し、研修中の質疑応答をQAに整理
- ・管内市町村の先進事例の共有(予定)
- ➡令和7年度に5市町村が整備見込み

※本事業における最終報告書に基づいた記載

78

6

1. 現状の再確認
2. (自立支援)協議会の活性化
3. 地域の相談支援体制の強化（基幹相談支援センターの役割）
4. 地域生活支援拠点等の整備推進と機能強化
5. アドバイザーの活動に関する取組
6. 市町村・都道府県へのご依頼事項

ひと、くらし、みらいのために



市町村・都道府県へのご依頼事項

市町村・都道府県の皆様に特に取り組んでいただきたい事項

市町村

※一部都道府県含む

☑ 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・（自立支援）協議会の体制整備・機能強化

各市町村において、地域生活の支援体制の整備び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置するとともに、強化を図る体制を確保するための取組を加速していただきたい。

なお、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等を設置するまでの間においても、各市町村において地域生活支援体制の強化に努めていただきたい。

加えて、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保いただきたい。

☑ 「地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践（大切にしたい31のチェック項目）の活用」

本日の研修を踏まえ、地域生活支援体制を充実させるために自分たちは何が必要であるか、という点について、まずは関係機関の方と話し合う場を設けていただきたい。その際、関係者間でチェックした結果を見ながら、現時点の取組状況を確認しあい、その上で、次のステップに向かうための議論のきっかけづくりに使用いただくなど、本チェックリストを有効かつ継続的に活用いただきたい。

☑ 市町村障害者生活支援事業費の活用

各取組を推進していく上で、予算の確保は大きな課題となる。障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターに係る地方交付税の直近の状況については、本日ご説明したとおりであり（資料P39）、前年度からの増額分などの詳細がわかるようにしている。そのため、本資料も活用しながら、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター（基礎部分）への予算確保及び取組の推進いただくよう重ねてお願いする。

なお、例えば、都道府県が開催する研修等に財政担当者の出席を求め、各事業について理解を深めてもらうようにするなどの方法も、予算確保に向けた取組の工夫の一つに考えられるので参考にされたい。あわせて、都道府県におかれては、こうした研修等の対象者に財政担当者を含めることについてもご検討いただきたい（高知県において類似の取組事例あり）。

都道府県

☑ 管内市町村向けの研修の開催

昨年度に引き続き、継続して取り組みをお願いしたい。特にオンライン研修に参加していない市町村へのフォローアップについて注力いただきたい。なお、管内向市町村向けの研修内容については、本日の研修内容や、既に研修を意欲的に実施している他の都道府県（事例報告いただいた都道府県）などの状況も十分に踏まえたものとし、管内市町村が各種取組を進める上で有意義なものとなるよう創意工夫をお願いしたい。

☑ アドバイザーに関する取組の強化

自治体の事例紹介にもあるとおり、「地域生活支援体制整備の取り組みの充実度」と「アドバイザーの活動の活性化」は相関関係が大きいと考えられる。このような傾向やP73、P74の資料も参考に「基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」（注）等も活用しながら地域生活支援体制の充実に向けて取り組んでいただきたい。

（注）令和6年度から令和8年度までの時限的な実施を想定しているため、次年度での積極的な活用を検討ください。

なお、「都道府県におけるアドバイザーの配置状況」や「都道府県が市町村職員等を実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数」は、令和7年9月25日に開催された社会保障審議会障害者部会（第149回）での「令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」における議論の中で、活動指標項目（例）として資料に記載されているところであり、こうした議論の方向性についても注視いただきたい。

【掲載先】（資料P20）：[001568051.pdf](#)

事例の報告

令和7年度 障害者地域生活支援体制整備事業

令和7年度ブロック会議「事例調査の概略とポイント」

I. 令和7年度 調査対象の選定理由について

■ 調査対象の選定理由

令和7年度の事例選定に当たっては、年度当初に実施した「全国ブロック会議」に関する都道府県アンケート調査の回答の中から下記の事項に着目し、都道府県による市町村支援について新潟県、大阪府、高知県、大分県、沖縄県の5府県の事例を選定した。

○都道府県が「基幹・拠点等・協議会の連動が重要であること」を理解している

○その上で、市町村が置かれている状況を把握・理解している（努力している）

○都道府県と市町村との間に協力関係ができている

○市町村が求めていることに何らかの手段で答えるための仕組みやツールをもっている

○都道府県の支援を活用し、地域、市町村自らが主体的に取り組むを推進している

Ⅱ. 都道府県の支援とアドバイザーの活躍（5事例の共通要素）

■都道府県（担当部署／担当者）の明確な課題認識

○現状の理解（市町村は何に悩んでいるのか）と制度の理解（基幹・拠点等・協議会の関係と制度運用に関する実務的知識）
⇒地域課題とその背景・要因に関する適切な理解、市町村・地域に求められる取組の方向性に係る判断

■市町村支援の構造

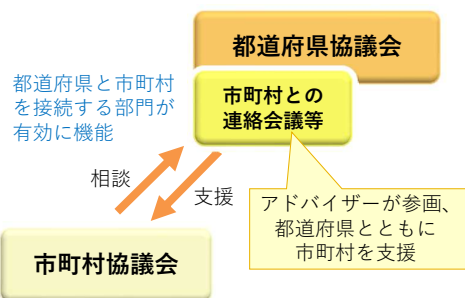
○組織と組織、部門と部門を接続し、官民連携を推進する仕組の効果的運用

⇒都道府県自立支援協議会と市町村自立支援協議会を接続する部門を設置し、アドバイザーが中核的役割を担う

- ・県自立支援協議会にアドバイザー等が参画する専門部会等を設置（新潟県、大阪府、高知県、大分県、沖縄県）
- ・圏域単位の連絡会議を設置（新潟県、沖縄県）

○都道府県（行政）とアドバイザーの官民パートナーシップ

- ・経験豊富なアドバイザーが県担当部署と連携し、継続的に市町村を支援（大阪府、大分県、沖縄県）
- ・県担当部署がリーダーシップを発揮し、アドバイザーと連携して積極的に市町村を支援（新潟県、高知県）



※都道府県と市町村を接続する部門については、次ページ、及び5事例報告資料の組織図等を参照

■市町村支援のツール（⇒市町村は都道府県に相談・要望するきっかけとして活用）

○明確な課題認識に基づく支援における一体的な運用（支援の各フェーズの連続性）

- ・基礎調査（アンケート、ヒアリング）⇒基礎的な情報収集のツール
- ・意見交換会・勉強会・研修会⇒追加的な情報収集と理解・実践の「きっかけづくり」のツール
- ・アドバイザーの派遣⇒個別・具体的支援（伴走的支援）のツール
- ・手引き、事例、チェックシートなどの作成と提供・公表⇒現在地の確認・取組のヒントとしてのツール

○都道府県と市町村、市町村間、行政と民間の情報共有・制度と役割の理解促進・ネットワーク構築

2

Ⅲ. 今回ヒアリングした5つの事例の概要（事例報告から抜粋）

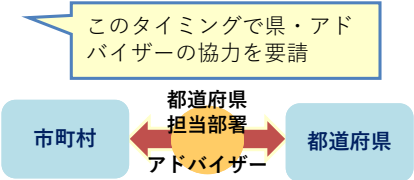
新潟県	○地域のネットワークを活かし、福祉圏域を単位とした持続的な支援体制の再構築 ・県自立支援協議会に専門アドバイザー等が参加する「圏域部会（連絡調整会議）」を設置、市町村自立支援協議会との接続機能を担う。 ・基幹センターの設置の進展を踏まえ、令和4年度から市町村の要請に基づく派遣型専門アドバイザーへ変更。 ・専門アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かし、基幹相談支援センター、市町村職員、専門アドバイザーとの連携による地域づくりを圏域単位で主体的に推進していく体制を再構築。
大阪府	○府自立支援協議会における市町村支援の基本方針に基づきアドバイザー派遣事業を展開 ・地域自立支援協議会情報交換会を定期的に開催し、市町村の自立支援協議会担当者向けに研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を実施。 ・アドバイザー派遣事業を核として地域自立支援協議会の課題の抽出・支援を実施する仕組みを構築。 ・市町村アンケート等から市町村が抱える課題を洗い出し、「アドバイザー会議」で支援対象・方法等を検討。 ・府の自立支援協議会を通じてアドバイザーを派遣。市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施。
高知県	○行政（県担当部署）による積極的な市町村へのアウトリーチ ・県自立支援協議会「相談支援体制づくり部会」が市町村自立支援協議会との接続口となり課題を共有。 ・県担当部署の適格な現状分析のもと「相談支援アドバイザー事業」を通じて、市町村に対する個別支援を実施。 ・アドバイザーは各市町村の自立支援協議会に参加、「アドバイザー連絡会」（県担当者も参加）で情報共有。 ・中土佐町、四万十町において、共同で地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討。
大分県	○アドバイザーによる積極的な市町村へのアウトリーチ（適度な「おせっかい型」巡回訪問） ・県自立支援協議会に設置した「市町村担当者会議」が県内の市町村自立支援協議会との接続口となり、助言や研修等を通じて市町村支援を行う体制を構築。 ・基幹設置や拠点等整備に苦戦する市町村の状況を踏まえ、「おせっかい型」市町村巡回訪問を実施。 ・宇佐市において、基幹設置、地域生活支援拠点等の機能強化、協議会の体制の見直しを一体的に推進。
沖縄県	○圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員が圏域単位で市町村を支援 ・県内5圏域に「圏域自立支援協議会（事務局：福祉事務所）」を設置。 ・県自立支援協議会に「圏域アドバイザー連絡会議」を設置。課題を共有し、圏域アドバイザー（北部、中部、南部）が圏域単位で市町村を訪問（島しょ部の圏域（宮古、八重山）もカバー）。 ・8町村共同における基幹相談支援センター設置（北部圏域）。西原町における基幹相談支援センターのあり方検討（直営から委託に移行）（南部圏域）。 ・支援プロセスを通じて、コラボレーターを次期圏域アドバイザーとして育成。

3

IV. 都道府県の支援を活用した市町村における取組のポイント（事例からピックアップ）

○取組のきっかけをつかむ
⇒直面する課題を長期に亘って持続する効果的な仕組みづくりの好機と捉える

- ＜単独市町村の取組＞
- ・拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制を構築（宇佐市：大分県）
 - ・基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直しを検討（A市：大阪府）
 - ・相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題を官民で協議（西原町（南部圏域）：沖縄県）
- ＜複数市町村・圏域単位の取組＞
- ・人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制の強化を検討（中土佐町・四万十町：高知県）
 - ・8町村共同による基幹相談支援センター設置（北部圏域：沖縄県）
 - ・基幹設置の進展を踏まえ、地域に官民連携による主体的な相談支援体制を再構築（下越圏域：新潟県）



※6ページのイメージ図を参照

○官民協働による具体的な動きをつくる
⇒具体的な行動に移すための一連のプロセスを効率的・効果的に進める

都道府県の支援の活用

- 地域の関係者をつなぐ** ■ 関係者の共通理解、協議の場づくりの場面
- ・庁内関係部署の職員
 - ・協議会の事務局、専門部会等のメンバー
 - ・市町村内の基幹、相談支援事業者等の関係者 など
- 目的・方向性を共有する** ■ 具体的な取組に係る関係者間の合意の場面
- ・複数事業所の協働
 - ・隣接市町村の共同・連携
 - ・圏域単位の体制づくり など
- 目標と現在地との乖離を解消していく** ■ 練り上げた計画に基づく実践の場面
- ・スタートアップ、PDCAサイクル など

- アドバイザーに行政と基幹や相談支援事業所等の間に入ってもらい、関係者との関係を強化する
- アドバイザーに会議や勉強会に参加してもらい、提供情報を基に議論を深め、取組を具体化する
- 必要に応じてアドバイザーに助言を求めることができる関係をつくる

○取組の成果（取組による変化）

- 意識変容：認識の共有、関係性の構築、官民協働に向けた機運の醸成
- 体制構築：拠点等・基幹・協議会の整備・設置、運営（これらに向けた取組含む）

V. 都道府県の支援を活用した市町村の取組概要（事例からピックアップ）

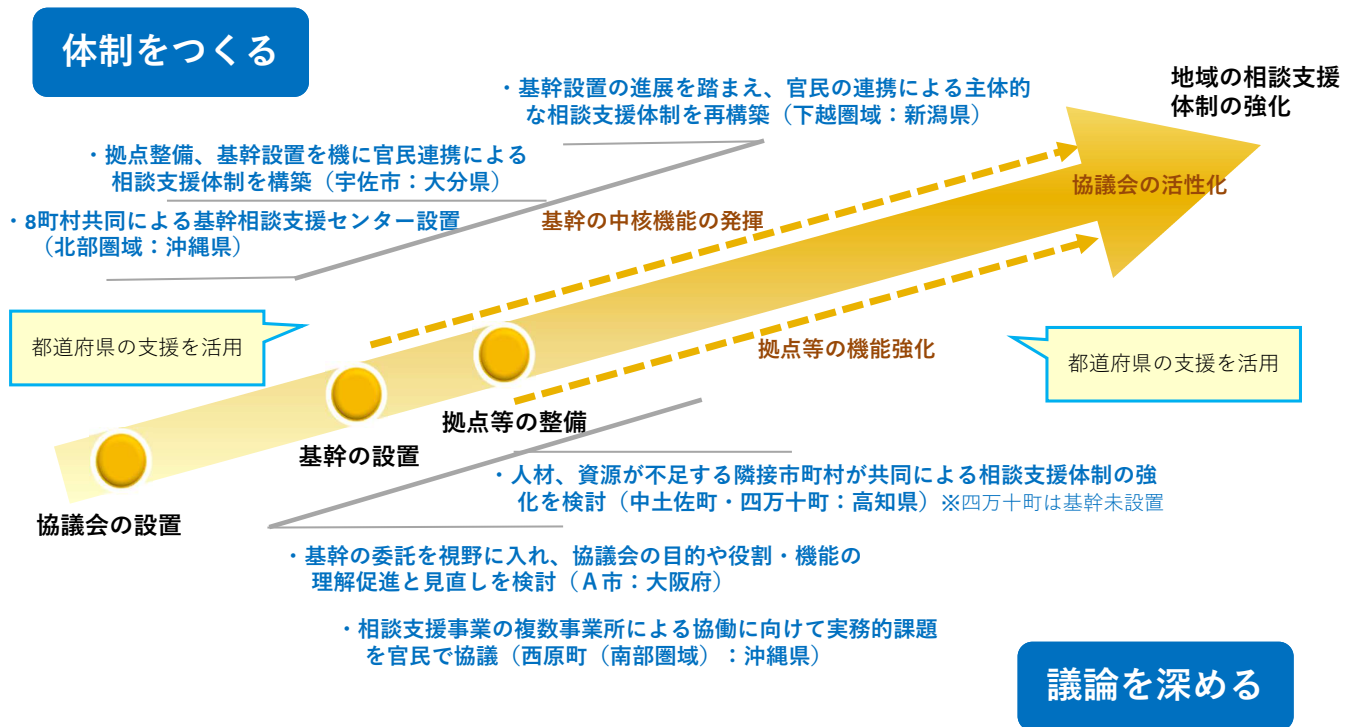
＜単独市町村の取組＞

宇佐市 (大分県)	○時機を得たアドバイザーの適度な「おせっかい型訪問」を活用し、拠点、基幹、協議会の体制構築 ・拠点整備、基幹設置を機に官民連携による主体的な相談支援体制を構築する必要があった。 ・アドバイザーの支援を受けて、市が抱える課題の整理とともに、市と民間事業所、市と県の間に入り、調整をしてもらうことで関係者のモチベーション向上と適切なスケジュール管理によって体制を構築できた。 ・新体制による官民協働の取組がスタートし、チームで行う「地域づくり」の機運が高まっている。
A市 (大阪府)	○アドバイザー派遣を活用し、協議会運営の見直し、基幹センター設置に向けて検討 ・基幹の委託を視野に入れ、協議会の目的や役割・機能の理解促進と見直しを検討する必要があった。 ・地域課題の抽出に当たって、アドバイザーの支援を受けて、主任相談支援専門員・委託相談支援事業所相談員・基幹相談支援センター・行政がゼロから一緒に取り組むことで、相互理解や共通認識が得られた。 ・市全体で相談支援体制の強化に向けて意識がより醸成された。
西原町 (南部圏域) (沖縄県)	○圏域アドバイザーの参加を得て、基幹相談支援センターのあり方を検討 ・相談支援事業の複数事業所による協働に向けて実務的課題を官民で協議する必要があった。 ・協議に当たって、圏域アドバイザーに協議会の委員として参加してもらうことで議論を深めることができた。 ・基幹の運営委託に際して、町内の主任相談支援専門員の知見を活用した事業展開の重要性について助言を受ける等、基幹のあり方について関係者間で認識を共有し、令和7年度より直営から委託に移行できた。

＜複数市町村・圏域単位の取組＞

中土佐町・ 四万十町 (高知県)	○県担当者の参加を得て、複数事業所の協働による相談支援体制構築に向け2町で議論 ・人材、資源が不足する隣接市町村が共同による相談支援体制の強化を検討する必要があった。 ・県から地域生活支援拠点の概要や財源確保、拠点の要綱案等の情報提供を受け、これまでに役場で検討していた体制案と、相談支援事業所側で考えた体制案をすり合わせ、官民の認識の共有ができた。
北部圏域 8町村 (沖縄県)	○圏域アドバイザーの参加を得て、8町村共同で基幹相談支援センターを設置 ・北部圏域（9市町村）の小規模な8町村（離島含む）でどのように基幹を設置するかが課題となっていた。 ・町村自立支援協議会（相談部会）へ圏域アドバイザーに参加してもらうことで、継続的に協議を進め、北部圏域8町村において単独契約・共同設置の形で基幹相談支援センターを設置することができた。
下越圏域 (新潟県)	○県の主導により、福祉圏域を単位とした持続的な支援体制を再構築 ・基幹設置の進展を踏まえ、地域に官民連携による主体的な相談支援体制を再構築する必要があった。 ・会議等の設置要綱の作成や研修企画を県と基幹相談支援センターや委託相談が協働で作成するプロセスを通じて、各市町村職員、基幹相談支援センター等の職員がアドバイザーと連携して地域の相談支援体制を構築する重要性の理解が浸透した。

VI. 直面する課題を長期に亘って持続する効果的な仕組みづくりの好機と捉える (イメージ)



6

<参考>

地域における障害者等の相談支援体制の構築に必要な理解と実践(大切にしてほしい31のチェック項目)

				あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
Ⅰ．相談支援体制構築のための基礎理解								
1	相談支援専門員の創設と(自立支援)協議会の設置	1	相談支援専門員と(自立支援)協議会は、障害福祉施策を推進する行政の機能をサポートする重要な仕組みであることを理解している。	533 94.8%	24 4.3%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
		2	相談支援専門員は、相談者の年齢や障害毎の区別なく支援できるように制度化された職種であるということを理解している。	539 95.9%	18 3.2%	4 0.7%	1 0.2%	562 100.0%
Ⅱ．相談支援体制の構築に必要な理解と実践								
1	行政の担当部署	3	障害福祉担当係の窓口対応において、相談者の相談内容を丁寧に聞き取っている。	501 89.1%	23 4.1%	8 1.4%	30 5.3%	562 100.0%
		4	障害福祉担当係において、相談者に担当者を分かりやすく明示するなど、責任の所在をはっきり示している。	431 76.7%	84 14.9%	17 3.0%	30 5.3%	562 100.0%
		5	障害福祉担当係で対応に苦慮する場合には、上司や部署内で相談できる。	508 90.4%	21 3.7%	3 0.5%	30 5.3%	562 100.0%
2	行政内における連携	6	庁内連携が必要な場合には、障害福祉担当係内だけでなく、関係部署にもタイムリーに相談・対応できるチームが組める。	430 76.5%	86 15.3%	17 3.0%	29 5.2%	562 100.0%
		7	精神保健分野と協働して、相談支援体制を整備する重要性を理解している。	466 82.9%	52 9.3%	15 2.7%	29 5.2%	562 100.0%
		8	重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備が目的であり、総合窓口をつくるための事業でないこと、また事業の推進にあたっては調整機能が重要であることを理解している。	410 73.0%	93 16.5%	30 5.3%	29 5.2%	562 100.0%
3	行政と委託相談等との連携	9	相談者の状況等によっては、障害福祉担当係と管内の委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等に情報共有や協働体制が組める。	498 88.6%	25 4.4%	16 2.8%	23 4.1%	562 100.0%
		10	委託元である市町村は、委託相談支援事業者の事業計画等について事業評価を行う等、事業運営の中立性・公平性を担保する仕組みがある。	306 54.4%	148 26.3%	80 14.2%	28 5.0%	562 100.0%

8

			あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
4	基幹相談支 援センター	11 計画相談(指定特定・指定障害児)、委託相談(市町村障害者相談支援事業)、(中核機能強化加算を算定している)児童発達支援センターとの連携による相談支援体制が整備されている。	346 61.6%	94 16.7%	79 14.1%	43 7.7%	562 100.0%
		12 計画相談・地域相談について、報酬による収入で事業経営が成立可能と理解している。	202 35.9%	173 30.8%	143 25.4%	44 7.8%	562 100.0%
		13 複数の計画相談支援事業所が協働して一体的管理運営を行う体制を確保することや、「相談支援員」の導入など、相談支援体制の充実に向けた取組を計画的に促進している。	145 25.8%	144 25.6%	230 40.9%	43 7.7%	562 100.0%
		14 のぞまないセルフプランの解消に向けた具体的な取組を行っている。	213 37.9%	143 25.4%	162 28.8%	44 7.8%	562 100.0%
		15 委託相談は、計画相談支援によらない人を対象に、福祉サービスの利用援助等が必要な人に対して相談支援を行うものという役割分担ができて	328 58.4%	93 16.5%	96 17.1%	45 8.0%	562 100.0%
		16 相談者の状況に応じて、モニタリング頻度を上げる、または地域定着支援、自立生活援助を活用する等の体制を整備している(目指している)。	315 56.0%	127 22.6%	77 13.7%	43 7.7%	562 100.0%
		17 基幹相談支援センターの中核的な機能である「相談支援従事者の支援者支援」「協議会の運営の関与を通じた「地域づくり」の業務」を行っている(あるいは体制の構築を進めている)。	388 69.0%	51 9.1%	79 14.1%	44 7.8%	562 100.0%
		18 市町村の障害福祉担当係と基幹相談支援センターが協働して、サービス等利用計画やモニタリング結果の検討・検証を行っている。	156 27.8%	104 18.5%	258 45.9%	44 7.8%	562 100.0%
5	地域生活拠 点等	19 基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の機能と役割を理解している。	433 77.0%	78 13.9%	33 5.9%	18 3.2%	562 100.0%
		20 拠点等に求められる機能を理解し、協議会で検討した上で、コーディネーターを配置している。	176 31.3%	67 11.9%	297 52.8%	22 3.9%	562 100.0%
		21 拠点コーディネーターの配置においては、自立支援給付(地域生活支援拠点等機能強化加算)を活用している(あるいは検討している)。	84 14.9%	84 14.9%	371 66.0%	23 4.1%	562 100.0%
		22 拠点コーディネーターは、地域事情を踏まえて、必要な人数を配置している(あるいは検討している)。	178 31.7%	101 18.0%	261 46.4%	22 3.9%	562 100.0%

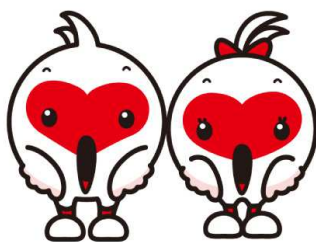
9

			あてはまる (1+2)	どちらともい えない(3)	あてはまらな い(4+5)	無回答	合計
	地域生活拠 点等	23 拠点等では、見学や体験の機会の確保等の取組により、平時や緊急時における体制や地域移行の促進のための体制整備を進めている。	267 47.5%	127 22.6%	149 26.5%	19 3.4%	562 100.0%
		24 行政、計画相談・地域相談、委託相談、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、入所施設等が、拠点等に関わる自らの機関の担う役割を理解して、拠点コーディネーターと協働しながら取り組んでいる。	140 24.9%	127 22.6%	272 48.4%	23 4.1%	562 100.0%
6	(自立支援) 協議会	25 協議会には、当事者家族に加え、福祉・医療・教育・雇用の従事者等、支援体制の構築に必要な関係機関等の参画が得られている。	485 86.3%	40 7.1%	34 6.0%	3 0.5%	562 100.0%
		26 協議会において、個別の課題から地域課題としてミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルに整理し、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等の重点課題を明確にして取り組んでいる。	272 48.4%	187 33.3%	99 17.6%	4 0.7%	562 100.0%
		27 協議会において、守秘義務の範囲と個人情報保護の取扱について共有し、適切な取扱いが可能な状況にある。	475 84.5%	64 11.4%	19 3.4%	4 0.7%	562 100.0%
		28 協議会において、市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や助言、必要に応じた専門部会等の設置・運営等を行っている。	414 73.7%	82 14.6%	60 10.7%	6 1.1%	562 100.0%
		29 個別事案から見える地域で抱える課題等について、必要に応じて、市町村協議会から都道府県協議会へ報告を行っている。	159 28.3%	141 25.1%	252 44.8%	10 1.8%	562 100.0%
		30 都道府県が行う専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター運営事業等)の活用や連携の推進に取り組んでいる。	155 27.6%	159 28.3%	239 42.5%	9 1.6%	562 100.0%
		31 都道府県のアドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業等)を活用している。	227 40.4%	95 16.9%	230 40.9%	10 1.8%	562 100.0%

※「オンライン研修」事前課題 集計結果概略(速報値)

新潟県の実組について

新潟県 福祉保健部 障害福祉課



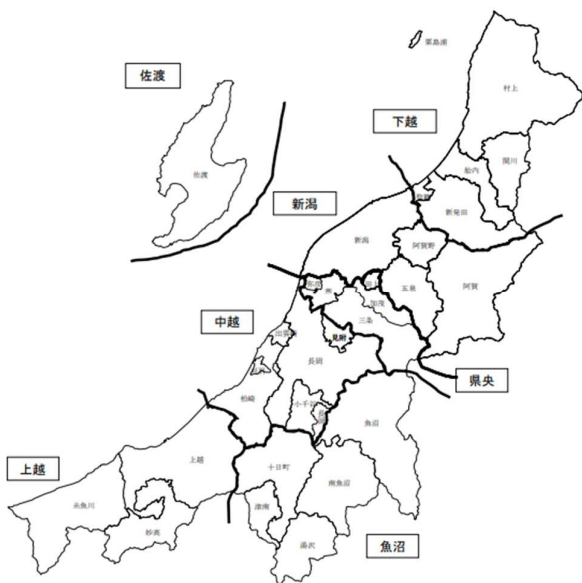
新潟県 宣伝マスコットキャラクター 「トッキッキ」

本日のメニュー

- 1 新潟県について（県の状況）
- 2 新潟県における体制整備の経緯
- 3 新潟県における取組事例①
【基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援】
- 4 新潟県における取組事例②
【市町村協議会の活性化に向けた市町村支援】
- 5 新潟県の実組を通じてお伝えしたいこと

1 新潟県について①（県の状況）

新潟県障害保健福祉圏域



- 推計人口：2,075,669人
（令和7年7月1日現在）
- 市町村数：30市町村
- 障害福祉圏域：7圏域
（下越、新潟、県央、中越、魚沼、上越、佐渡）
- 県庁所在地：新潟市（政令指定都市）
- 米の産出額：全国1位
えだまめ作付面積：全国1位
原油の生産量：全国1位
- 年間平均気温：15.4℃
- 年間平均降雪量：465cm



南北に長く、北端の市から南端の市
まで200km弱あり。県庁から両端の市までは
それぞれ車で2時間ほどかかる。

1 新潟県について②（県の状況）

●相談支援事業所

指定特定相談支援事業所	168か所
指定一般相談支援事業所	70か所
障害児相談支援事業所	138か所

●市町村

基幹相談支援センター	16市町で設置済（18センター）
地域生活支援拠点等	25市町村で設置済
市町村自立支援協議会	30市町村（全市町村）で設置済

●県機関

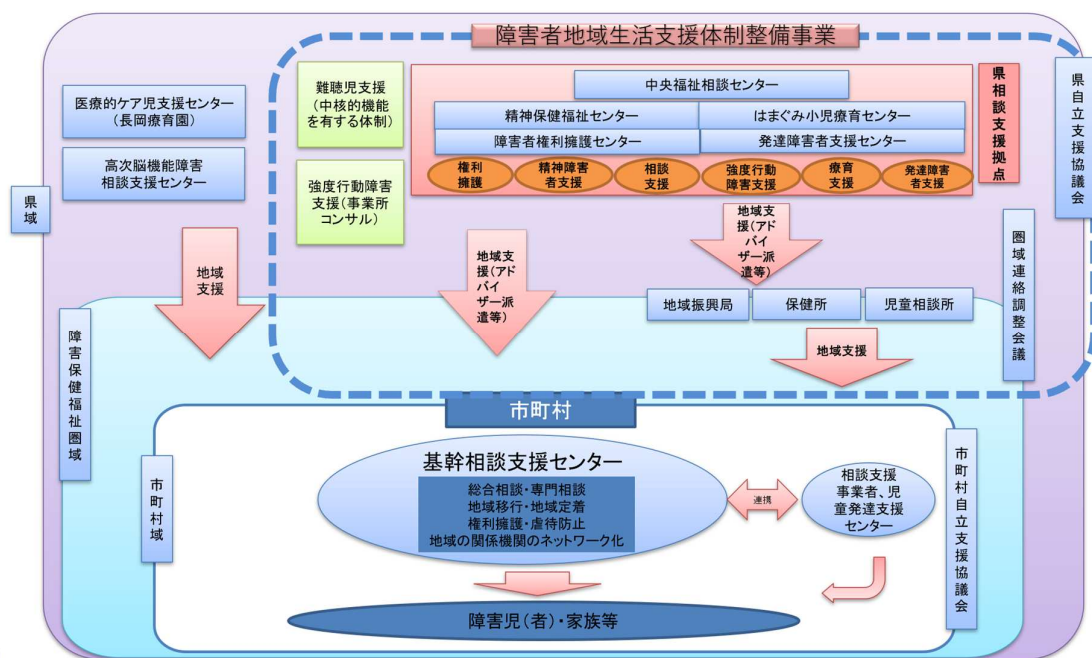
県地域振興局	新発田地域振興局（下越圏域）、新潟地域振興局（新潟圏域）、三条地域振興局（県央圏域）、長岡地域振興局（中越圏域）、南魚沼地域振興局（魚沼圏域）、上越地域振興局（上越圏域）、佐渡地域振興局（佐渡圏域）
県相談支援拠点	中央福祉相談センター：相談支援体制整備、強度行動障害支援体制整備、権利擁護体制整備、リハビリテーション支援体制整備 はまぐみ小児療育センター：障害児等療育支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備 精神保健福祉センター：精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築
県専門アドバイザー	（相談支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備、障害児等療育支援体制整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築、権利擁護体制整備、強度行動障害支援体制整備、リハビリテーション支援体制整備の7部門

○各市町村を、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに各地域振興局や県相談支援拠点
及び県専門アドバイザーがサポート

○各地域振興局を、県相談支援拠点及び県専門アドバイザーがサポート

→市町村の体制整備を県機関が重層的にサポートしている。

1 新潟県について③（県の状況）



参考：
新潟県
相談支援体制
イメージ図

2 新潟県における体制整備の経緯

○平成19年度から令和3年度まで

市町村では確保できない相談支援体制を補完するため「新潟県障害者地域生活支援センター事業」を実施し、**各圏域の配置型アドバイザー**が市町村支援を実施してきた。



○令和4年度から

市町村において基幹相談支援センターや相談支援事業所の整備が進められ、各地域が一定程度相談支援の中核を担う体制を整えてきたことから、

- 相談支援体制整備については、住民に身近な市町村がその実施主体となり、県は市町村をバックアップする役割であることを整理。
- 「新潟県障害者地域生活支援体制整備事業」として、**配置型のアドバイザーから、派遣型の専門アドバイザーに事業を再編。**
- 県相談支援拠点が専門アドバイザーと協働で、各市町村や圏域をバックアップすることにより、それぞれの地域が相談支援体制整備に向けて主体的に取り組んでいく体制とした。

3 新潟県における取組事例①

<課題>

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備は一定程度進んできたが、設置・整備のための行程や効果が分からずに、設置や整備に至らない市町村がある。

また、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置後の検証や評価、改善に向けた取組を進める必要がある。



基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を促し、機能強化につながる新たな取り組みが必要

3 新潟県における取組事例①

【基幹相談支援センターの設置等に向けた取組】のご紹介

具体的には・・・

<市町村等担当者会議の開催>

県内の基幹相談支援センター（未設置市町村においては委託相談支援事業所）、市町村障害福祉担当課、県地域振興局、県相談支援拠点等が地域の取組状況や好事例などの情報共有や意見交換を行う。

→基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進、相談支援体制の充実強化を図る。

3 新潟県における取組事例①

<市町村担当者会議の内容等>

○参集者

市町村障害福祉担当課職員、基幹相談支援センターの職員、委託相談支援事業所の職員（基幹未設置の場合に限る）、相談支援体制整備等に関わる県機関の職員 等

○会議内容

- ・ 基幹相談支援センターにかかる実践報告及び意見交換
- ・ 地域生活支援拠点等にかかる実践報告及び意見交換
- ・ （それぞれに対する）専門アドバイザーからの助言

3 新潟県における取組事例①

令和7年度基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進に向けた市町村等担当者会議 プログラム		
令和7年7月30日(水)		
会場：燕三条地場産業振興センター メッセピア 総合研修室		
事 項	時 間	担 当
☐ 開 会		
☐ 換 拶	13:30～13:35	中央福祉相談センター
1 実践報告①（基幹相談支援センター）	13:35～14:20	南魚沼市福祉課障がい福祉係 相談支援センターみなみうおぬま （社会福祉法人南魚沼福祉会）
2 意見交換会①（基幹相談支援センター） ワーク及びグループごとの意見交換	14:20～15:05	相談支援事業つなぐ （社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会）
グループによる発表（振り返り）	15:05～15:15	
☐ 休 憩		
3 実践報告②（地域生活支援拠点等）	15:25～16:10	相談支援事業つなぐ （社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会）
4 意見交換会②（地域生活支援拠点等） ワーク及びグループごとの意見交換	16:10～16:50	みんなでいきる相談センター （社会福祉法人みんなでいきる）
グループによる発表（振り返り）	16:50～17:00	
5 まとめ		中央福祉相談センター
☐ 閉 会		

参考：令和7年度実施内容

3 新潟県における取組事例①

＜取組のポイントと効果＞

○ポイント1

市町村、圏域によって状況は様々であるが、会議として一堂に参集することで、市町村のネットワーク構築や現状認識の場を作った。

→【効果】現状のふり返りや市町村同士の情報共有の促進

○ポイント2

好事例の共有を行うことで、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置効果の理解促進を図った。

→【効果】基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等設置への
関心度の増加

3 新潟県における取組事例①

＜取組のポイントと効果＞

【ポイント3】

専門アドバイザーによる意見交換会の進行及び講評を行うことで、より実態に即した検討が可能となるよう促した。

→【効果】前向きかつ具体的な業務や今後の取組を考えるきっかけとなった。

4 新潟県における取組事例②

<課題>

県地域振興局が県自立支援協議会圏域部会（連絡調整会議）を開催し、圏域の相談支援体制の整備について検討を進めてきたが、会議運営が専門アドバイザー個人のネットワークや意欲に依存している部分があった。



地域における関係機関の連携やネットワーク体制を、安定的かつ持続的に維持できる仕組み作りが必要

4 新潟県における取組事例②

【（自立支援）協議会の活性化に向けた市町村支援】のご紹介

具体的には・・・

<下越圏域 県自立支援協議会圏域部会（連絡調整会議）

相談支援部会（以下、下越圏域相談支援部会）の効果的な運営>

下越圏域相談支援部会の枠組みや役割を、県機関と基幹相談支援センター、委託相談事業所が協働で作り上げ、地域の状況や課題の整理を行っている。

→（自立支援）協議会の活性化につながっている。

4 新潟県における取組事例②

<下越圏域相談支援部会の内容等>

○参集者

- ・新発田地域振興局
- ・基幹相談支援センター（専門アドバイザーを兼ねている職員も含む）
- ・委託相談事業所

○役割分担

- ・新発田地域振興局
＝設置要綱の作成や研修の企画等
- ・基幹相談支援センター、委託相談事業所
＝地域の課題の整理と共有、研修内容の発案等

○部会内容

- ・各市町村自立支援協議会の検討内容の共有
- ・研修会の企画

4 新潟県における取組事例②

<取組のポイントと効果>

○ポイント1

県機関からの一方的かつ一般的なひな形の提供ではなく、実施要綱や会議運営、研修企画に至るまで市町村と協働で作り上げていった。
（幹事会もこまめに実施）

- 【効果】
- ・県機関と市町村基幹相談支援センター、委託相談事業所が一緒に会議を作り上げているという連帯意識や主体意識の醸成
 - ・会議の形骸化の防止

4 新潟県における取組事例②

<取組のポイントと効果>

○ポイント2

県機関は、要綱文書作成や通知作成等の行政事務及び研修デザイン等、基幹相談支援センターや委託相談事業所は、地域課題の整理や共有及びそれに基づいた研修発案等、得意な分野の分担を行った。

- 【効果】
- ・ 属人的な取り組みに依らない仕組みとしての継続的な会議運営の促進
 - ・ 各市町村自立支援協議会の取組の情報共有による各市町村同士のネットワークの構築や強化
 - ・ 圏域の状況を踏まえた効果的な研修の充実

5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

他都道府県の皆さんへ・・・

地域生活支援体制整備で重要だと思ったこと

- ① 対話をできるだけ行う
- ② できることが何か考える
- ③ やることを明確にする（特に異動、引継ぎ時）

5 新潟県の実組を通じてお伝えしたいこと

① 対話をできるだけ行う

○対話は、コミュニケーションの円滑化、理解の促進、誤解の防止、協働意識の醸成等、プラスの効果を生む。

○対面で協議する場を意図的に設定する。

とはいえ、場の設定だけでも時間とエネルギーを使うので、年度当初に仕組み化してしまうことも有効と思われる。

（例：4、9、3月の第4水曜日に〇〇県庁会議室集合等）

5 新潟県の実組を通じてお伝えしたいこと

② できることは何か考える

○特別なことではなく、できることを継続していく。

（それが難しいのですが・・・）

○「できないこと」を考えるのではなく、「できること」を考えることが大切。会議のマナー化や意欲低下の防止にもつながる。

5 新潟県の取組を通じてお伝えしたいこと

③ やることを明確にする（特に異動、引継ぎ時）

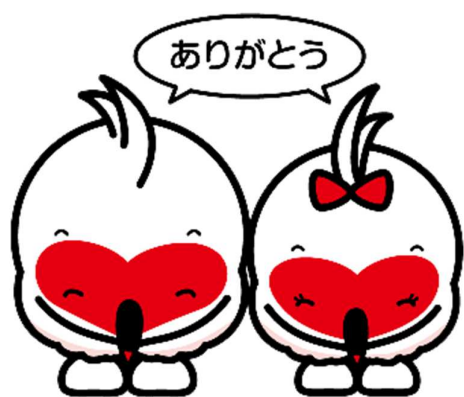
○行政職員である以上、異動や引継ぎは必ずある。

○そのたびに取組をリセットしないためにも、前任者は次の担当者がやることを異動前に1つでいいので具体的に決めておくことが重要。

（例：基幹相談支援センターの設置促進に向けて、
専門アドバイザー、市町村担当課を交えた会議を夏までに行う 等）

○引き継いだ担当者は、まずは引き継いだ取組を実践してみる。

90点、80点じゃなくても、まずはチャレンジすることが重要。



ご清聴ありがとうございました。

機会がありましたら、
ぜひ新潟県にお越し
ください。

令和7年度厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業 「全国ブロック会議」

事例の概要

事例1：大分県

事例2：大阪府

事例3：高知県

事例4：沖縄県

事例5：新潟県

1

【事例1】 大分県

○アドバイザーによる積極的な市町村へのアウトリーチ（「おせっかい型」巡回訪問）

- ・県自立支援協議会に設置した「市町村担当者会議」が県内の市町村自立支援協議会との接続口となり、助言や研修等を通じて市町村支援を行う体制を構築。
- ・基幹設置や拠点等整備に苦戦する市町村の状況を踏まえ、「おせっかい型」市町村巡回訪問を実施。
- ・宇佐市において基幹設置、地域生活支援拠点等の機能強化、協議会の体制の見直しを一体的に推進。

管内市町村の状況

- 市町村数：18
- ・基幹相談支援センター
12市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等
18市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会
全市町村に設置
(17協議会：うち共同設置
1協議会)

大分県自立支援協議会

- 設置開始年：平成19年3月
- 運営（事務局体制）：大分県障害福祉課
- 概要・特徴：
＜部会の構成＞
相談支援・研修部会、地域移行専門部会、こども部会を設置（別添資料参照）
＜市町村協議会との連携＞
・県自立支援協議会に設置した「市町村担当者会議」が県内の市町村自立支援協議会との接続口となり、「相談支援・研修部会」において把握した情報に基づき、助言や研修等を通じて支援を行う体制を構築している。

市町村支援のポイント

離島もあるが全18市町村でフォローしやすい地域的メリットを活かし、**アドバイザーが手厚く継続的な支援（市町村を巡回訪問）を実施**している。

アドバイザー

- ・派遣型：5名配置
- ・平成29年頃から拠点等の整備が進む中、機能充実に向けてどのように動いていくか議論となり、令和4年度から基幹設置の支援とともに拠点機能を検証する観点から、アドバイザーを活用しながら、積極的に市町村支援に取り組んでいる。
- ・アドバイザー派遣は、従来、市町村からの申請に基づき出向く形であった。市町村からの申請型にすると熱心な地域は手を挙げるが、設置・整備に苦戦している地域は申し込みがない傾向があることから、自立支援協議会で協議し、「おせっかい型の市町村訪問」を提案、令和3年頃から、自立支援協議会の市町村担当者会議を通じてアナウンスした後にアドバイザーが訪問する形となっている。

【大分県】基幹相談支援センターの設置に向けた市町村支援

支援対象	全18市町村（令和6年度～）
支援のきっかけ	・R6.4月時点では18市町村中5市町のみで設置であり、基幹設置を検討する市町村においてはどの様に設置を進めていけば良いのか相談する所が無く、また基幹設置をしている市町村においても模索している状態が続いており、相談できる場所が無かった。
都道府県の取組	
令和6年度	- 令和6年度はアドバイザー及び市町村と連携し以下のプロセスで基幹相談支援センターの設置に向けた検討を実施 - STEP1. 市町村に対し実態調査の実施。 - STEP2. 市町村自立支援協議会担当者会議で情報共有・グループワークによる各市町村の取組を共有 - STEP3. アドバイザー派遣による市町村の個別支援 - STEP4. 市町村自立支援協議会担当者会議で情報共有・グループワークによる各市町村の取組を共有
令和7年度	- R7.4月時点では新たに7市町で基幹の設置が完了し、18市町村中12市町が設置済み。 - 令和7年度もアドバイザー派遣による個別支援と5月、9月、2月に市町村基幹勉強会等を実施し、県全体での連携強化を実施する予定。
取組の工夫点	「市町村自立支援協議会の開催実績及び開催計画等調べ」を毎年度実施し、市町村の取組状況の実態把握から、意見交換・研修会等の顔の見える場の創出、アドバイザー派遣へと繋げる等、支援ツールを一体的に活用・運用している。 - 令和7年度は、未設置自治体も含め、悩みを話し合える場の提供等を目的として、個別に支援するアドバイザー派遣と自治体間が連携する場の提供を進めている。
今後に向けての取組	※4つのSTEPによる市町村支援の仕組みは、拠点等の整備、自立支援協議会の活性化についても同様。

・令和6年度に基幹設置の意向があった7自治体では、「どの様に基幹のかたちを作り上げていくか」が課題であったが、STEP3のアドバイザー派遣が有効な支援につながった。

・7自治体の基幹設置のプロセス状況が、未設置自治体の意識変容に繋がっている。

・市町村協議会担当者会議を2回（行政職員のみ）

・基幹市町村連携会議を2回（行政職員と基幹職員）

・基幹・拠点市町村連携会議を1回（行政職員と基幹職員）

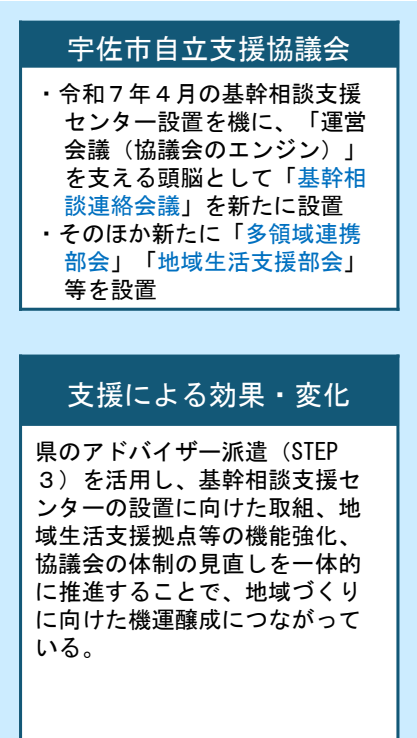
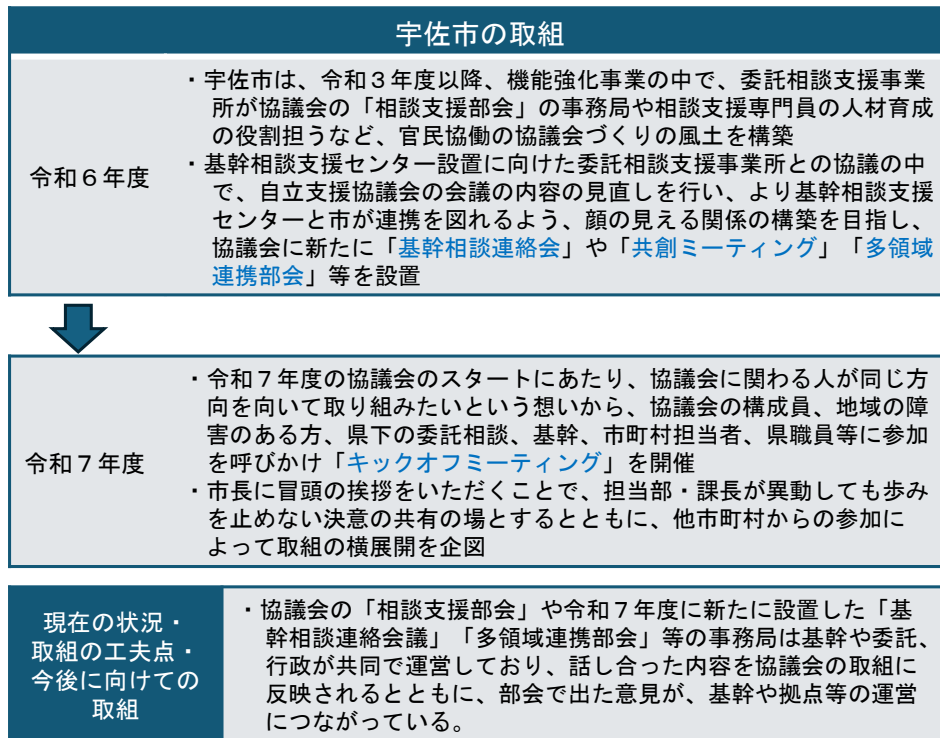
3

【大分県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	宇佐市（令和6年度～）
支援のきっかけ	- 令和5年から、基幹相談支援センターの設置に向けて、他市町村の基幹等の視察等を通して、基幹のあり方や設置方法について、市内の3つの委託相談事業所と市と一緒に協議を重ねてきた。 - 令和6年度の県のアドバイザー派遣を契機に基幹設置に向けた取組を加速した。
宇佐市の取組	
令和6年度	- 視察等である程度明らかになった課題等を踏まえ、令和6年度は、県のアドバイザーの支援を受け、市と3つの委託相談支援事業所が基幹設置に向けて検討 - 基幹の人員配置、基幹設置に伴う地域生活拠点等の体制をどのように組み立てるか等、2か月に1回のペースから徐々に間隔を詰めながら協議を継続 - 令和7年3月に2事業所の共同により、基幹相談支援センターを設置 - 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の中の拠点コーディネート事業を活用し、基幹相談支援センター（2機関共同受託）の中の1事業所に拠点コーディネーターを令和7年度より配置 - 令和3年度より運用を開始した宇佐市地域生活支援拠点等については、制度の概要と現状を共有することを目的に市内の地域生活支援拠点連携担当者や障がい福祉サービス事業所、社協、北部保健所、医療機関、教育機関、市関係部署を対象に、県のアドバイザーによる地域生活支援拠点等についての研修会を開催
現在の状況・取組の工夫点・今後に向けての取組	- 基幹相談支援センターが始動した4月から、市の専門職2名と総括1名が月1回、順番で各基幹、委託を巡回訪問し、主任相談支援専門員、機能強化担当職員、部会担当職員と情報交換を行っている。 - さらに月2回、障害福祉サービス事業所職員も加えるかたちで「共創ミーティング」（協議会に設置）を開催し、広く関係者と情報交換し、横のつながりを強化するための場を設けている。
宇佐市	
人口：約52,000人	
基幹相談支援センター： 令和7年3月設置 委託（2機関共同） ①基幹相談支援センター「アーチ」 ②相談支援事業所「ぬくもり暖」	
支援による効果・変化	
県のアドバイザー派遣（STEP3）を活用することで、基幹設置に向けた動きがスムーズに進んだ。市協議会「相談支援部会」において、市内の相談支援事業所から「基幹設置によって、相談しやすくなった」との評価を得ている。	

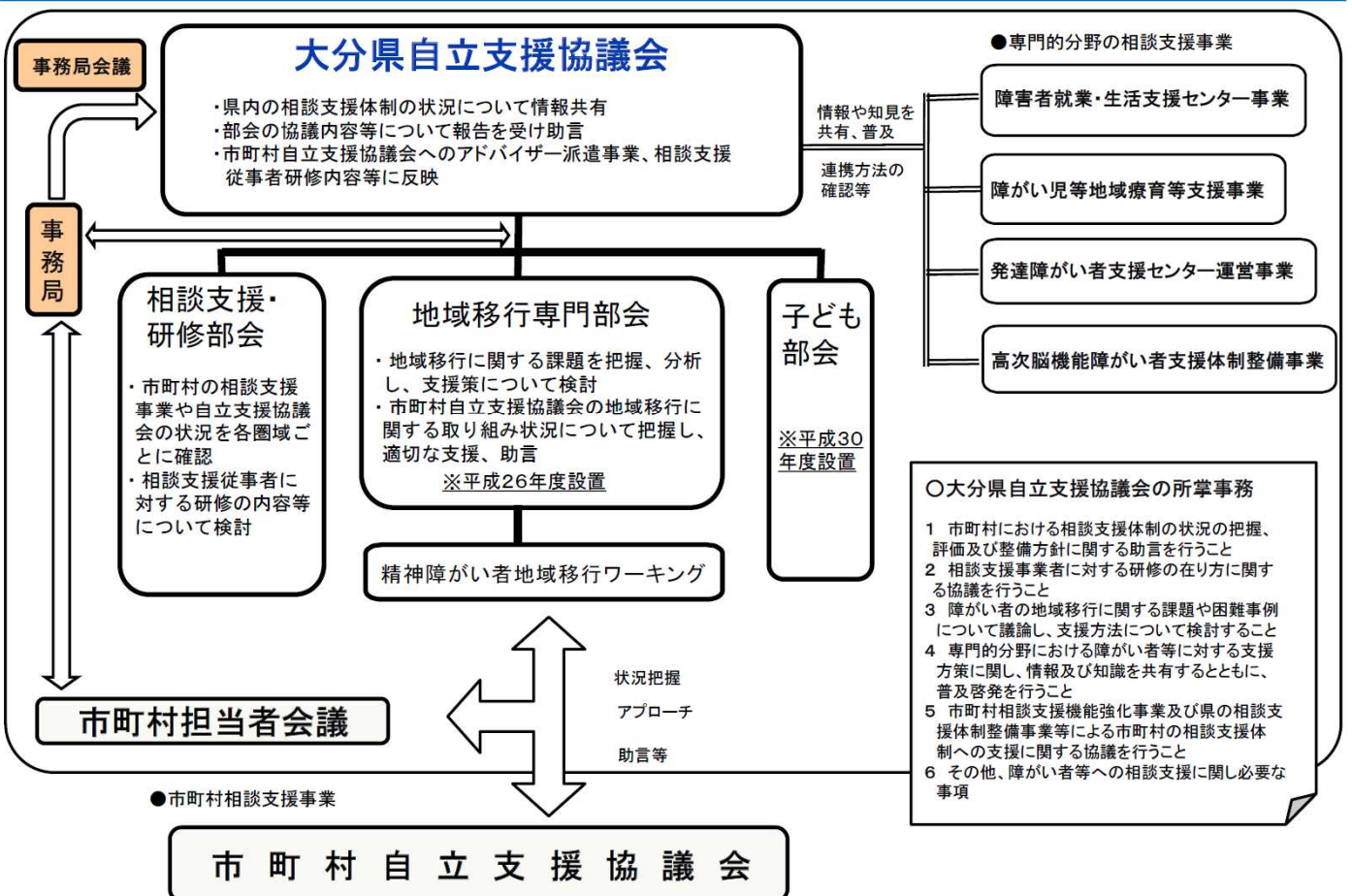
【大分県】（自立支援）協議会の活性化に向けた市町村支援

支援対象	宇佐市（令和6年度）
支援のきっかけ	・令和6年度の基幹相談支援センター設置に向けた取組と同時に、市の相談支援体制の強化を目指し、市自立支援協議会の体制の見直しを県のアドバイザーの支援のもとに実施した。

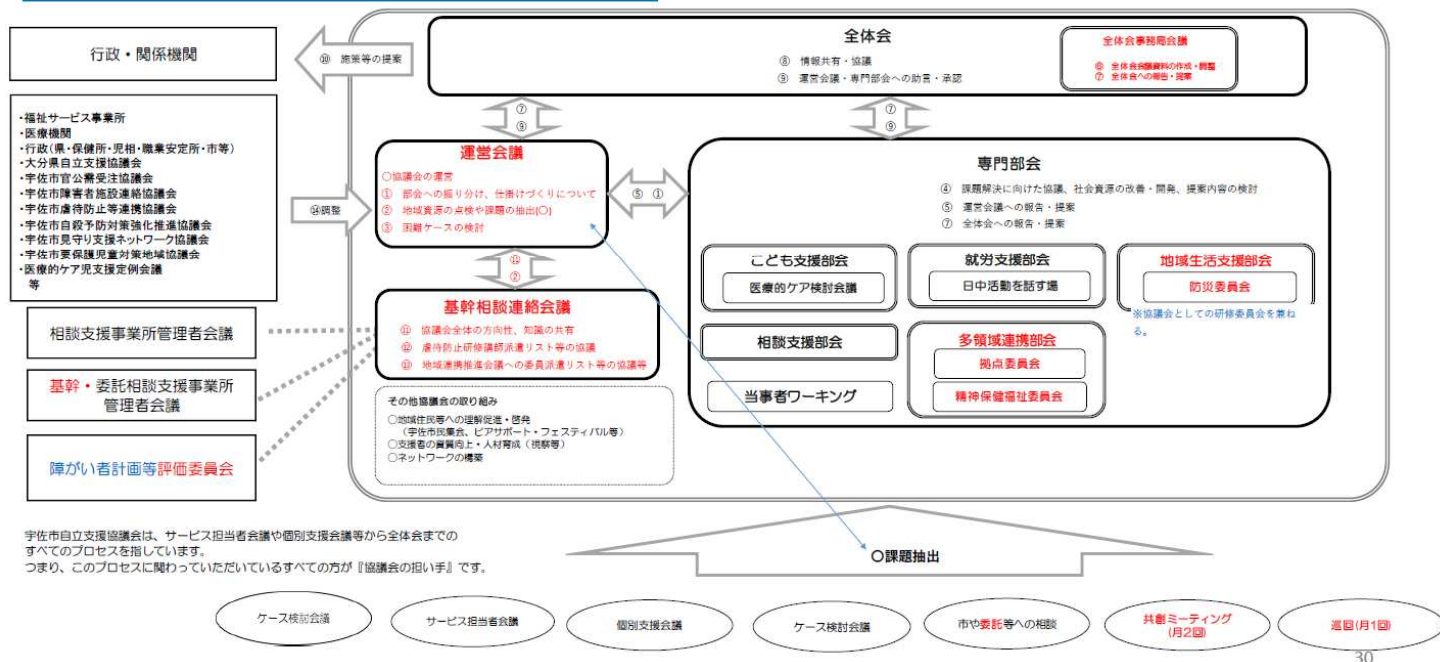


5

大分県自立支援協議会について



④協議会への運営への関与を通じた地域づくり



【事例2】
大阪府

○府自立支援協議会の市町村支援の基本方針に基づき取組を展開

- ・地域自立支援協議会情報交換会を定期的に開催し、府内市町村の自立支援協議会担当者向けに研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を実施。
- ・アドバイザー派遣事業を核として地域自立支援協議会の課題を抽出・支援を実施する仕組みを構築。
- ・市町村アンケート（毎年度実施）等から市町村が抱える課題を洗い出し、「アドバイザー会議」で支援対象・方法等を検討。府の自立支援協議会を通じてアドバイザーを派遣。
- ・市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施。

管内市町村の状況

- 市町村数：43
- ・基幹相談支援センター
40市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等
42市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会
43市町村に設置

市町村支援のポイント

平成29年度から地域自立支援協議会を核とした地域ネットワークの構築を軸に地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向けて、アドバイザーを派遣して支援を実施している。

大阪府自立支援協議会

- 設置開始年：平成24年
- 運営（事務局体制）：大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
- 概要・特徴：
 - <部会の構成>
 - 「ケアマネジメント推進部会」「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」「就労支援部会」「障がい者虐待防止推進部会」「地域支援推進部会」「発達障がい児者支援体制整備検討部会」「医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会」
 - <市町村協議会との連携>
 - ・地域自立支援協議会情報交換会を定期的に開催し、府内市町村の自立支援協議会担当者向けに研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行っている。

アドバイザー

- ・派遣型：8名配置（専門性・得意分野を踏まえ、課題に応じて府が振り分け）
- ・アドバイザー派遣事業を核として、地域自立支援協議会の課題を抽出・支援の仕組みを構築している。
- ・毎年度実施している市町村アンケート等から市町村が抱える課題を洗い出し、「アドバイザー会議」で支援対象・方法等を検討、府の自立支援協議会を通じて派遣している。また、市町村の要請に基づくアドバイザー派遣も合わせて実施している。

【大阪府】基幹相談支援センターの設置に向けた市町村支援

支援対象	A町（令和6年度）
支援のきっかけ	大阪府の基幹相談支援センター設置率は令和6年4月時点で86%であった。未設置のA町では、行政と委託相談、指定特定事業所との間で役割分担が不明確であるとともに、行政とそれら事業所との間で設置に向けた検討の機会が整っておらず、両者が連携した支援を実施する体制に至っていない状況があることから、A町から府へ相談があった。

	都道府県の取組	市町村の取組	A町の概要
令和6年度	- 町からの相談を受けアドバイザーを派遣。相談支援体制（三層構造）の説明、委託相談と基幹相談支援センターの役割を明確化 - 町の相談支援あり方検討会にアドバイザーが月1回参加（府職員も同行） - 基幹相談支援センターの役割と必要性をアドバイザーから説明するとともに、設置に向けたスケジュールや論点整理、検討すべき事項等について助言	- 基幹相談支援センターの設置に向けて府に相談 - 行政と相談支援事業所が参加する相談支援あり方検討会を開催し、①各事業所が担う役割の検討、②基町全体の課題について相談支援事業所と意見交換（←基幹相談支援センター設置にかかる仕様書案の検討に必要となるため）	- 府内では比較的、小規模な自治体 - 相談支援事業所：3か所（うち2か所が委託相談） - 令和8年度の基幹相談支援センター設置を目指し町内で検討中

現在の状況・取組の工夫点・今後に向けての取組	- アドバイザーにより、三層構造の意味、基幹相談支援センターの役割、継続的な支援の体制のあり方等についての説明や整理等の支援を実施。これまでの支援によって、現時点においては、各事業所が抱える悩み、行政が抱える悩みについて一旦、交通整理ができた段階にある。今後は、課題に対する双方の考え方を踏まえつつ、一緒に考えていく機運を醸成していき、進捗状況等を確認した上で、アドバイザーから具体的なプランニングについて提案する方向で検討中。 - 基幹相談支援センターの設置に向けた動きが進む中、特に設置に向けた初動段階で苦戦している自治体に対して、議論のきっかけをつくることが重要である。直面している課題全体を俯瞰し、自治体内における官民の関係者の仲介者として府及びアドバイザーによる地道なサポートが不可欠である。
------------------------	--

9

【大阪府】地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村支援

支援対象	全43市町村（平成28年度～）
支援のきっかけ	市町村からは、「府は、何をもちて（拠点等を）整備したと捉えているのか」「どのような機能が必要とするのかを、いかなる根拠に基づいて判断すれば良いのか分かりづらい」「（拠点等の）整備された姿をイメージすることが難しい」といった声が挙がっていた。それらを踏まえ、府として、地域生活支援拠点等の整備の推進・強化を図る必要があった。

	都道府県の取組	拠点整備・運用状況の検証
平成28年度～	府自立支援協議会の地域支援推進部会に設置している「基盤整備ワーキンググループ」において市町村の地域生活支援拠点等の整備促進に向け議論。	【検証に向けた支援】 - 府自立支援協議会の地域支援推進部会に設置している「基盤整備促進WG」において、地域生活支援拠点等の機能の充実及び運用状況の検証・検討の推進に向けて議論。 - 各市町村の拠点等の運用状況の検証・検討が進められるよう、市町村アンケートにより把握した検討状況を府ホームページで公表。 ※設置42市町村中35市町村が実施 うち緊急時の受入実績：14市町村
平成28年度	緊急時の受入機能を備えるところから支援に着手。ワーキングで作成した報告書「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を市町村へ発出。当面整備すべき機能として24時間の受付体制や緊急時の受入れを提示。	
令和元年度	ワーキングで、拠点等に関する府の考え方を示した「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」を作成し、市町村へ発出。まず取り組むべきこととして、①緊急時の定義づけ、②登録制の導入、③緊急時の体制整備に向けたネットワークの構築を提案。	
令和3年度～	- 地域生活支援拠点等の担当の市町村と拠点を担う基幹相談センターや事業所等を対象に、拠点の理解促進や、自治体ごとの情報共有、相談しやすい関係づくりを目的に意見交換会を実施。自治体による発表やグループワークを実施。 - 令和6年度、拠点等の各種機能の整備状況や地域生活支援拠点等コーディネーター、拠点の運用状況の検証等について議論。	

今後に向けての取組	- 令和7年4月1日時点で、42市町村が整備済となり、今後、拠点の各種機能を充実させていく段階。 - 意見交換会（自由参加）は、やる気があるところは集まるが、もう少し積極的に参加を促す取組も必要がある（令和6年度の参加市町村は32）。未参加の自治体が支援のアプローチの対象にもなる。 - 基盤整備促進WGは、地域移行を促進していくための基盤整備促進という大きな枠組みで議論しており、検討項目の一つとして拠点の整備がある。検証を進める目的で府のホームページに内容を公表しており、今後、こうしたツールを活用し、より一層、市町村の取組を推進させる方法を検討しているところ。
-----------	---

【大阪府】（自立支援）協議会の活性化に向けた市町村支援

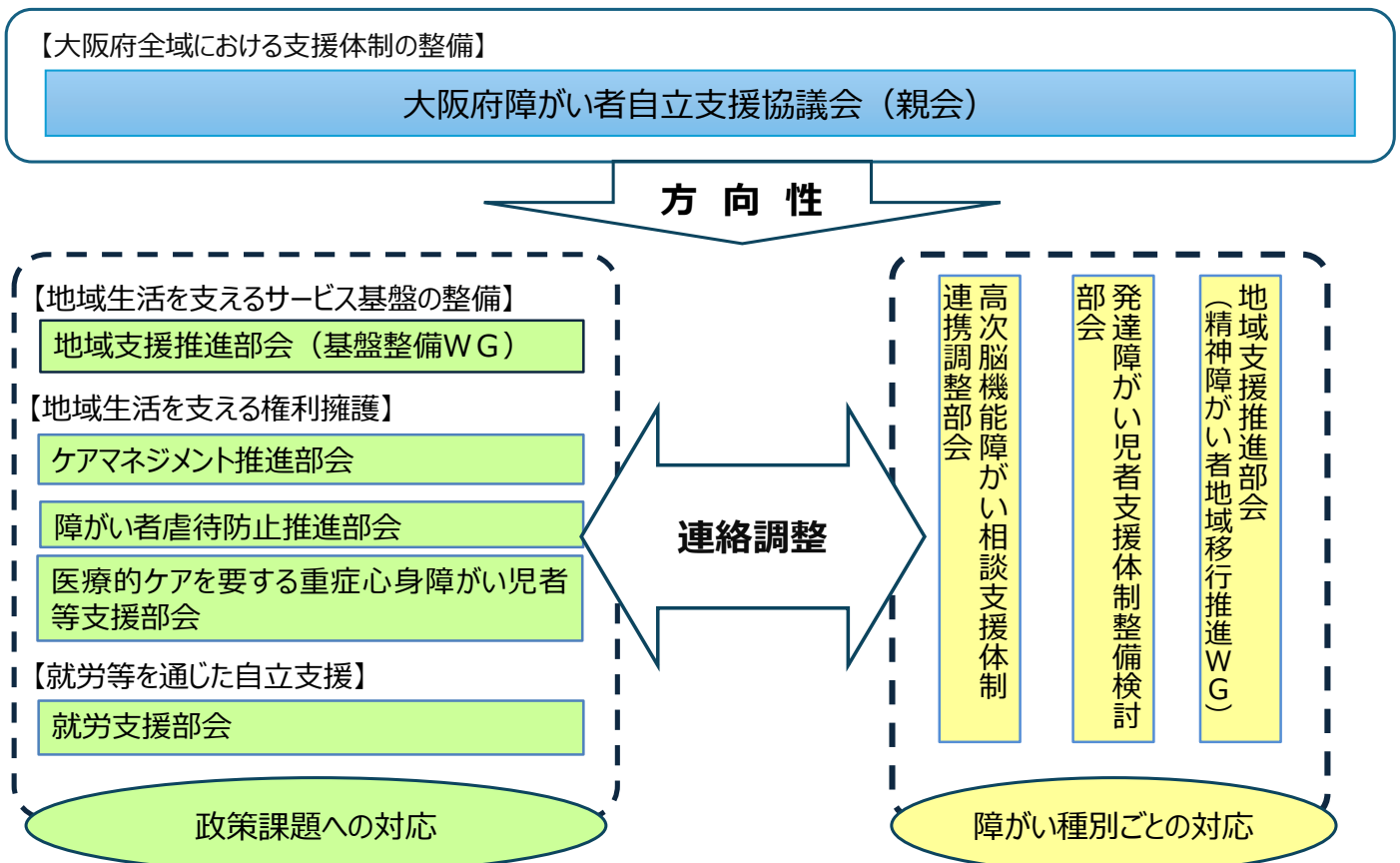
支援対象	A市（令和6年度）
支援のきっかけ	・府自立支援協議会では平成29年度から各地域自立支援協議会の抱える課題の解決に向けアドバイザーを派遣し支援する取組を実施。 ・A市では、自立支援協議会の効果的な運営、特に協議会の役割である地域課題の抽出や解決方法の検討について不十分であり、基幹相談支援センターを委託するにあたり、その役割を整理し、明確にする必要があった。 ・相談支援体制における三層構造の役割や事業内容、行政と委託事業者の間における役割分担の明確化、円滑かつ効率的な体制構築をどのように行えば良いか等、A市から府へ相談があった。

都道府県の取組	市町村の取組
令和6年 ・自立支援協議会の運営状況や相談支援体制等について、当該市へヒアリングを実施。 ・アドバイザーを派遣し、行政と基幹相談支援センター受託事業所の役割を各関係機関と共有したうえで、委託相談支援事業所が抱える課題の聞き取りを実施。 ・個別課題の事例検討、地域課題の抽出プロセスの実践、各委託相談支援事業所からの事例をアドバイザーの助言により検討。	・現在の相談支援体制等に関して、市担当課（＝基幹センターを運営する課）と委託相談支援事業所を含めて、現状把握と事業検証を実施。 ・相談支援体制における三層構造の役割分担の整理、確認。
現在の状況・取組の工夫点・今後に向けての取組	・令和7年度も引き続き月1回の訪問による支援を継続している。相談支援体制の現状を検証し、現在、課題抽出を行いながら、市、基幹、委託事業所、主任相談支援専門員の役割を整理しているところ。 ・今後の役割分担や協議会の運営方法についても、引き続き、体制整備と円滑な運営につなげていく予定である。

A市
人口：約77,000人 基幹相談支援センター：設置 地域生活支援拠点：整備
支援による効果・変化
以前は、一つひとつの事例検討に時間がかかっていたが、アドバイザーの指導で、方法・手順等が整理され、検討に要する時間が半程度になり効率化できた。 また、委託により基幹相談支援センターを設置するにあたり、委託相談との役割分担を明確にする必要があったが、アドバイザーの支援により、設置にむけた準備がうまく進みつつある。（A市）

11

大阪府障がい者自立支援協議会（親会）と各部会の機能分担



【事例3】 高知県

○行政（県担当部署）による積極的な市町村へのアウトリーチ

- ・県自立支援協議会「相談支援体制づくり部会」が市町村自立支援協議会との接続口となり課題共有。
- ・県担当部署の適格な現状分析のもと「相談支援アドバイザー事業」を通じて、市町村に対する個別支援を実施。アドバイザーは各市町村の自立支援協議会に参加、「アドバイザー連絡会」（県担当者も参加）で情報共有。
- ・中土佐町、四万十町において、共同で地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討。

管内市町村の状況

- 市町村数：34
- ・基幹相談支援センター
14市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等
14市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会
34市町村に設置

高知県自立支援協議会

- 設置開始年：平成20年1月
- 運営（事務局体制）：直営（事務局：高知県障害福祉課）
- 概要・特徴：
 - <部会の構成>
相談支援体制づくり部会、人材育成部会、子ども支援部会、就労支援部会、強度行動障害支援部会（別添資料参照）
 - <市町村協議会との連携>
県自立支援協議会の「相談支援体制づくり部会」が市町村自立支援協議会・専門部会との接続口となり、課題を共有し、広域的な整備を検討する。
 - 「相談支援体制づくり部会」の活動は「相談支援アドバイザー事業」を通じて、市町村に対する個別支援として具体化する。

市町村支援のポイント

県障害福祉課が市町村へのアウトリーチを積極的に実施し、アドバイザー事業等による市町村支援につなげている。

アドバイザー

- ・配置型を基本として派遣型運用も可能：7名配置
- ・県では「相談支援体制づくり部会」で市町村の協議会活性化を一つのテーマにしており、アドバイザーは、各市町村の自立支援協議会に参加し、協議会の活動状況に関する情報収集を行っている。
- ・収集した情報は、概ね3ヶ月に1回開催する「アドバイザー連絡会」（県の担当者も参加）で共有するとともに、県自立支援協議会の「相談支援体制づくり部会」においても共有される（メンバーはほぼ重複する）。

13

【高知県】基幹相談支援センターの設置に向けた市町村支援

支援対象	全34市町村（令和5年度～）
支援のきっかけ	・前障害福祉計画で県内全域での設置を目標としていたが県として取組が進んでいなかった。 ・未設置の市町村の中には、設置に向けた検討がされておらず、基幹相談支援センターの役割や必要性についての理解がされていない市町村もあった。

都道府県の取組

令和5年度

- ・県内の市町村の状況を把握するため、基幹設置に向けた検討資料を作成の上、未設置市町村と1対1でZoomで意見交換（委託設置を検討の市町村は財政担当者にも参加してもらう）
- ・設置要綱、委託契約書のひな型を県で作成し提供

取組内容を県自立支援協議会の相談支援体制づくり部会に報告したところ、「設置が目的とならないように」「トップダウン型ではなくボトムアップ型で市町村に寄り添いながら体制整備の支援をしていくべき」との意見があった。

令和6年度

- ・協議会の部会の意見を踏まえ、8つの圏域ごとに複数市町村に集ってもらい意見交換会を開催。市町村同士の情報交換・意見交換も実施
- ・設置意向調査（年2回）の実施、予算に係る市町村からの相談対応

各市町村の現状と課題を把握することができた。
参加した市町村も、他の市町村との意見交換により、どんなことで躓いているのかなどを共有することができた。

令和7年度

- ・市町村向けの研修会を開催した後、設置を前向きに検討しているいくつかの市町村に対し個別支援を実施予定

取組の工夫点・ 今後に向けての取組

- ・コロナ禍・人事異動により県の協議会等の活動が止まり、市町村の状況を把握できていなかったことや、基幹設置・拠点整備に向けた支援に当たって、現状把握が不十分のまま「法改正によって努力義務となったので整備を」といった形のアナウンスに止まっていた。そこで、市町村との意見交換会を開催することで、市町村（圏域）の現状と課題について聞き取りを行った。
- ・市町村において具体的な検討ができるよう、検討資料や要綱等のひな型を県で作成するとともに、市町村における予算要求に際して、補助金の活用についての相談対応を適宜実施している。
- ・基幹設置が完了している市町村については、県主催で連絡会を開催し、機能強化や情報共有を図ることを検討している。
- ・相談支援の報酬制度や加算等の活用についても各市町村に情報提供をしていけるよう検討している。

【高知県】地域生活支援拠点等の整備に向けた市町村支援

支援対象	中土佐町、四万十町（令和6年度）
支援のきっかけ	・人材確保が困難であるという課題に対する方策について以前から相談支援事業所（中土佐町1か所、四万十町2か所）で情報交換・意見交換を行っていた。 ・「複数事業所の協働による機能強化加算」について勉強会をしてほしいとの相談が事業所から県にあった。

都道府県の取組	市町村の取組
R 7 年 2 月 ・「複数事業所の協働による機能強化加算」の勉強会において、制度の概要や必要となる要件等を説明	・機能強化加算を取るためには、前提として地域生活支援拠点の整備が必要であることを確認
R 7 年 3 月 ・県内の拠点整備済市町村の体制情報の一覧を作成・提供	・情報を参考にしながら拠点整備の体制について相談支援事業所で案を作成
R 7 年 4 月 ・2町による第1回検討会に参加。既整備自治体の要綱や各種様式を参考として提供	・第1回検討会を開催 ・拠点整備の案をもとに意見交換
R 7 年 6 月 ・2町による第2回検討会に参加	・第2回検討会を開催 ・障害福祉計画上で令和8年度末までの整備を目標として検討中。
取組の工夫点・今後に向けての取組	・未整備市町村において具体的なイメージを持ってもらうため、中土佐町・四万十町における検討プロセスを他市町村にも横展開することを検討している。 ・拠点整備が完了している市町村については、県主催で連絡会を開催し、機能強化や情報共有を図ることを検討している。

中土佐町 人口：約 5, 200 人 相談支援事業所：1 か所 基幹相談支援センター： 直営・単独設置	
四万十町 人口：約 14, 000 人 相談支援事業所：2 か所 基幹相談支援センター：未設置	
支援による効果・変化 2 町の協議の場を持つことができたことで、地域の相談支援事業所と設置に向けた具体的な検討を行うことができた。（中土佐町） 県や相談支援事業所と一緒に協議することで現状の整理方法や今後必要となる論点（共同設置・単独設置、拠点登録等）が明確になった。第三者の立場から意見をもらうことができた。（四万十町）	

15

【高知県】（自立支援）協議会の活性化に向けた市町村支援

支援対象	全市町村（令和6年度）
支援のきっかけ	・コロナ以降、協議会が数年開催されていない市町村がある、また、開催されている市町村でも協議会が「検討の場」ではなく「単なる報告会」になってしまっているという状況について、圏域に配置している相談支援アドバイザーから報告があった。

都道府県の取組	
R 6 年 1 月	・ 県自立支援協議会（相談支援体制づくり部会）にて、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（案）」の内容を確認しながら、県による市町村協議会の活性化に向けた支援策を検討
↓	
R 6 年 4 月	・ 「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和6年3月厚生労働省）の内容を基に、市町村自立支援協議会の進め方（ひな形）やセルフチェックシートを県で作成し、市町村に提供。 ・ 市町村協議会の開催状況等の現状把握のためアンケート調査を実施。
↓	
R 6 年12月	・ 市町村へのアンケートで、県から提供したひな形やセルフチェックシートの活用状況を調査したところ、複数の市町村から「協議会の機能強化に向けた運営の見直しに活用した」という回答があった。

取組の工夫点・今後に向けての取組

- ・基幹相談支援センターが各市町村の協議会の運営に関与し、地域生活支援拠点の運営状況も含めた地域課題を把握してもらうことを期待する。
- ・そのうえで、県主催で基幹相談支援センター連絡会を実施し、各市町村の相談支援体制等の現状を把握し、県協議会において課題解決に向けた検討が行える体制を構築していきたい。

セルフチェックシート

[illegible]

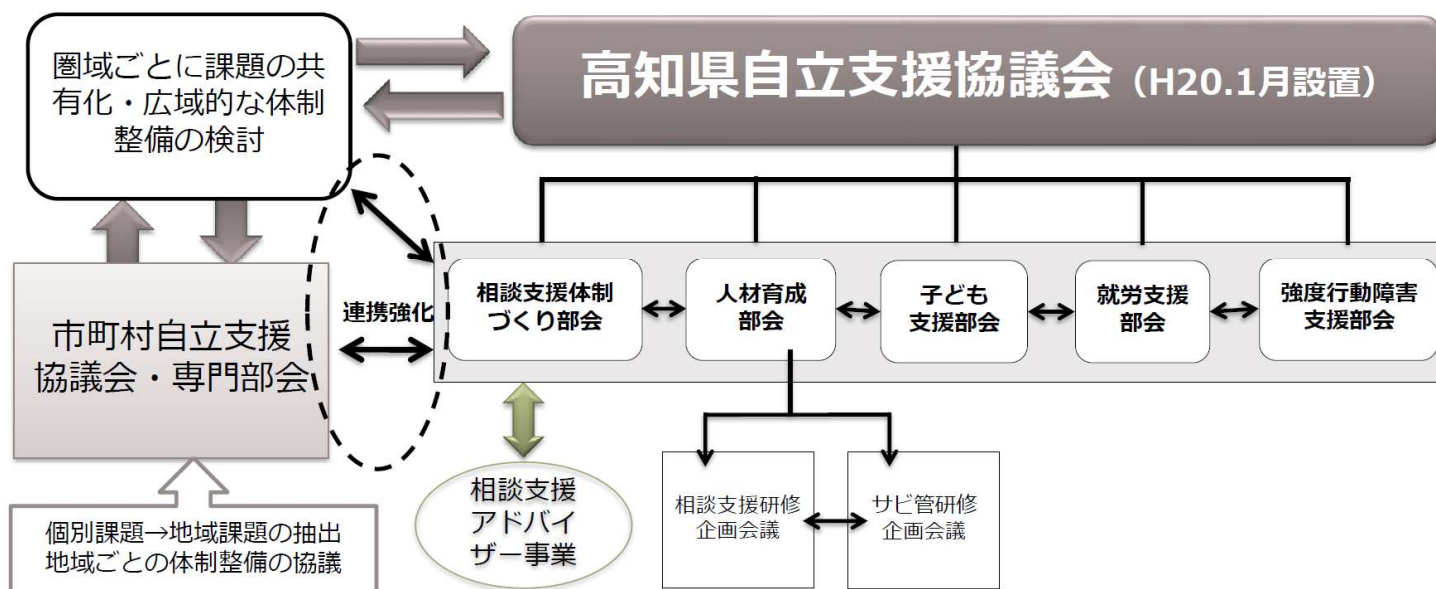
■高知県自立支援協議会（平成20年 1 月設置）

第 2 条 協議会は次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 市町村の相談支援体制の状況把握及び整備方策に関する事
- (2) 相談支援従事者の人材育成及び研修のあり方に関する事
- (3) 社会資源についての情報の共有並びに開発及び改善に関する事
- (4) その他協議会が必要と認める事項

- 自立支援協議会の活性化（県・市町村）
- 相談支援専門員・サービス管理責任者等の人材育成
- 障害児支援に関わる人材育成
- 一般就労の促進、就労継続支援事業所の工賃等の向上

重点事項



17

【事例 4】 沖縄県

○圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員が圏域単位で市町村を支援

- ・県内 5 圏域に「**圏域自立支援協議会**（事務局：福祉事務所）」を設置。
- ・県自立支援協議会に「**圏域アドバイザー連絡会議**」を設置。課題を共有し、圏域アドバイザー（北部、中部、南部）が圏域単位で市町村を訪問（島しょ部の圏域（宮古、八重山）もカバー）。
- ・西原町（南部圏域）の基幹相談支援センターのあり方を検討（直営から委託に移行）。
- ・支援プロセスを通じて、コラボレーターを次期圏域アドバイザーとして育成。

管内市町村の状況

- 市町村数：4 1
- ・基幹相談支援センター 2 6 市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等 2 2 市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会 3 5 市町村に設置

沖縄県自立支援協議会

- 設置開始年：平成 1 9 年 4 月
- 運営（事務局体制）：沖縄県生活福祉部障害福祉課
- 概要・特徴：
 - <部会の構成>
 - 圏域アドバイザー連絡会議、相談支援・人材育成部会、住まい・地域支援部会
 - <市町村協議会との連携>
 - ・県自立支援協議会と圏域内の市町村自立支援協議会の接続口として、県内 5 圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）に、**圏域自立支援協議会（事務局：福祉事務所）**を設置している。
 - ・事務局機能を発揮するため、**圏域アドバイザー、コラボレーター（アドバイザーの補佐）、圏域推進員**が福祉事務所と連携し、市町村の情報共有、課題の集約、部会議事事項の整理を行い、各部会の活動をサポートしている。

市町村支援のポイント

アドバイザーの人材育成の仕組みを組み込んだ「圏域アドバイザー、コラボレーター、圏域推進員」の 3 層の体制により、圏域単位で離島・小規模市町村を支援している。

アドバイザー

- ・月 1 回開催する**圏域アドバイザー連絡会議**において、圏域ごとの課題の共有や、県全体で協議すべき事項を整理する。また、市町村に直接入り、1 年を通じて協議会、基幹、拠点に対する助言を行っている（宮古、八重山の離島圏域はアドバイザーが不在のため、3 名のアドバイザーを派遣している）。
- ・コラボレーターは次期アドバイザーであり、活動を通じて人材を養成する形になっている。
- ・また、県の自立支援協議会の下に設置した圏域自立支援連絡会議にアドバイザーが配置され、福祉事務所と連携し会議の運営を行っている。アドバイザーの下に推進員を置き、福祉事務所のサポートとアドバイザーの補佐を行うことで圏域単位の会議の充実を図っている。

【沖縄県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	全 41 市町村（令和 6 年度）
支援のきっかけ	・ 41 市町村中 15 市町村が離島自治体であるため、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備について、圏域単位の検討を促進する必要がある。

都道府県の取組

- 令和 6 年度
- ・ 国の予算等を活用した県主催の研修等の企画・実施
 - ① 市町村職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修（令和 6 年 11 月）
 - ② 沖縄県基幹相談支援センター連絡会及び基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会の実施（令和 7 年 2 月）

基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等	圏域単位の取組へ展開
10 月	・ 協議会ワーキングにおいて研修内容の検討	・ 県の研修会等を受けて、各圏域自立支援連絡会議の相談部会で、研修会を振り返り、圏域アドバイザーと圏域のリーダーが検討、調整し、取組の体制や進捗が芳しくない市町村に圏域アドバイザーが出向き、助言をする体制をとっている。 ※ 圏域アドバイザー連絡会を毎月開催（チームとして各地域の課題、支援のノウハウを共有）。⇒ 地域に求められるアドバイザー機能のメンテナンス。
11 月	・ 市町村向職員向け地域生活支援拠点等整備・運営に係る研修会開催（1 日）	
12 月	・ 協議会ワーキングにおいて課題整理、連絡会内容の検討	
1 月	・ アドバイザー連絡会議において課題整理、連絡会内容の検討	
2 月	・ 市町村アンケート実施（設置状況調査） ・ 基幹相談支援センター連絡会・基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会	
3 月	・ 連絡会資料、アンケート結果を取りまとめた全市町村に展開	
	・ 研修時の質疑応答を Q & A に整理	
	・ 取組が進んでいる市町村に 拠点整備状況シート の作成を依頼	
	・ 市町村アンケート実施（整備状況調査）	
	・ 好事例集と Q & A をまとめて 地域生活支援拠点に関する手引き として全市町村に配布	

取組の工夫点・今後に向けての取組

- ・ 県が収集した情報は整理し、取りまとめた上で、適宜、**全市町村にフィードバック**している。
- ・ **全県を対象とした研修や各種事業の目的、意図を圏域単位の取組として引き継ぎ**、地域の実情、実態に応じた支援、圏域内・圏域間の連携を図りながら推進する体制となっている。
- ・ 基幹相談支援センターが未設置、また、地域生活支援拠点等が未整備の市町村に対しては、引き続き、**制度や運営方法に関する助言等**、設置・整備に向けた**具体的な支援**を継続的に行っていく。

19

【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象	北部圏域（9 市町村（1 市 8 町村））
支援のきっかけ	・ 北部圏域は、9 市町村で離島が 3 つあり、名護市（人口 6 万人）は基幹を単独設置をしているが、人口の少ない離島も含めた 8 町村でどのように基幹を設置していくかが課題となっていた。

県・北部圏域の取組

- ・ 県が実施してきた基幹相談支援センター設置に向けた研修会において、未設置市町村が具体的なイメージを持つことができたよう、設置済み市町村の情報を提供。
- ・ 圏域アドバイザーが市町村自立支援協議会（相談部会）へ参加し、行政担当者、委託相談支援事業者と基幹相談支援センター設置に向け継続的に協議。

北部圏域 8 町村の取組

- ・ 複数町村（8 町村）の関係者の協議を経て、8 市町村が共同で複数事業所（3 事業所）へ基幹相談支援センターに業務の委託を決定。
- ・ 令和 7 年 4 月、人口規模、相談支援専門員、主任相談支援専門員の配置状況を勘案し、**北部圏域 8 町村において単独契約・共同設置の形で基幹相談支援センターを設置。**

北部圏域

人口：約 10 万人
9 市町村（1 市 8 町村）
名護市は人口約 6 万人、
8 町村（離島 3）は人口の少ない
地域（人口：約 3 万 9 千人）

- ・ 国頭村 4,504 人
- ・ 大宜味村 3,044 人
- ・ 東村 1,752 人
- ・ 今帰仁村 9,364 人
- ・ 本部町 13,002 人

< 離島 >

- ・ 伊江村 4,366 人
- ・ 伊平屋村 1,213 人
- ・ 伊是名村 1,308 人

< 市町村自立支援協議会の活用 >

- ・ 基幹相談支援センター設置、地域生活支援拠点等整備については、市町村自立支援協議会相談部会等で協議を続けてきた。
- ・ 人口規模の少ない町村部でもできることはなにか等、絶えず話題にすることによって、行政担当者、相談支援専門員の意識付けを行うことができた。

< 相談支援体制整備の強化 >

- ・ また、市町村自立支援協議会「人材育成部会」では、基幹を中心に市町村と連携し、人材育成を実施（個別事例から地域づくりを検討）
⇒ 「事例検討で行政と事業者がつながりやすくなっている」（市町村の声）

取組の工夫点・今後に向けての取組

- ・ **小規模市町村**の特徴として、障害福祉担当者が他の業務との**兼務が多く**、状況によっては障害福祉に関する事項が後回しになってしまうことがある。
⇒ そこで、**圏域アドバイザーが各町村を個別訪問**し、自立支援協議会（相談部会）に参加。国や県、他市町村の情報を提供するとともに、基幹相談支援センター設置に関する事項を検討議題に上げ、**協議の場において伴走的な支援を継続**していく。

【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象	中部圏域（11市町村（3市3町5村））
支援のきっかけ	・圏域内の市町村では、従来、委託相談の契約の中に自立支援協議会の運営を謳っている場合が多く、基幹相談支援センターの役割と委託相談の役割の相違が分かり難くなるとの懸念から設置の出足が遅かった。また、地域生活支援拠点等の整備については5つの機能を一体的に整備する必要があるとのイメージが強く、なかなか拠点の整備が進まない状況があった。

県・中部圏域の取組	市町村の取組	中部圏域
- 県自立支援協議会「相談支援・人材育成部会」のケアマネワーキングにおいて市町村職員向けの新任者研修会を企画。 ⇒異動してきた担当職員を対象に、毎年6月～7月に開催。行政、基幹、委託相談の役割・機能等の理解促進。 ・「相談支援・人材育成部会」で年2回の相談支援専門員を対象とする研修会を実施。 ⇒相談支援専門員に対する適切なフォローアップとリーダー育成の体制の構築。	- 圏域連絡会議の発足にあわせて、各市町村の地域自立支援協議会において圏域連絡会議と同様の部会を設置。圏域と市町村が連動した包括的な支援体制の構築が進展。（H30年頃） ・自立支援協議会の機能強化を支える基幹相談支援センターの設置が進む中、小規模市町村において人材の確保と体制整備が進まない状況（H1～H7）。	人口：約52万人 11市町村（3市3町5村） 3市で約36万人、圏域の7割を占める 町村は、約4万人（読谷村）から約6千人（宜野座村）となっている
圏域アドバイザーが圏域相談支援部会の開催や市町村巡回を通じて、拠点の整備状況の確認、拠点の概念と必要性を説明。地域の複数法人の共同企業体による基幹の受託方式等について紹介。	相談支援専門員の定着率の悪さ（3年程度でリタイアするケースが多い）に対する危機感が、基幹設置の必要性の理解と意識転換の契機となる。	

取組の工夫点・今後に向けての取組	- 相談支援専門員の定着率に課題がある中、基幹未設置の市町村への支援をどのように進めていくかが課題である。また、設置済みの市町村では人材育成と世代交代が課題となる。 ⇒現在の委託相談の経験者（相談支援専門員）が基幹を引き継ぐことになるが、その際、委託相談の空洞化が懸念されることから、早急に2～3年の時間をかけて、委託相談の人材育成と定着のための仕組みづくり、また、そのための自立支援協議会事務局機能の強化を目指す。
------------------	---

21

【沖縄県】圏域自立支援連絡会議、圏域アドバイザーによる市町村支援

支援対象	南部圏域（16市町村（5市5町6村））
支援のきっかけ	・南部圏域は、町村・地域が基幹設置や拠点整備について「何から着手するのがよいかかわからない」町村が多かった。情報の不足、行政、委託相談、計画相談それぞれの共通理解を図っていくかが課題であった。

県・南部圏域の取組	市町村の取組	南部圏域
県協議会、圏域連絡会から圏域内市町村に対して情報発信、説明会の実施、アドバイザーの巡回訪等、継続的な一連の支援を通じて、先駆的に取り組んでいる市町村の紹介、市町村間のネットワークづくりに向けた「繋ぎ」。	- 県自立支援協議会や圏域自立支援連絡会、全体会や部会を対面とオンライン開催によって、離島町村の参加が定着。 ・粟国村が本島内の相談支援事業所に委託し、3年かけて自立支援協議会を立ち上げている。 ・粟国村が伊江村を視察、交流を行った。 ・西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町が連携を深め、4町会議を定期的に開催。	人口：約74万人 16市町村（周辺離島町村を含め5市5町6村） 本島内で9市町村、離島で7町村 中核市の那覇市（人口約30万人）から渡名喜村（約330人）まで人口規模の開きが大きい圏域
- 行政が単独で決定し、スタートした基幹センターは、現場の計画相談員と上手く連携が取れないことが多い。 ⇒基幹相談支援センター・地域生活支援拠点を整備する前に市町村自立支援協議会で十分話し合うことの重要性について、市町村に継続的に提案。	・基幹相談支援センターは協議会の中で話し合い、直営から委託に代わっているところ、複数の事業所に委託をしたところ等がある。 ・地域生活拠点部会を立ち上げ、モデル事例をあげて話し合っている市町村がある。	4町会議

取組の工夫点・今後に向けての取組	・町村には基幹相談支援センターを直営で設置するところが多く、行政が抱え込んでしまい、現場とうまく連携が取れない等の課題がある。 ⇒自立協議会の中で「どんな相談支援体制をつくっていくか、そのために委託運営を含め、どのような基幹運営があり得るのか」等を議論し、計画的、段階的に取り組めるよう助言と伴走的支援を続けている（西原町を参照） - また、引き続き離島町村への支援のさらなる充実をめざす。
------------------	---

22

【沖縄県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	西原町（南部圏域）
支援のきっかけ	・ 地域の相談支援体制の整備に関連して「指定特定相談支援事業所間一体的管理運営」の協定締結に係る実務上の課題等について、相談支援事業所と行政が議論する場が持てない状況にあった。また、自立支援推進協議会においては、地域課題の抽出から対応策の検討に向けた手順が十分に確立されていなかった。

西原町の取組	
令和6年度～	- 指定特定相談支援事業所間一体的管理運営に関する理解を促すため、町と事業所で勉強会等を開催し利点の確認等を行う。 - 地域へ行政と基幹相談が外向き、顔の見える関係をつくり、地域より声をだしやすい地域体制を整える。 - 自立支援推進協議会の進め方の検討及び個々の課題から地域課題を抽出できる体制づくりの推進（今後）。

西原町自立支援協議会の活動	
- 基幹相談支援センターと市町村（自立支援協議会事務局）が月1回定例会を持ち、自立支援協議会の各専門部会の運営に関する打ち合わせ、拠点についての役割分担の確認等を実施。 - 地域拠点等の整備に関する理解促進のための説明会を実施。 - 令和7年度より登録事業所を増やすため、相談部会で協議し、利用者登録、事業者登録までのステップの可視化とアプローチ方法について検討。	

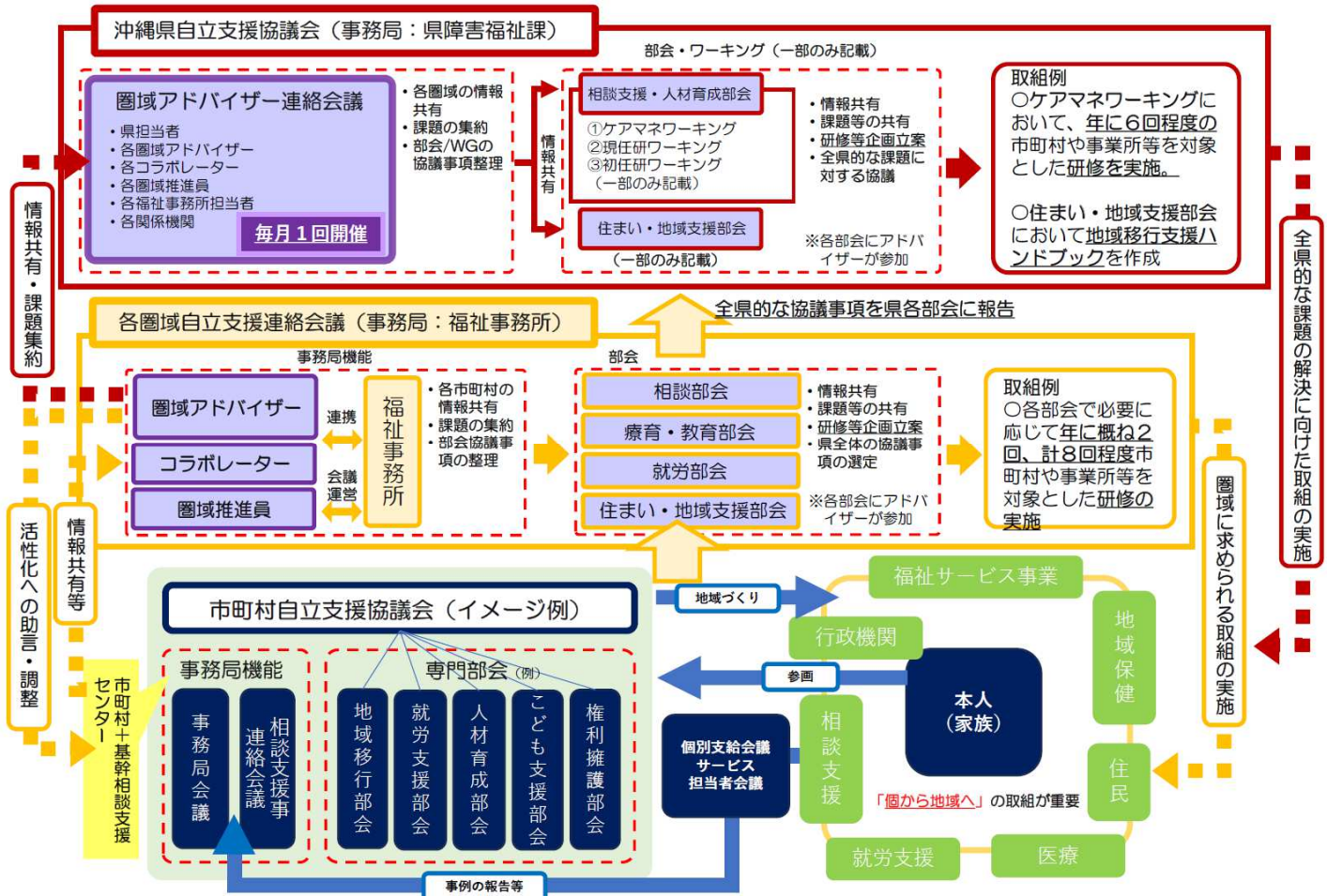
取組の工夫点・今後に向けての取組	- 令和7年度から基幹運営を委託した相談支援事業所では人員体制を強化するとともに、委託相談との役割分担と連携、行政との協働による運営体制づくりを意識的に推進している。 ⇒基幹相談支援センターが中心となり自立支援協議会（各専門部会）で課題の抽出、対応策の検討・取り組むことにより、地域事業所の人材育成・スキルアップと連携を強化していく。
------------------	---

西原町	
人口：約35,000人	
■基幹相談支援センター：設置	平成31年（単独：令和7年度より委託）
■地域生活支援拠点：整備	令和3年度（単独：面的整備）
■自立支援協議会：設置	平成24年度（単独：直営）

支援による効果・変化	
基幹相談支援センターのあり方の検討に当たって、圏域アドバイザーが町自立支援協議会の委員として参加することで、町直営の現状と課題の整理と委託の方向性について議論が進んだ。特に、基幹の委託に際して、町内事業所の主任相談支援専門員の知見を活用しながら基幹の事業を展開することが重要であるとの助言を受けることができた。	

23





自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

25

【事例5】 新潟県

○地域のネットワークを活かした福祉圏域を単位とした持続的な支援体制の再構築

- ・県自立支援協議会に専門アドバイザー等が参加する「圏域部会（連絡調整会議）」を設置、市町村自立支援協議会との接続機能を担う。
- ・基幹相談支援センターの設置の進展を踏まえ、令和4年度から市町村の要請に基づく派遣型専門アドバイザーへ変更。
- ・専門アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かし、基幹相談支援センター、市町村職員、専門アドバイザーとの連携による地域づくりを圏域単位で主体的に推進していく体制を再構築。

管内市町村の状況

- 市町村数：30
- ・基幹相談支援センター
16市町村に設置
- ・地域生活支援拠点等
24市町村に整備
- ・市町村自立支援協議会
30市町村に設置

新潟県自立支援協議会

- 設置開始年：平成18年
- 運営（事務局体制）：新潟県障害福祉課
- 概要・特徴：
 - ・県自立支援協議会の担当者会議において、圏域の課題を抽出、共有し本会につなげる。
- ＜部会の構成＞
 - ・圏域部会（連絡調整会議）、精神障害者支援体制構築部会、就労支援部会、療育支援部会、権利擁護部会、研修企画WG
- ＜市町村協議会との連携＞
 - ・県自立支援協議会と福祉圏域内の市町村自立支援協議会の接続口として、県内7圏域に、連絡調整会議（本会議と複数の部会で構成）を設置している。

市町村支援のポイント

これまで作り上げてきた専門アドバイザーと地域のネットワークを活かし、福祉圏域を単位とした安定的・持続的な支援体制の再構築を進めている。

アドバイザー

- ・派遣型：24名配置（登録制：相談支援体制整備、発達障害者地域支援体制整備、障害児等療育支援体制整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築、権利擁護体制整備、強度行動障害支援体制整備、リハビリテーション支援体制整備の7部門）
- ・基幹相談支援センターの設置が地域で進んでいなかった時代は、県内の7つの圏域に専門アドバイザーを配置（平成19年度～）していたが、地域に相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置が進んできたことから、令和4年度からアドバイザー登録制とし、市町村の要請に応じて派遣する派遣型へ切り替えた。
- ・専門アドバイザーは、圏域の連絡調整会議や相談支援部会等に参加し、基幹や拠点と連携し、相談支援体制に係る課題に取り組む。

【新潟県】アドバイザー制度の見直しによる市町村支援

支援対象	連絡調整会議、市町村
支援のきっかけ	・地域に相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置が進んできたのを踏まえ、これまで専門アドバイザーが築いてきた地域のネットワークを活かした地域づくりを圏域単位で主体的に推進していくための体制を再構築する必要があった。

アドバイザー制度	下越圏域の取組事例
H19年度～R3年度 ■配置型専門アドバイザー（圏域センター） - 療育部門（～R3年度） - 相談支援部門（～R3年度） - 地域移行部門（～R3年度） ※専門アドバイザーは、20名配置（7圏域合計）	○市町村障害者基幹相談支援センター：新発田市（R2年4月設置）、胎内市（R3年4月設置） ＜下越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議＞ 事務局会議、4部会（療育部会、地域移行支援部会、相談支援部会、事業所部会）、就労支援連絡会議などで構成

R4年度～ ■派遣型専門アドバイザー ※配置型専門アドバイザー（圏域センター）廃止 7部門の専門アドバイザーを本庁で登録。地域の実状に応じて、相談支援拠点が調整し派遣 ※配置型アドバイザーは、派遣型に移行、新たに適任者を選出し、24名体制	○障害者基幹相談支援センター：村上市（R4年4月設置） ＜下越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議＞ - 地域に基幹相談支援センターの設置が進みつつあることを踏まえて、部会を3つ（相談支援部会、療養部会、にも包括部会）に集約するなど、組織を再編 「相談支援部会」を中心に専門アドバイザー、市町村、基幹、拠点等が連携して取り組む体制と機運を醸成
---	---

取組の工夫点・今後に向けての取組	- 連絡調整会議は、市町村自立支援協議会の課題を洗い出し、圏域単位で情報を共有する。さらに圏域の課題は、県自立支援協議会の圏域部会で共有される。 - 圏域、市町村によって取組に差がある。市町村の文化、今まで積み重ねてきた圏域の歴史を尊重したうえで、各圏域の下地を活かし、主体的な取組を支援する専門アドバイザー制度の構築をめざす。
------------------	---

27

【新潟県】基幹相談支援センターの設置等に向けた市町村支援

支援対象	全30市町村
支援のきっかけ	- 基幹相談支援センターの設置効果、設置のための行程や方法が分からず、設置に踏み切れない市町村があった。 - 地域生活支援拠点等の整備の効果、整備のための行程や方法が分からず、整備に踏み切れない市町村があった。 - 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備後の検証や評価、改善に向けた取組を進める必要があった。

都道府県の取組

R6年度～	- 令和6年度から、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の設置・整備促進に向けた市町村担当者会議を実施している。 - 市町村、圏域によって状態は様々であることから、国が行っている全国ブロック会議だけではなく、新潟県単独の取組として、新潟県内の好事例を収集、共有し、基幹の設置や地域生活支援拠点等の整備促進の参考情報を提供し、市町村の体制の維持・強化を図っている。
-------	--

県の取組

市町村の取組

R6年度～	- 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備促進に向けた市町村担当者会議を実施し、県内の取組の好事例の共有（令和6年度） - 下越圏域において、職員の資質向上やネットワークの強化を目的として、他県から講師を招聘し、研修を実施（令和8年度予定）
-------	---

支援による効果・変化

市町村を対象に県独自の研修の場（市町村担当者会議における県内好事例の共有）を設けることで、各市町村の現状の振り返りや他自治体との情報共有につながった。

取組の工夫点・今後に向けての取組	- 基幹相談支援センターと市町村（自立支援協議会）が連携して市町村ごとの強みや地域課題等を把握し、課題解決に向けて取り組むとともに、圏域単位でも情報共有しお互いをサポートしながら、市町村の単位を超えた広域的な体制整備を進めていくことに期待する。 - 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置状況及び人口規模に配慮したグループ分けを行った上で、意見交換会を実施した。
------------------	--

【新潟県】（自立支援）協議会の活性化に向けた市町村支援

支援対象	下越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議（新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村）
支援のきっかけ	・アドバイザーの個人的ネットワークや意欲に依存する形ではなく、組織として安定的、持続的に同様の連携やネットワーク体制が維持され、より効果的に地域づくりを推進できる体制を構築する必要があった。 ・連絡調整会議設置要綱の作成や研修企画や実施方法を県が基幹相談支援センターや委託相談と協働で作成するプロセスをきっかけに、各基幹相談支援センター職員、各市町村職員や専門アドバイザーとの連携の仕組みづくりに取り組んだ。

都道府県の取組	
R4年度	＜連絡調整会の設置要綱等の作成＞ ・連絡調整会議の事務局である新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課は、一般的なひな形の提供ではなく、基幹相談支援センターと丁寧協議の中で設置要綱等を作成 ＜ネットワーク構築、事業デザイン＞ ・ネットワーク作りや事業デザインについての枠組み作りに協力 ・特に研修や会議の内容整理について、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、地域の関係者の話を聞きながら設計

下越圏域
・6市町村（3市1町2村） ・圏域人口：約188,000人 ・新潟県新発田地域振興局、新潟県村上地域振興局

	県の取組	下越圏域の取組
R4年4月 ～	・ 要綱や通知作成等の行政事務に関する支援（地域福祉課）	・ 連絡調整会議の「相談支援部会」において検討、体系的に作成
	・ ネットワークづくりと事業デザイン（研修、会議の内容整理等）に関する支援（地域保健課）	・ 地域課題の整理、共有やそれに基づいた研修、会議内容の発案 ・ 下越フォーラム等のイベント実施によるネットワークの強化

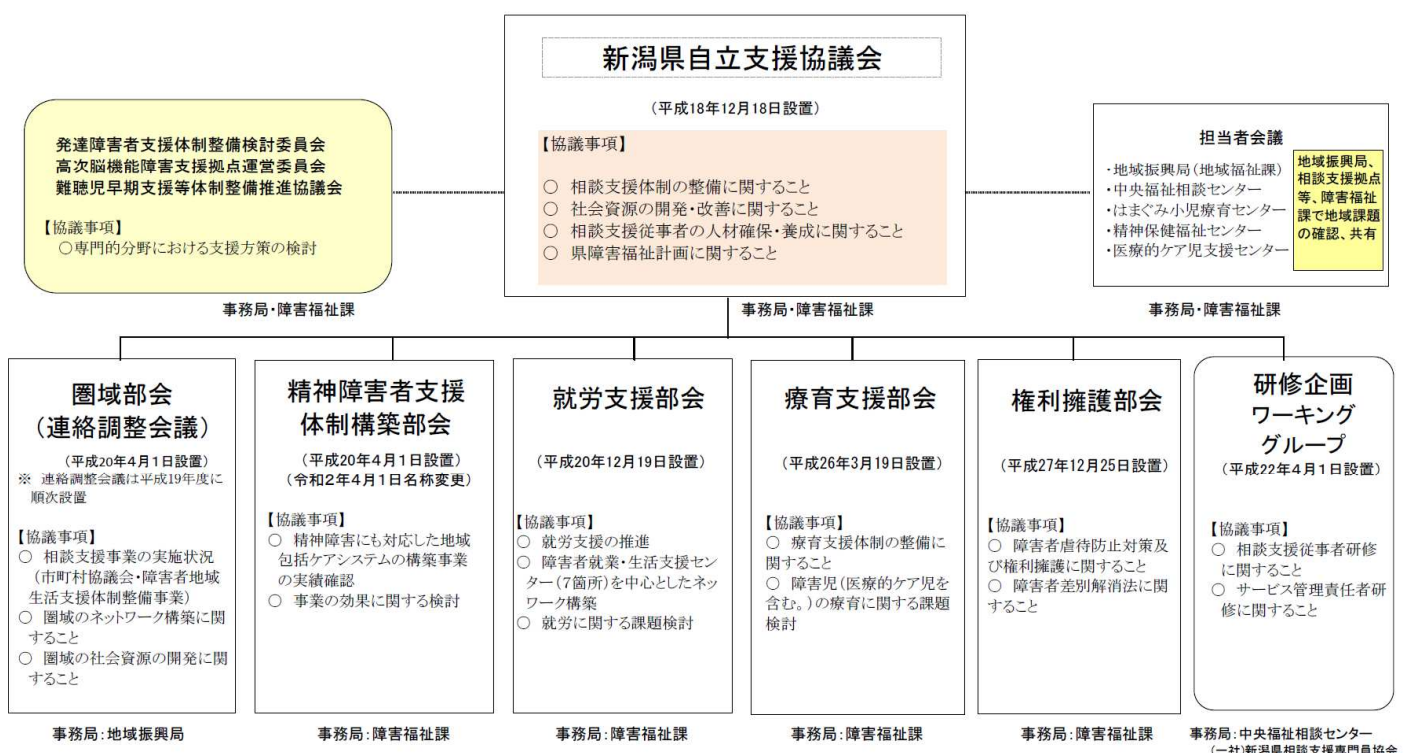
取組の工夫点・今後に向けての取組	・連絡調整会議の再編プロセスを通じて、各市町村職員や各基幹相談支援センター職員、専門アドバイザーの連携の仕組み作りを推進 ・下越圏域の取組を参考に他圏域に横展開していくことを検討
------------------	--

支援による効果・変化
要綱作りや、会議の運営、研修企画等の県振興局の伴走的な支援が地域と県による協働の取組として理解されており、円滑な取組につながっている。 こうした支援のプロセスを通して、属人的な取組に依らない仕組みとしての相談支援体制の重要性の理解が浸透している。

29

令和7年度 新潟県自立支援協議会の体制

資料1

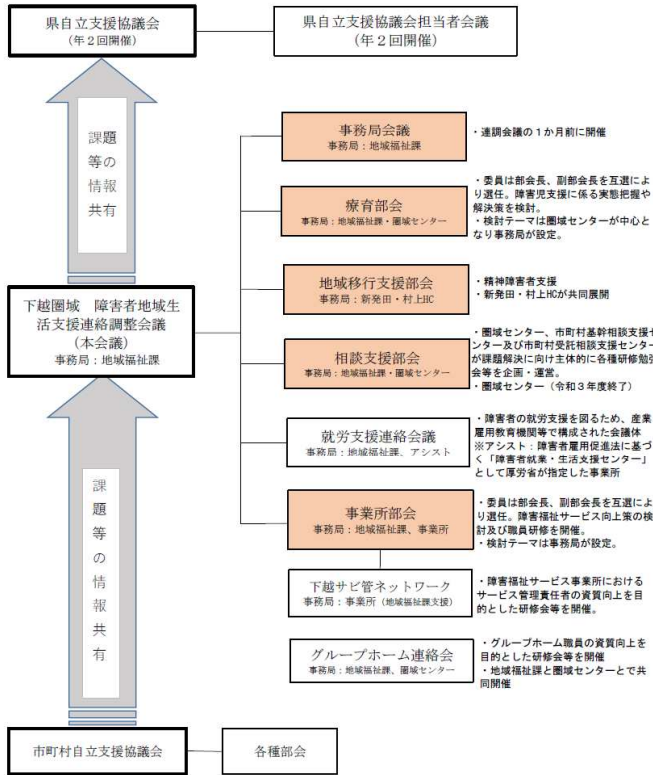


下越圏域障害者地域生活支援連絡調整会議運営体制

平成19年度～令和3年度

○配置型アドバイザー（圏域センター）が廃止
療育部門（緑風園（～R1年度））、相談支援部門（はまなす（～R3年度））

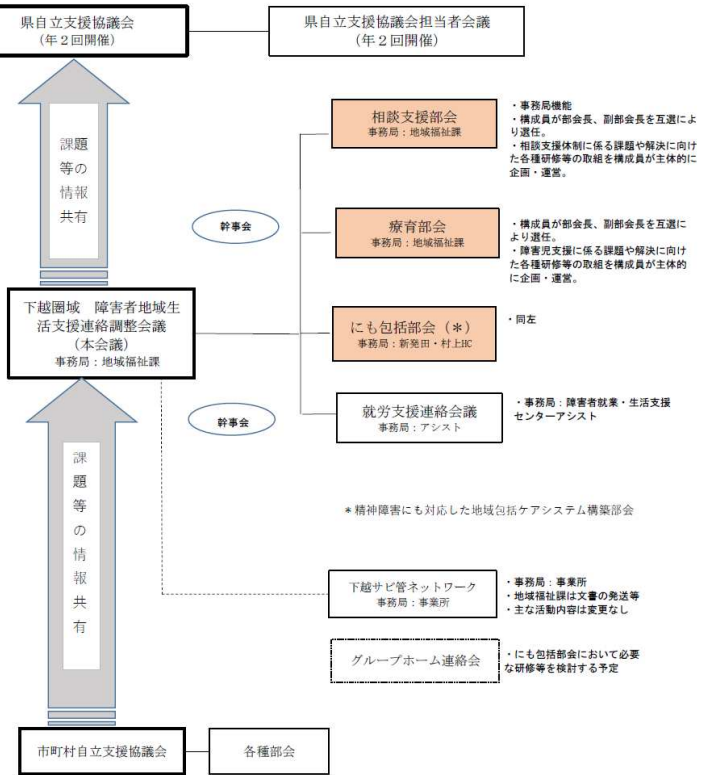
○市町村障害者基幹相談支援センター：新発田市（R2年4月設置）、胎内市（R3年4月設置）



令和4年度以降の体制

派遣型アドバイザーへ
三部門（療育・地域移行・相談支援）のアドバイザーを地域の実状に応じて本庁主導で派遣

○障害者基幹相談支援センター：村上市（R4年4月設置）



演習（グループワーク）

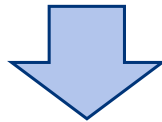
ブロック会議 演習（グループワーク）

時間	内容
13：30～16：05	【5】演習（グループワーク）
13：35～13：40（5分）	自己紹介
13：40～13：45（5分）	グループワーク1の進め方の説明
13：45～14：45（60分）	グループワーク1：他の都道府県との意見交換 ①都道府県の現状や課題を発表（15分） ②課題解決に向けての取組等の意見交換（45分）
14：45～14：55（10分）	席替え・休憩
14：55～15：00（5分）	グループワーク2の進め方の説明
15：00～16：05（65分）	グループワーク2：自都道府県での意見交換 ①取組の振り返りと課題の共有（15分） ②次年度に向けた取組について（50分）
16：05～16：25	【6】総括（グループ発表・講師による総括）

グループの分け方

グループワーク 1：他の都道府県との意見交換

- ・ 他の都道府県の参加者同士で意見交換
- ・ 1 グループ 5・6 人程度でグループを作成
- ・ 都道府県職員、アドバイザー等をバランスよく配置



席替え

グループワーク 2：自都道府県の参加者で意見交換

- ・ 自都道府県の参加者同士で意見交換

自己紹介（5 分）

- ・ グループ内で自己紹介
- ・ 司会を決める

グループワーク 1 他都道府県との意見交換

①都道府県の現状や課題を発表（15分）

- ・（事前提出資料を参考に）令和6年度ブロック会議で検討した「目標」と「取組」の進捗状況や成果、取組を進めるにあたっての課題を順に発表
（都道府県職員、アドバイザー等のそれぞれの立場で、関わっていること、課題だと感じていることも合わせて発表）

グループ内で順番に発表（1人2～3分程度）

発表内容のメモ用に演習シート1をお使いください

「ブロック会議」演習シート1

グループワーク 1

①都道府県の現状や課題について

メモ用

グループワーク 1 他都道府県との意見交換

②課題に対する工夫や取組について意見交換（45分）

- ・ 発表した課題について、解決に向けてどのような工夫や取組が考えられるか、グループ内で意見交換
(グループ内で出た意見を持ち帰って参考にできるように)

演習シート2にグループワークで出た意見を記入してください

「ブロック会議」演習シート2

グループワーク 1

②課題に対する工夫や取組について

メモ用

席替え・休憩

午前中の座席（都道府県ごと）に戻ってください。

グループワーク 2 自都道府県での意見交換

①都道府県の取組の振り返りと課題について(15分)

※司会を決める（必要に応じて）

- ・現在の市町村支援の取組状況の確認と課題の共有
- ・課題に対する取り組みとして、他都道府県との意見交換で参考となる内容を共有

メモ用に演習シート 3 をお使いください

グループワーク2

①都道府県の取組の振り返りと課題について

メモ用

グループワーク2 自都道府県での意見交換

②次年度に向けての取組について（50分）

- ・今後どのような市町村支援に取り組むかを意見交換
 - オンライン研修の結果（チェックリスト、アンケート結果等）も参考に、市町村の現状を踏まえて検討
 - 今年度内の取組については、オンライン研修未参加市町村に対するフォローアップについても合わせて検討
 - 市町村支援に取り組む中で、都道府県（自立支援）協議会をどう活性化させ、どう活用したらよいかも合わせて検討
- ・上記議論を踏まえ、1年後までに目指す「目標」とそれに向けての「取組内容」を検討 →演習シート5

グループワーク2

②次年度に向けての取組について

メモ用

未設置・未整備市町村
設置・整備済み市町村
全市町村

提出用「演習シート5」について

- ・1年後の目標に向けて、今年度のうちに何に取り組むか、次年度がスタートしたらどんなことから取り組むか、予算編成の時期までに何をすべきか、など、具体的なスケジュールもイメージしながら取り組む内容を検討してください。

グループワークで出た意見を整理し、
演習シート5に記入してください

演習終了後、都道府県で1枚提出してください

※提出方法

- ①本日、ブロック会議終了後、手書きの用紙を提出
- ②後日、ファイルをメールで提出

グループワーク2

1年後の「目標」と「取組内容」

都道府県名

	1年後の目標	取組内容（具体的に）
未設置・未整備 市町村		
設置・整備済み 市町村		
全市町村		

総括

- ・ グループ発表
- ・ 講師による総括

演習シート5の提出について

以下のいずれかの方法で提出してください

①本日、ブロック会議終了後、手書きの用紙を提出

- ・机の上のクリアファイルに入れてください。
- ・お手元にも記載内容が残るようにしてください。
(同じ内容を書き留める、写真に撮るなど)

②後日、ファイルをメールで提出

- ・事前にメールでお送りした演習シート5のファイル（パワーポイント）に入力の上、メールにて事務局まで提出してください。
(shogai_sodan@hit-north.or.jp)

■提出×切

関東ブロック	令和7年11月21日（金）	北海道・東北ブロック	令和7年12月12日（金）
北陸・甲信越ブロック	令和7年12月3日（水）	中国・四国ブロック	令和7年12月24日（水）
東海・近畿ブロック	令和7年12月5日（金）	九州・沖縄ブロック	令和7年12月26日（金）

アンケートの提出について

- ・アンケートへのご協力をお願いいたします。
- ・朝配布した資料の中のアンケート用紙に記入して下さい。
- ・記入後のアンケートは、机の上のクリアファイルに入れてください（本日提出）。

都道府県の実施状況等

＜北陸・甲信越ブロック＞

都道府県の実施状況等

都道府県名

新潟県

1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

- ・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してください（詳細は不要）。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください（変更した理由も記載してください）。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	市町村ごとに課題整理（現在の相談支援体制の整備状況の振り返り、点検）をし、県として把握する。	・基幹相談支援センター（未設置市町村の場合は委託相談支援事業所）、市町村、県地域振興局の担当者会議の実施 ・専門アドバイザー（相談支援体制整備）と専門アドバイザー派遣事業の有効利用やアウトリーチの方法について検討する。
設置・整備済み市町村	・ 同上	・ 同上

2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

- ・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。（誰と取り組んだかも記載してください）

時 期	取組内容(概要)
<これまでの取組> ①R7. 2. 7 ②R7. 7. 30	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進に向けた市町村担当者会議の実施 （取組者：市町村、基幹相談支援センター、専門アドバイザー 県相談支援拠点、県地域振興局、県障害福祉課） ①令和6年度は、基幹・拠点等に関する基本的知識を講義で確認し、その後グループワークで自市町村の現状把握及び今後の取組を検討した。 ②令和7年度は、基幹・拠点等に関する具体的な運用、取組みについて実践報告を行い、それを踏まえて自市町村の課題を再確認し、今後の取組を検討した。 ・専門アドバイザーも参加し、具体的な助言を行うことができた。 ・基幹・拠点等の整備状況を踏まえたグループ編成を行うことにより、課題認識が近い市町村同士で参考になる意見交換ができた一方、整備・運用が進んでいたり、課題認識を強く持っている市町村にとっては物足りない部分もあった。
<これからの予定> ①R7年内 ②R8. 2	①専門アドバイザー派遣の有効利用等を検討するための専門アドバイザーとの協議の実施 ②基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進に向けた市町村担当者会議（令和7年度2回目）の実施 ※内容は検討中

3

3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。

- ・市町村がそれぞれの自治体の現状や課題を把握することにつながった。また、市町村同士での情報共有も進めることができた。
- ・基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置や機能の見直しに向けて、他市への視察や協議を開始した市町村がある。

4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。

- ・各市町村ごとに基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備状況や取組への意識が異なる中、各市町村の個別の状況や課題を把握した上で、どのような会議内容にしていくか。
- ・相談支援体制整備に関する市町村への専門アドバイザー派遣をどのように活性化させていくか。

1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

- ・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してください（詳細は不要）。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください（変更した理由も記載してください）。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	※設置、未設置に関わらず、県全体としての支援を検討。	①相談部会の開催
設置・整備済み市町村	②コロナ禍後のリスタート研修 →R7年度の相談部会として研修会を開催	③各自立支援協議会×主任相談支援専門員×圏域アドバイザーの連携

5

2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

- ・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。（誰と取り組んだかも記載してください）

時 期	取組内容(概要)
＜これまでの取組＞	①相談部会の開催 令和6年度中に全市町村及び基幹相談支援センター職員を対象とし、相談部会を開催した。圏域アドバイザーにも出席いただき、これまでの取り組みや課題の共有を行った。
＜これからの予定＞	②コロナ禍後のリスタート研修 →R7年度の相談部会として研修会を開催 11月10日開催予定。 - 全市町村及び基幹相談支援センター、主任相談支援専門員、その他地域の相談支援体制整備に関わる相談支援専門員を対象とし、「自立支援協議会、地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、主任相談支援専門員」をキーワードに各圏域ごとの相談支援体制整備に向けたロードマップを作成予定。 ③各自立支援協議会×主任相談支援専門員×圏域アドバイザーの連携 - 圏域アドバイザー派遣事業の周知を図っているが、活用率は低い。 11月の相談部会の状況をもとに、活用率を向上させるため、派遣方法等を再検討する予定。

3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。
- ・相談部会において、各圏域ごとに基幹相談支援センターの整備や地域生活支援拠点の活用状況、主任相談支援専門員の活動状況等の現状を整理した。
- ・他の圏域の取り組みを共有し、質疑応答や意見交換を行い、基幹相談支援センターの整備や地域生活支援拠点の活用について、各圏域において再度協議した。

4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。
- ・制度理解が不十分であること。
- ・新たな仕組み（基幹相談支援センターの整備や地域生活支援拠点の活用に向けた取り組み等）を始めるにあたって、その機能を担う人員不足。
- ・圏域ごとの課題に差があり、県として一体的に支援するのではなく、圏域ごとの課題に応じた支援が必要であり、負担が大きい。

7

都道府県の取組状況等

都道府県名

石川県

1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

- ・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してください（詳細は不要）。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください（変更した理由も記載してください）。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	アドバイザーの配置	年度内：情報収集、課内での提案 来年度：自立支援協議会相談支援部会に諮る、予算化を目指す
設置・整備済み市町村	基幹相談支援センター連絡会の新設	年度内：課内での提案 来年度：自立支援協議会相談支援部会に諮り、合意形成

2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

- ・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。（誰と取り組んだかも記載してください）

時 期	取組内容(概要)
＜これまでの取組＞ 令和7年 6月	奥能登2市2町と相談支援専門員との今後の相談支援体制強化支援についての話し合い
令和7年 7月	市町行政職員・相談支援事業所等と他地域との意見交換をするネットワーク会議を開催し、県内市町と基幹相談支援センターの必要性を確認
令和7年 9月	奥能登2市2町の委託相談支援事業所に対し、事業説明のため訪問
令和7年10月	地域外の主任相談支援専門員等がアドバイザーとして各市町の抱える困難事例に伴走支援をしたり、今後の奥能登地域の相談支援体制を検討する、奥能登相談支援体制強化事業を開始
＜これからの予定＞ ～令和9年3月	奥能登2市2町内で基幹相談支援センターの設置について検討

9

3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる各市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、各市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。

小規模自治体である奥能登の市町においては、市町だけでは各々の事情もあり基幹相談支援センターの設置についての議論がまとまっていなかった。そこに令和6年の能登半島地震により議論が停止かつ震災の影響によるマンパワー不足や、広域的な調整等を要する相談の増加と基幹相談支援センターの議論をする余力がなくなった。

そこで県が復興支援という形でアドバイザー派遣を実施し、令和10年までに奥能登地域に基幹相談支援センターを設置することを奥能登2市2町に確約していただいた。

事業自体の成果については令和7年10月より事業開始したばかりのため、今後確認予定。

4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。

令和7年10月より事業開始したばかりのため、今後課題等確認予定。

1. 令和6年度「ブロック会議」で検討した1年後の「目標」と「具体的な取組」

- ・令和6年度「ブロック会議」で各都道府県が検討した1年後の「目標」と「取組」の概要を記載してください（詳細は不要）。方針や方向性に変更があった場合は変更を反映したものを記載してください（変更した理由も記載してください）。

	1年後の目標	具体的な取組
未設置・未整備市町村	・アドバイザー事業の活用を通して、各市町の具体的な課題の整理を行い、基幹相談支援センターの設置および地域生活支援拠点の整備の必要性を実感してもらう。（設置・整備のために動き出す前準備）	（今年度中） ・アドバイザー事業を活用した市町に対して今年度の評価をもらう。 ・アドバイザー派遣の申請が一度もない市町に対してヒアリングを実施。 ・派遣型に加えて、未整備・未設置の市町に対しては圏域での配置型の検討。 ・来年度に向けて要綱の修正。 ・アドバイザー派遣後の市町用報告書の検討（進捗状況や新たな課題を見える化）。 （来年度） ・新要綱のもと、事業実施。
設置・整備済み市町村	・基幹相談支援センター等連絡会の継続。 ・地域生活支援拠点事業所間のネットワークができる。	（今年度中） ・各市町で使用している評価票の収集。 （来年度） ・ネットワーク連絡会を例年より早い時期に開催し、各市町の評価法（どんな評価をしているのか等）について検討。

11

2. 現在までの進捗状況とこれから取り組む予定等

- ・令和6年度「ブロック会議」終了後から現在までの、各市町村への相談支援体制整備の強化に向けた支援の主な進捗状況と、これからの取組予定を記載してください。（誰と取り組んだかも記載してください）

時 期	取組内容(概要)
＜これまでの取組＞	・市町の自立支援協議会へのオブザーバーとしての参加による相談支援の現状把握 ・地域生活支援拠点が新たに設置された自治体が開催する勉強会にアドバイザーが参加し、今後、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行の推進が図れるよう、先進地域の事例から学ぶとともに、自治体職員、相談支援専門員をはじめとした支援者自らが考えるグループワークを開催 ・基幹相談支援センター未設置の自治体に対しアドバイザーを派遣し、基幹・委託の役割、人材育成・支援者支援の必要性等について検討 ・基幹・委託・主任・行政連絡会/研修会を行い、全市町担当者、基幹・委託・主任が一堂に会し、基幹の役割と人材育成について学び、他市町との情報交換を行なった。 ・上記開催の際、事前に各市町へ調査を行い、一覧表にまとめた。（別紙）
＜これからの予定＞	・引き続きアドバイザー派遣および圏域勉強会の開催を通し、地域における相談支援の現状把握と、課題解決に向けた取り組みについて進めていく ・ネットワーク連絡会の開催等により、各市町における相談支援事業所の評価法（どんな評価をしているのか等）および資質向上に向けた取り組みを共有

3. 取組を進めたことによる成果等

- ・「2」の取組を進めたことによる市町村の基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置・整備に向けた動き、協議会の活動状況など、市町村における相談支援体制整備の成果等を記載してください。

○新たに基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点の設置を行った自治体の増

基幹相談支援センター +1 (設置数 11 → 12、設置率 : 64.7% → 70.6%)

地域生活支援拠点 +1 (設置数 13 → 14、設置率 : 76.5% → 82.4%)

ほか、要綱策定済で委託事業者選定中の自治体 1)

○望まないセルフプランの解消 (全国と比べ低い水準であるセルフプランの率 (R7.3月時点) の水準キープ)

計画相談支援 0.3% (参考 R6.3月の状況 : 0.3%、全国5位 (低い順)、全国平均 15.8%)

障害児相談支援 2.9% (参考 R6.3月の状況 : 2.0%、全国17位 (低い順)、全国平均 30.7%)

4. 取組を進める上での課題

- ・「2」の取組を進める上での課題を記載してください。

- ・ 人手不足、専門的人材の育成 (相談支援専門員の確保、主任相談支援員の増)
- ・ 障がい福祉施策の取組み全般の課題として、市レベルと町レベルで職員の体制や財政状況に大きな違いがあり、取り組む上でのハードルが異なる。複数の自治体が共同で基幹相談支援センター・地域生活支援拠点の設置・運営を検討する場合、主となる自治体 (市など) へのインセンティブが必要ではないか